

第 1 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	1 2
○報告第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○諮問第 3 号の上程、説明、討論、採決	2 4
○議案第 2 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
○議案第 2 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
○議案第 2 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○議案第 2 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
○議案第 2 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0
○議案第 2 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○議案第 2 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 2 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○会議時間の延長	3 6
○議案第 2 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7

○議案第 2 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○議案第 2 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○議案第 2 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 2 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第 2 2 8 号及び議案第 2 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第 2 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第 2 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第 2 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第 2 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 2 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第 2 3 5 号及び議案第 2 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第 2 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 2 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 2 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第 2 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第 2 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第 2 4 2 号及び議案第 2 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第 2 4 4 号～議案第 2 5 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	6 5
○請願・陳情について	7 2
○散会の宣告	7 3

第 2 号 (3月5日)

○議事日程	7 5
○本日の会議に付した事件	7 5
○出席議員	7 5
○欠席議員	7 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 5
○事務局職員出席者	7 5
○開議の宣告	7 6
○一般質問	7 6
今 泉 文 克 君	7 6
小 林 政 次 君	9 0
古 川 文 雄 君	9 8

畑 幸 一 君	1 0 7
円 谷 寛 君	1 1 5
○休会について	1 3 3
○散会の宣告	1 3 3

第 3 号 (3月14日)

○議事日程	1 3 5
○本日の会議に付した事件	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○欠席議員	1 3 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 5
○事務局職員出席者	1 3 6
○開議の宣告	1 3 7
○議事日程の報告	1 3 7
○予算審査特別委員長報告（平成26年度鏡石町各会計予算審査について）及び 報告に対する質疑、討論、採決	1 3 7
○産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、 採決	1 4 4
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 4 6
○議案第255号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議案第256号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第257号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○日程の追加	1 5 0
○意見書案第16号及び意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○閉議の宣告	1 5 3
○町長挨拶	1 5 3
○閉会の宣告	1 5 5
○署名議員	1 5 7

鏡石町告示第17号

第11回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月27日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成26年3月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成26年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年3月4日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 39号 専決処分した事件の承認について
(平成25年度鏡石町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 6 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第215号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第216号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第217号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第218号 鏡石町ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第219号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第220号 鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第221号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第222号 鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第223号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第224号 鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第225号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第226号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第19 議案第227号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結について

- 日程第 2 0 議案第 2 2 8 号 鏡石町ふれあいの森公園アスレチック遊具更新工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 9 号 鏡石町ふれあいの森公園人工芝滑り台人工芝更新工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 0 号 鳥見山公園多目的広場改修工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 1 号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その 1 変更請負契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 2 号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）変更請負契約の締結について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 3 号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 4 号 平成 2 5 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 3 5 号 平成 2 5 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 3 6 号 平成 2 5 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 3 7 号 平成 2 5 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 3 8 号 平成 2 5 年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 3 9 号 平成 2 5 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 4 0 号 平成 2 5 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 4 1 号 平成 2 5 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 4 議案第 2 4 2 号 平成 2 5 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 5 議案第 2 4 3 号 平成 2 5 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 2 4 4 号 平成 2 6 年度鏡石町一般会計予算
- 日程第 3 7 議案第 2 4 5 号 平成 2 6 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 2 4 6 号 平成 2 6 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 2 4 7 号 平成 2 6 年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 2 4 8 号 平成 2 6 年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 2 4 9 号 平成 2 6 年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 2 5 0 号 平成 2 6 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 2 5 1 号 平成 2 6 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算

日程第44 議案第252号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算

日程第45 議案第253号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算

日程第46 議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算

日程第47 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副 町 長	助川 浩一 君
総務課長	小貫 忠男 君	税務町民課長	柳沼 英夫 君
健康福祉課長	小貫 秀明 君	産業課長	小貫 正信 君
都市建設課長	関根 邦夫 君	上下水道課長	圓谷 信行 君
教 育 長	高原 孝一郎 君	参事兼 教育課長	木賊 正男 君
会計管理者 兼室長	高原 芳昭 君	農業委員会 事務局局長	関根 学 君
原子力災害 対策室長	吉田 竹雄 君	選挙管理 委員会委員長	西牧 英二 君
教育委員会 委員長	塩田 重男 君	農業委員会 職務代理者	滝田 正臣 君
監査委員	根本 次男 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 賢 司	主 幹	岡 部 フミ子
-------------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第11回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。
3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

- 3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。
第11回定例会の議事内容が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。
第11回鏡石町議会定例会会期予定表。
平成26年3月4日火曜日招集、日次、日、曜、会議内容の順で読み上げます。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第11回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
弥生3月を迎えましたが、いまだに寒さの続く本日、ここに第11回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましては、報告1件、諮問1件、条例の一部改正等12件、工事の変更請負契約締結議案7件、平成25年度一般会計を含めた各会計補正予算10件、そして平成26年度各会計予算11件の、合わせまして42件を提案するものであります。
何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。
-

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、11番、木原秀男君、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり項目ごとに報告いたします。

1、検査の対象、平成25年11月分、平成25年12月分、平成26年1月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金の現金、預金等の出納保管状況につき検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成25年11月分につきましては、平成25年12月25日水曜日午前10時から正午まで、平成25年12月分につきましては、平成26年1月27日月曜日午前9時55分から

正午まで、平成26年1月分につきましては、平成26年2月25日火曜日午前9時50分から正午まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名の方の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成25年11月分、平成25年12月分、平成26年1月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成26年2月20日木曜日午後3時30分開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 須賀川地方広域消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例。

第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。

第6、議案第4号 須賀川地方広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例。

第7、議案第5号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の変更について。

第8、議案第6号 平成25年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第9、議案第7号 平成26年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

なお、この1号から7号まで全て可決承認されましたことを報告いたします。

なお、詳しくはお手元に配付の冊子にお目通しをしていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会定例会の報告をいたします。

お手元の資料において説明いたします。

議事日程第1号、平成26年2月20日（木曜日）午前10時30分開議。

第1、会期の決定、本日限り。

第2、会議録署名議員の指名、4番、大内康司議員、6番、川田伍子議員、7番、渡辺忠次議員。

第3、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論なし、原案のとおり可決いたしました。

第4、議案第2号 須賀川地方保健環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、質疑、討論なし、可決いたしました。

第5、議案第3号 平成26年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算、質疑、討論なし、異議なし、可決いたしました。

第6、一般質問、通告者、8番、大倉雅志議員、質問の要旨、1、新ごみ処理施設の建設について、2、ごみ処理施設から発生する主灰、飛灰についての質問についてでした。27年度発注、30年度運転開始を目指す総工費60億円の規模のごみ処理場の建設についての質問でした。

以上、定例会の報告をいたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団議会の報告をさせていただきます1番議員の円谷寛でございます。

公立岩瀬病院企業団議会は、12月26日午前10時に開会になりまして、お手元に配付の資料のとおり、1番、会期の決定、2番、会議録署名議員は省略をいたしますが、3番は、議案第6号で、公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例ということで、お手元に配付の資料のとおり改定をされたわけでございますが、特に注目と申しますか、4ページの一番上段の8番に鍼灸治療ということで、今度の病院の改築に合わせて、院長が東京まで行って技術の高い鍼灸師を見つけてきたと、こういうことで、この鍼灸治療が実践をしても、院長の話ですが、大変効き目のあるそういう治療をする鍼灸師なものですから、大いに活用していただきたいというふうな説明もございましたので、お知らせをしておきたいと

思います。

日程第4は、議案第7号 公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例ということで、ステーション設置条例の一部を別紙の中にありますとおり改正されました。いずれも賛成、全員一致で採択をされております。

日程第5は、議案第8号 平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）でございますが、これも提案のとおり採決をされております。

なお、企業団議会の終了後にいつも全員協議会があるわけですが、その全員協議会で私のほうから若干の問題提起をしております。と申しますのは、今、公立病院の中で1億円をかけてホールボディカウンターが設置されて、この機械にかけて放射能が見つからないということでみんな安心をしているわけですが、先日、私、あるシンポジウムに出ましたところ、このホールボディカウンターの精度というものは大変低いものでございまして、例えば尿検査のほうは50倍も精度があるということなんですね。ですから、このホールボディカウンターだけで検査をして、それで我々は大丈夫だということになりますと、将来発がんなどが生じた場合において、あなたはホールボディカウンターではかったときに出てこなかったじゃないですかということで、国や東電の補償において逆に相手側に利用されるんじゃないか、もう少し尿検査などと併用したそういう精度の高い検査をすべきではないかということの問題提起いたしました。事務長の答弁では、今後、構成市町村と十分話し合っていきたいということでございますので、一応そのような問題提起があったということを報告しておきます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

議会運営委員長、3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 議会運営委員会のほうから事務調査の報告をさせていただきます。

平成26年3月4日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。鏡石町議会運営委員会委員長、菊地洋。議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成26年1月23日木曜日から24日金曜日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、類似自治体（人口や面積規模が類似する）議会及び先進議会の活動実態を調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。

2、調査自治体（議会）、埼玉県嵐山町議会、埼玉県ときがわ町議会。

3、調査項目、（1）専門的知見の活用について、（2）議会主催の住民懇談会・議会報告会について、（3）議会運営について。

4、参加者、議会運営委員6名、議長、事務局長、計8名。

調査内容及び結果報告、埼玉県嵐山町、町の概要、面積29.85キロ平米、人口1万8,342人（平成26年1月1日現在）、平成25年度一般会計当初予算53億6,000万円。

〔「朗読省略」の声あり〕

○3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 朗読省略の声がございましたので、まとめに入らせていただきます。

まとめ、鏡石町と類似町及び先進町の2町の議会について調査研修したが、議会基本条例に基づき、議員みずからが実施マニュアルを作成して事業を遂行していることは参考となった。

特に嵐山町については、全国から多数の議会議員が研修に訪れ、議員らとの交流によって、受け入れた議会議員みずからが高められているという意識の高さが感じられた。議場や会議室等もすばらしい施設であり、議員の資質もまたしかりであると感じた。

専門的知見の活用で得た知識を正しく理解し、これを委員会または議会全体で共通認識していくことも求められることであろう。

議会報告会については、参加した住民との意識のギャップをどのように埋めていくのが重要であると感じた。すなわち、執行側が開催する懇談会と違い、住民からの個別具体的な事業要望について、議会の立場から即答が難しい問題が出る場合である。調査研修した両町でもこの点が問題であるとのことであったが、要望事項については、当日参加している当該行政区の区長に直接問いかけて、執行側への要望事項とするなど、参加した住民とともに問題を共通認識していくことで、議会報告会の意義を高めるよう努めたとのことであった。

今回の研修内容を今後の議会活動の参考とすべく、引き続き研究していくこととしたい。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、請願・陳情等の処理経過報告を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） おはようございます。

平成25年度におけます請願の処理状況についてご報告を申し上げます。

お手元にお配りをいたしました請願・陳情処理状況報告書をごらんいただきたいと思います。

平成25年度中の報告にかかわります請願につきましては1件ございました。処理状況報

告書のとおりで、請願第1号の災害時における人工透析施設への優先的水道水の確保（加配）を求める請願についてであります。提出者は、鏡石クリニック、和田知益ほか3名でございます。処理状況につきましては、災害時において人工透析施設に断水が発生した場合、被災した水道施設を優先的に復旧するとともに、受水槽等への水道水の補給で対応していく考えでございます。

以上のとおりご報告をいたします。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第11回鏡石町議会定例会の開会にあたり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から今月で丸3年となりますが、多くの被災者が一日も早く安全・安心な生活に戻れることを願うところであります。

町としましても、土木災害復旧工事や農地災害復旧工事、公共施設等の修繕工事、原子力災害対策、そして継続した被災者支援事業など、これまでも全力で取り組んでまいりましたが、今後も復旧から復興・再生へ向け、最優先課題として取り組む考えであります。

先月は発達した低気圧により、8日、9日と15日、16日と2度にわたる記録的な大雪に見舞われました。最初の大雪では、雪質が軽く、除雪についてもある程度交通に支障が出ないような状況で行えました。しかし、2回目の大雪は、重く湿った雪と強風により除雪が追いつかず、家から出られない人や車が吹きだまりなどで動かないなどにより、多くの苦情や要望が寄せられました。また、農作物、農業用施設にも大変な被害が発生いたしました。今後は、できる限り短期間で復旧ができるよう対応について検討しているところであります。近年はこのような大雪の経験もなく、除雪体制を含め再検証を行いながらマニュアル化して、今後の大雪に対応してまいりたいと考えております。

さて、今回も新たな感動を与えてくれた第22回冬季五輪ソチ大会は、先月23日、全ての競技を終え、閉会式が行われました。大会は7競技98種目で、88カ国・地域から約2,900名の選手が参加し、熱戦が展開されました。

日本のメダル獲得は、金1個、銀4個、銅3個の計8個となり、国外で行われた五輪では

最多のメダル数でした。メダリストも15歳から41歳という幅広い年齢の選手で、成功を信じ努力し続けることの大切さや、若い世代も世界に十分通用することへの安堵感や、緊張することなく力が出し切れることへのたくましさを感じました。

さらに、メダル獲得はならなかったけれども、日本や世界中からも称賛された女子フィギュアスケートの浅田選手や女子モーグルの今回も4位入賞の上村選手、さらに金メダル獲得と言われ4位に終わった高梨選手、一言も言いわけをしない潔さなど、メダル以上の心を打つ場面がたくさんあり、非常に感銘を受けた大会でした。

1月24日に第186回通常国会が開会いたしました。安倍首相は施政方針演説で、「経済の好循環なくして、デフレ脱却はない」とし、「好循環実現国会」と位置づけました。現在まで5兆円を越す大型の補正予算が成立したところですが、TPP問題の行方や円安など多くの課題があり、政府として、国民の生活が安定し、安心して生活ができるよう力強い対応を願うものであります。

1月29日には、新たな万能細胞「STAP細胞」の発表がありました。マウスの体の細胞が強い刺激を与えるだけで万能細胞へと大変身を遂げるという、生物学の常識を覆すとまで言われる新たな現象が発見されました。将来的な再生医療への応用を期待せざるにはられない今回の発見であります。

若いチームリーダーによりこのような発見が発表できたことは、本人の能力、努力はもちろん、周りのサポートや環境が整っていたことが大変素晴らしいことだと感心いたしました。とかく組織や上下関係など、社会では厳しい環境があることも考えると、素晴らしい人間関係が築かれていたのだと思います。我が町でもこのように、よりよい環境が構築されるよう取り組んでいきたいと考えております。

東京電力福島第一原発事故による対応では、なかなか福島県民に見える形で進まず、さらに2月20日には、福島第一原発から100トンの高濃度汚染水漏れがあったと発表がありました。いつになったら安心して生活できるのかわからない状況であります。加えて使用済み核燃料の取り出しや賠償の問題、廃炉の問題等々まだまだ多くの問題が山積しており、国が責任を持って早く確実に進めてもらうように強く訴えてまいりたいと考えております。

町における12月議会以降の主な出来事では、1月12日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、153名の新成人がめでたく誕生いたしました。今回から式の進行を新成人者に務めていただきましたが、スムーズな進行で、より身近な成人式になったのではないかと思います。新成人の皆様には、鏡石町の将来を担う大きな力として、自分の可能性を信じ、目標に向かい、大いに邁進されることを期待するものであります。

1月31日には、東日本大震災からの復興のシンボルとして建設を進めてきた第一小学校校舎改築工事が竣工いたしました。翌日の2月1日と2日には、関係者と町民を対象にした内

覧会を開催いたしました。2日間の内覧会には、2,000名を超す皆さんが新校舎の木の香り漂う明るく広々とした新校舎を見学され、驚きの声と子供たちの教育環境が整ったことに安堵する表情を浮かべていた姿を拝見し、胸をなでおろしたところであります。

子供たちは2月10日から新校舎で学習しており、連日、笑顔と歓声が校舎内に響き渡っています。特に6年生は最後の小学校生活のわずかな期間であります。新校舎で生活できたことは生涯の思い出として残るものと考えております。

震災から2年11カ月というスピードで環境の整った新校舎が完成することができましたことは、ひとえに学校関係者を初め、校舎改築にご提言をいただきました検討委員会、工事関係者の皆様、そして深いご理解とご支援を賜りました町議会議員、さらに子供たちに早い教育環境改善を望んでおられた多くの町民の皆様のおかげであり、改めて心から感謝申し上げます。今月末には外構工事も完成予定であり、新年度は校庭の造成工事を予定しておりますので、早期の完成に向けて全力で工事の推進に努めてまいりたいと思います。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業につきましては、83件中79件が完了し、工事施工中が4件となっており、早期完了に向けて工事を進めております。単独事業については補助対象工事と関連することから、調整を図りながら工事を進めております。

農業施設災害復旧事業の補助対象分としては、66件中51件が完了し、工事施工中が15件であり、完了に向けて工事を進めております。単独事業についても8件、51カ所の施工管理に努めております。

公共下水道の災害復旧は、引き続き鋭意施工中であり、仮舗装であった路面は順次本舗装を進めております。本舗装については、関連する道路災害復旧工事と連携、調整、現場精査を行い、年度内完成を図ります。

次に、災害廃棄物処理事業については、鳥見山公園北側駐車場及び東町地内の仮置き場の被災家屋等災害廃棄物の処分・整理業務を委託し、早期処分に努めてまいりました。未処分であった石こうボードくず約800トンにつきましても、最終処分場が決定いたしましたので、年度内に処分が完了予定であります。

復興交付金事業として整備する災害公営住宅建設事業については、平成27年3月の完成に向けて準備を進め、来週12日に制限つき一般競争入札を執行することとしております。落札業者等が決定した場合には、契約締結について追加議案として提案したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

災害公営住宅整備関連事業として、第一小学校敷地内に建設予定の児童ふれあい交流施設、

いわゆる放課後児童クラブについては、1月21日開会の臨時議会において請負契約締結を議決いただきましたので、2月4日に工事の安全祈願祭をとり行い、早期完成に努めてまいります。

同じく第一小学校敷地内に設置を予定しております耐震性貯水槽設置工事につきましても、一部準備工事を行い、貯水槽の発注を行ったところで、子供たちの安全を確保しながら早期完成に向けて鋭意工事を進めてまいります。

次に、原発事故対策としての一般住宅の除染事業につきましては、仁井田地区の250件の除染業務を発注いたしました。個別の詳細モニタリングから始め、計画的に除染作業を進めてまいります。

公共施設の除染につきましては、ふれあいの森公園の除染業務については完了いたしました。また、都市公園、教育施設の除染業務につきましても発注をしたところであります。

農用地の除染につきましては、今年度は蒲之沢町、大池、五斗蒔町、岡ノ内地内の農用地を対象に、現在、詳細モニタリングを実施しており、その結果に基づいた除染を実施してまいります。

仮置き場につきましては、完成しております仁井田地区の仮置き場については、除染土壌を保管しており、引き続き安全管理に努めてまいります。また、増設を予定している隣接地の測量・設計等の委託業務を発注いたしました。久来石地区並びに鏡田地区の仮置き場につきましては、測量・設計等の委託業務が完了いたしました。間もなく両仮置き場の設置工事を発注する予定であります。高久田地区の仮置き場につきましては、施設管理者と詳細に協議を進めておりましたが、協議内容が整いましたので、測量・設計等の委託業務を発注いたしました。笠石地区の仮置き場につきましては、空間線量等の状況を把握し、設置場所や規模等について引き続き検討を行っております。

原発事故による放射能汚染に伴う食品からの内部被曝を防止し、町民の不安を少しでも軽減するための放射能簡易測定検査では、現在のところ全ての品目について不検出または基準値以下でありました。

また、学校給食食材放射能測定事業につきましては、毎日の給食用食材について放射線量の測定を行っており、2月末までに2,200件を超える食材を検査しておりますが、現在まで基準値を超える食材は検出しておらず、安心・安全の食材の提供に努めているところであります。

進化する鏡石実行プロジェクトの住んでみたくなる事業として、一般住宅に太陽光発電システムを設置した方へ8万円を限度として補助する住宅用太陽光発電システム導入事業を国・県補助事業と連携して実施し、地球環境に優しい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るほか、町外の方を対象とした12万円を限度とする加算補助に

より定住促進にも努めてまいりました。2月末現在の実績としまして、町外2件を含め、合計26件、発電量134.9キロワット、224万3,000円を交付決定いたしました。

次に、子ども元気復活交付金事業について、工事発注をいたしました鳥見山公園多目的広場の人工芝更新事業、ふれあいの森公園人工芝滑り台人工芝更新事業、アスレチック遊具更新事業については、遊具資材などの生産の遅れから、繰り越しをお願いしながら早期整備に努めてまいります。児童遊園地遊具更新事業につきましては、現在工事発注の手続を進めております。

昨年度からスタートした第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像とし、その実現に向けては、町民相互の「絆」、すなわち「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、新たな町づくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」としての広報広聴の充実では、平成23年3月11日の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故について、風化させることなく後世へ伝えていくために、今月末に「東日本大震災記録誌」を全戸に配布を計画しております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業に取り組んでおりますが、各学校・幼稚園においては、卒業・卒園式を控え、総まとめの時期として学習の効果測定や進級・進学に備えた学習が行われております。

6年目を迎えます学校支援地域本部事業（学校応援団）につきましては、2月末の時点で延べ354名のボランティアにより、支援件数43件、延べ94回にわたり幼稚園・小・中学校の活動支援を行ってきました。今年度から2名のコーディネーターによりきめ細かな支援に努めており、学校応援団事業が定着してきているものと考えているところであります。ボランティアとして参加いただいている皆様に感謝申し上げるとともに、地域ぐるみで子供たちを育てるという意識をさらに高めてまいりたいと思います。

生涯学習機会の拡大とスポーツの振興については、生涯学習文化協会と公民館の共催事業として開催していますいきいき学級やジョイフルライフ講座、おとなの講座（男性専科）を初め、公民館事業として開催したガーデニング講座、野菜人づくり講座、アドベンチャークラブなどの事業も予定どおり全事業を終え、2月末までに閉校式を開催したところです。

受講生からは「各種講座の中で充実した生活が送られる」などの声も聞かれ、新しい知識と人との出会い、さらに新しい自分発見に輝いており、現在は受講生からのアンケートを参考に次年度に向けた計画を策定しているところであります。

生きがいに満ちた毎日の生活を送ることは生涯学習の基本でありますので、今後も生きが

いづくりのサポートに努めてまいりたいと思います。

町民プールすいすいの利用拡大と児童生徒の健康・体力づくりのために社会実験として行っている児童生徒への無料開放については、冬休みから1月末までの集計がまとまり、小学生と中学生合わせて993名が利用し、前年度比較203名の増となりました。内訳では、町内の小・中学生が346名、前年比60名の増となっています。

また、町民向けの年間券・半年券の半額化についても社会実験として実施しており、1月末までの購入者は年間券72名、半年券110名となり、前年比で年間券38名、半年券62名の増加となりました。社会実験として、児童・生徒への冬期間無料開放については2年目、年間券・半年券の半額化については1年目ですが、結果的に年間券・半年券の半額化の効果は大きく現れているものと考えております。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、健康増進事業として、各種健診の診断結果をもとに個別相談、事後指導等を行うとともに、特定保健指導における健康教室を実施し、自発的な健康づくりの実践を支援しております。

また、「ラジオ体操、みんなの体操」を多年代の町民が室内外で気軽に取り組める運動として積極的に普及し、被災後の健康の保持増進と地域交流の推進を図るため、町総合スポーツクラブなどと共催連携し、4回にわたり実演講習を開催するなど、被災者健康支援体制整備事業に取り組んでおります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、在宅高齢者の自立を支援するための各種在宅高齢者福祉事業を実施しております。また、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指して、認知症への理解を深めていただくために、星総合病院神経内科部長、石原哲也先生を講師に、「あなたに知ってほしい認知症のこと」を演題に健康セミナー公開講座を2月28日に町図書館にて開催いたしました。

児童福祉と子育て支援として、保育所、児童館、放課後児童クラブ、つどいの広場の運営及び認定こども園の運営支援を行っており、特に認定こども園並びに町立保育所の次年度の入所児童の募集が終了し、合計196名を決定し、現時点での待機児童は発生しない状況であります。また、本年4月の開設を予定している岡ノ内幼稚園の認定こども園に対し、福島県安心こども基金保育所緊急整備事業を活用し支援をしているところです。

障害者福祉の充実においては、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として1月末現在、1億3,616万1,000円を給付しました。

介護保険制度の適正な運用については、要介護者が持つ心身の能力を生かし、自立した生活を営めるよう、保健医療と福祉の両面から総合的、一体的に提供されるよう努めておりま

す。また、包括的支援事業については、社会福祉法人岩瀬福祉会へ委託し、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センター「あんしんかん」の運営に努めております。

子ども医療費助成事業については、昨年の10月から対象年齢が拡大されたことから、0歳から18歳までの窓口負担が無料となりました。助成対象者は1月末現在で社会保険分と国民健康保険分を合わせて2,451名で、当初に比べ2.5%、医療費の累積助成額は4,740万9,000円で、前年比約4%の増加となっております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」につきましては、平成25年度から名称を変更して実施されている経営所得安定対策は、国の米政策の見直しにより来年度から改正して実施されることとなっております。

当町の平成26年度産米の生産数量については、県内一律の配分とされ、平成25年度対比で77トン減、面積換算で12ヘクタールの減少となる数値が配分されました。これを受けて、各農家に生産目標数量の配分と制度の説明会を去る2月24日から4日間、町内8カ所で開催し、生産調整に伴う制度活用について説明をしたところであります。

農業経営者海外派遣研修事業につきましては、福島県国際農友会主催による1月19日から11日間のアメリカ研修事業に参加した蒲之沢町の柳沼克典さんの研修に支援をしたところであります。若い力で町農業の発展に貢献していただけるよう期待いたします。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましては鏡石駅東第1土地区画整理事業については、現在、第1工区内の事業計画変更に伴い仮換地計画変更業務を進めております。また、区画道路の築造工事1路線の現場管理に努めております。

都市計画マスタープラン改定事業については、12月24日に町都市計画審議会に諮問し原案どおりの答申をいただきましたので、概ね20年後の平成43年を目標に、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて、都市空間を守り育てる各種の施策を進めてまいります。

社会資本整備総合交付金事業の中外線改良工事については、国道4号線側の一部を残し、平成24年の繰り越し工事と平成25年度工事で284.5メートルが竣工したところです。

既存住宅の耐震診断をするための住宅建築物安全ストック形成事業については、当初の住宅3件の診断業務が終了し、12月に再募集を行い、現在は住宅2件の診断を実施しているところです。

次に、水資源の確保と供給事業では、第5次上水道拡張事業の鹿島、東鹿島、南高久田の3水源地及び南高久田地区ポンプ場築造工事は、建築・土どめ擁壁等の資材調達が困難な状況でありますので、繰越明許をお願いしながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

公共下水道整備事業では、駅東第1土地区画整理事業地区に係る工事は完了となりました。また、国道4号拡幅工事関係では、工事の進捗状況から減額することといたしました。

次に、適切なごみ処理とリサイクルとして、生活系一般廃棄物の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等の収集業務について、町内を2地区に分割して委託をしておりますが、今年度1月末までの実績は、それぞれ可燃ごみ2,836トン、前年度対比100.8%、不燃ごみ166トンで同じく48.9%、資源ごみ202トンで同じく96.7%となっております。今後ともごみの減量化に取り組んでまいります。

また、省エネ・省資源の町づくりとして、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、非常時における防災対策本部機能や避難住民の受け入れなどを行う防災拠点施設に太陽光パネルや蓄電池等を導入し、必要とされる最低限機能を維持する再生可能エネルギー導入防災拠点支援事業につきましては、勤労青少年ホームに蓄電池設備を、第二小学校に太陽光パネルと蓄電池設備を年度内に設置予定であります。

次に、平成26年度の予算の概要について申し上げます。

平成26年度の予算編成に当たりましては、国内外の経済動向や国の財政運営の基本的方針、東日本大震災や原発事故の影響や厳しい財政状況などを踏まえ、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画の主要事業について実施2年次目の政策評価を行うとともに、町の将来像である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、5つの柱を基軸に、限られた予算の中で各種事業への重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては、102億4,945万円の前年とほぼ同額の予算となりました。

平成26年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計65億1,000万円、国民健康保険特別会計14億3,086万5,000円、後期高齢者医療特別会計9,347万円、介護保険特別会計7億1,945万5,000円、土地取得事業特別会計3,901万3,000円、工業団地事業特別会計9,206万5,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計2億370万円、育英資金貸付費特別会計1,075万2,000円、公共下水道事業特別会計4億9,580万円、農業集落排水事業特別会計6,600万円、上水道事業会計5億8,832万6,000円。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面では、歳入全体の2割を占める町税については、法人町民税については震災被害の復旧投資により0.9%減の9,119万1,000円、個人町民税については景気の持ち直しが見られ6.6%増の4億1,613万1,000円と見込み、固定資産税にあつては震災による建てかえや償却資産の増収により前年対比5.9%増の8億4,385万8,000円となり、町税総額では前年比6.4%増の14億7,666万6,000円を計上したところであります。

さらに、地方交付税は、災害復旧工事の完了から震災復興特別交付税が大幅な減額となり、

前年比16.7%減の14億647万9,000円を見込み、繰入金については財政調整基金などから22.2%増の3億1,436万4,000円のほか、がんばるぞ鏡石震災復興基金から1億454万2,000円、東日本大震災復興交付金基金から3億1,179万円、町債については臨時財政対策債が前年比17.9%減の2億3,300万円、土木債が災害公営住宅建設により大幅な増額となり1億4,740万円を計上したところであります。

一方、歳出面においては、徹底した事務事業の見直しと最少の経費で最大の効果を上げていく考えのもと、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画のもとに、新たな感覚で施策の評価を行い、復興への取り組みを最優先に予算編成を配慮したところであります。

主要事業につきましては、災害復旧事業、被災者支援事業、防災関係事業、原子力災害対策事業、ブランド・イメージアップ事業、進化する鏡石実行プロジェクトなどとした6分野と、第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

災害復旧事業としては、役場庁舎耐震改修事業3,846万6,000円、第一小学校校舎改築事業8,640万円、第一小学校仮設校舎解体事業5,106万7,000円、被災者支援事業としては、原子力災害被災者支援行政証明書送付事業67万5,000円、災害公営住宅建設事業4億3,760万1,000円、防災関係事業としては、消防屯所建設調査事業150万円、防災情報通信設備改修事業4,000万円、防災マップ策定事業250万円、原子力災害対策事業としては、除染用仮置場事業1億円、一般住宅等除染対策事業5億1,800万円、農林施設等除染対策事業費8,315万3,000円、ブランド・イメージアップ事業としては、イメージキャラクター創造事業300万円、地域づくり事業160万円、ふくしまDC推進事業200万円、地域産業6次化推進事業49万9,000円、進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業500万円、通りを歩いてみたくなる事業1,231万円、住んでみたくなる事業270万円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では、公共施設等維持管理事業3,752万6,000円、社会保障・税番号制導入事業1,188万円、教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野では、小学校緊急環境改善事業4,660万円、中学校緊急環境改善事業7,030万円、中学校耐震補強・大規模改修事業3,240万円、健康増進事業・予防接種事業4,324万2,000円、福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、臨時福祉給付金事業3,649万4,000円、子育て世帯臨時特例給付措置事業2,500万円、児童手当、(特別)児童扶養手当事業2億6,690万1,000円、国民健康保険事業8億9,958万3,000円、産業振興分野では、農用地基盤整備調査事業150万6,000円、農業基盤整備促進事業3,906万8,000円、企業誘致活動と工業団地維持管理9,186万1,000円、都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業2億370万円、第5次上水道拡張事業2億2,644万1,000円、

再生可能エネルギー導入による防災拠点支援事業9,945万円などに取り組む予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第39号 専決処分した事件の承認につきましては、岡ノ内地区住宅団地の訴訟事件に伴う弁護士への委託費の補正予算についての専決処分であります。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の小森尚幸氏が本年6月末をもって任期満了となり退任される意向でありますので、新たに中町在住の今泉和樹氏を選任いたしたく提案するものであります。

議案第215号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県の人事委員会の報告を受け、通勤手当の増額並びに災害派遣手当関係の改正であります。

議案第216号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、基金の積立額の変更と処分に関する条項を追加するものであります。

議案第217号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、入湯税についての改正であります。

議案第218号 鏡石町ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、台風により被害を受けた管理棟改築に伴う所在地の変更をするものであります。

議案第219号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、文言の整理と排水基準の改正であります。

議案第220号 鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の標準条例の改正に伴う改正で、議案第221号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税増税に伴う改正で、議案第222号 鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、罰則規定の追加等であります。

議案第223号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税改正に伴う改正で、議案第224号 鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、審議会の招集の特例規定を追加するものであります。

議案第225号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鳥見山公園多目的広場の人工芝生化に伴う改正であります。

議案第226号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の変更につきましては、上位法の名称等の改正に伴う改正であります。

議案第227号から議案第229号までの工事請負変更契約の締結につきましては、消費税改正に伴う請負額の変更であります。

議案第230号 鳥見山公園多目的広場改修工事変更請負契約の締結につきましては、工事

内容の変更と消費税改正に伴う請負金額の変更であります。

議案第231号から議案第233号までは、公共下水道災害復旧工事の変更請負契約の締結についてであり、最終の工事精査に伴う請負金額の変更であります。

議案第234号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う整理予算であります。主な歳入は、町税1億1,210万円、第一小学校改築に伴う災害復旧費国庫負担金1億8,745万8,000円の増額で、地方交付税2億7,500万円の減額、第一小学校仮設校舎に伴う公立学校施設災害復旧工事業費補助金3,187万7,000円の減額、除染対策事業交付金2億2,890万2,000円の減額、牧場の朝スポーツ文化振興基金繰入金2,614万3,000円の減額、主な歳出は、土地取得事業特別会計繰出金1,700万円、庁舎新築事業基金積立金3,000万円の増額、除染対策事業委託料2億2,890万2,000円の減額、公共下水道事業特別会計繰出金2,218万3,000円の減額、一小仮設校舎賃借料4,828万8,000円の減額で、総額で2億4,140万2,000円の減額補正予算であります。

議案第235号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第242号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの8特別会計につきましても、年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。

議案第243号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましても、年度末事業費確定に伴う補正予算であります。

以上、今定例会にあたりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第39号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました報告第39号 専決処分した事件の承認につきましてご説明を申し上げます。

本件は、平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきまして、専決第25号として平成26年1月27日付で専決処分をしたものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、岡ノ内住宅団地損害賠償等事件に係る弁護士への委託料

に伴う補正予算であります。

平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）でございまして、第1条では、歳入歳出予算の補正であります。金額の増減はございません。

第2条は、債務負担行為の補正であります。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正で、1で追加でございます。事項として、平成26年（ワ）第2号損害賠償等請求事件訴訟代理人委任委託料、期間は、契約締結の日から判決言い渡し、その他事件解決後3箇月以内まで、限度額につきましては、謝金と訴訟の遂行上、必要と認められた経費であります。

4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらが事項別明細書でございます。

2歳出、2款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費315万円の補正増であります。13節の委託料で訴訟代理人の弁護士への委任の委託料でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費で315万円の減額で、予備費で金額の調整をさせていただきます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

お諮りいたします。

報告第39号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

◎諮問第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび平成20年7月から2期お務めいただきました小森尚幸氏が6月末をもちまして任期満了となり退任される意向でありますので、後任として中町90番地在住の今泉和樹氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

新任の今泉氏につきましては、平成24年3月に須賀川市監査委員会事務局長を最後に退任されました。今泉氏は鏡石町生まれで人格にすぐれ、地域住民の信頼は厚く、人権擁護委員として適任でありますので、議会の皆様のご意見を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決しました。

◎議案第215号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第215号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第215号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、燃料費の高騰によります職員の通勤手当の増額と災害派遣手当の関係の改正でございます。

第2条は職員の給与の規定で、第2条第1項中の「災害派遣手当」の次に「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加えるもので、第11条は職員の通勤手当の規定でございます。同条の第2項第2号中の通勤手当の限度額を現在の4万7,700円から5万400円に改めるもので、第21条は災害派遣手当の規定で、災害派遣手当の対象となる法律の名称を明文化するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、公布の日から施行する。ただし、11条関係の改正は平成26年4月1日からとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第215号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第216号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第216号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第216号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、財政事情等を考慮しての積立額の変更をする改正と新たに基金の処分をするための条例を追加するものでございます。

第2条が基金の積み立てであり、毎年積み立てる額を現在の3,000万円から2,000万円に減額するもので、新たに6条として1条追加するもので、この条文の中では、「基金は、鏡石町役場庁舎の新築及び増改築等に要する経費に充てる場合に限り処分することができる」というふうな条項を追加するものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいま上程をされております役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、町長にお尋ねをいたします。

鏡石町は、第3次総合開発計画、当時は開発計画と申しましたね、第4次総合開発計画で駅東に役場庁舎の用地を購入して、そこに庁舎を新築するということが今日まで進めてきて、これだけの基金を蓄えてきたわけでございます。しかし、ここで建築費が高騰している中でこの積立基金を減らす、さらには増改築等についても崩せるということになれば、これは庁舎の新築移転というものは、もう放棄したということにつながるんじゃないかと思うんです

けれども、その辺の見解をお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の改正によりまして、新築について放棄をしたのではないかということでもありますけれども、いずれにしてもこの基金の条例の名称のとおり、新築基金条例と頭についてございますので、新築を放棄したということではございません。ただ、今この災害の中でいろいろお金がかかっている中、この庁舎についてもいわゆる耐震も図らなければならない、そして昭和47年に建築されて、それ以降、改築等も行っていない、手狭な状況にもなっていると、そういったことから勘案しながら、この庁舎についてある程度やはり延命を図りながら、いわゆる行政についてしっかりと努めていきたいという考えのもとで、今回議案の提出に至ったということでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 文章としてそういうものがあるからというけれども、どんどん庁舎をつくるお金がかかるようになっていく状態の中で減らしていくということは、これはもうやらないということと同じなんですよ、実質的な意味では。私は駅東も町長がかわったら少しは一生懸命やるのかと思ったが少しも進まないんだけど、やはりあの駅東を成功させるには、その中に役場庁舎を初め、公共施設を充実していくんだということがないと、あそこの土地は売れないんですよ。だから進まないんですよ。だから、本気になってやるとすれば、こういうような改悪は私はできないと思うんですね。だから、これはやる気を放棄している。

財政が厳しいと言うんですけれども、町長、我々、新潟の信越地震の後の小千谷市に研修に行ってきたことがございますが、小千谷市ではこの震災で財政がよくなったと言っているんですよ。実際よくなくちゃならないですよ。例えば小学校だって、本当だったら町ではつくらなくちゃならない時期なんですから、それを震災で復興交付金とか何かでつくっているわけですから、財政が悪くなったと、安易にこういうことで当初の町の総合計画を無視するような行為については断固反対をしていきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 1番議員の再質問にご答弁申し上げます。

いずれにしても、庁舎を新築するということについては、まだ手をおろしたというわけではございません。ただ、今ここ何年かにおいて、駅東の工区の中に庁舎を新築することは、やはり大きな財政負担にもなるということでもあります。そういうことと、もう一つは、庁舎そのものがまだ耐用年数等もあるという、そういったものを勘案しながら、この行政の町の庁舎をしっかりと、住民が使いやすいような、利便性のあるような、そういったものについてもやっていかなければならない。このままでいいというふうには私は考えておりません。そういう中で、改正をした中で対応していくということで、今回提出をいたしたところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第216号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第217号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第217号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、柳沼英夫君。

〔税務町民課長 柳沼英夫君 登壇〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第217号 鏡石町税条例の一部

を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、入湯税に課税免除規定と宿泊と宿泊を伴わない場合の税率の区分を設けて、申告の明確化と納税環境の整備を図るための改正でございます。

まず、142条につきましては、新たに年齢12歳未満の者及び特別の事情のときには入湯税を課さない免除規定を設けるものでございます。

次に、143条につきましては、これまで税率について1人1日について150円と定められていたものを、宿泊を伴うものと宿泊を伴わないものに区分し、それぞれ実情に合わせた税率を設定するものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第217条につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第217号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第218号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第218号 鏡石町ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第218号 鏡石町ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、豪雨災害により倒壊したふれあいの森公園管理棟の改築により新しい建築場所が変更になったため、所在地の変更を行うものであります。

第2条中「小栗山71番地外」を「堂前90番地1」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第218号 鏡石町ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第219号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第219号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第219号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、消費税率、地方消費税率の一部を改正する法律によります消費税の税率等による変更、また水道水以外の水の使用による水道使用料の不正未払いの適正な制度を図るため、国の基準、それから標準下水道条例が改定されました。これを受けまして、下水道使用料の表示の整備、それと不正未払いに対する規定の整備をするため、国の基準、標準下水道条例に参酌しまして、鏡石町下水道条例の一部を改正するものでございます。

12ページになります。

改正につきましては、第1条につきましては、趣旨でございますが、「本町」を「町」に改めるなどの文言の整理でございます。

第3条につきましては、排水設備の接続方法、内径等ございまして、第1項につきましては、汚水・雨水排水設備における公共ます等の固着に関する文言の整理でございます。

第3項につきましては、内径範囲の整理、4項は、勾配にかかわる文言の整理でございます。

5条につきましては、指定工事店の関係ございまして、有効期限を3年から5年に改めるものでございます。

6項、7項については、文言の整理になります。

6条については、排水設備等の工事検査ございまして、文言の整理でございます。

9条については、特定事業場からの排出基準関係ございまして、1項に、窒素、リンの含有量を追加しまして、その他文言の整理をするものでございます。

第3項につきましては、(27)にジオキサンを追加しまして、また3項に、窒素、リンの含有量を加えるものでございまして、その他文言の整理でございます。

次のページになりますが、10条、11条、14条につきましては、水質管理、それから除外施設使用開始届等の文言の整理でございます。

16条につきましては、使用形態の変更届け出の追加になります。

次に、19条、21条、25条、26条については、行為の許可、占用及び罰則にかかわる文言の整理でございます。

別表第1になりますが、指定工事店の変更に伴うものでございまして、登録手数料につきましては5,000円から7,000円に、更新手数料につきましては3,000円から5,000円に改めるものでございます。

別表第2につきましては、消費税の改正によります使用料の表示の整備をするものでございまして、10立米1,344円が1,382.4円に、超過料になりますが、11立米から20立米まで144.9円が149.04円にするものでございまして、以下、それぞれ下のように改めるものでございます。

附則につきましては、この条例につきましては、26年4月1日から施行するものでございます。

2、3、4につきましては、経過措置でございます。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第219号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第220号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第220号 鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第220号 鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の改正につきましては、消費税の変更及び下水道使用料に係る規定の整備を行うため、国の基準、標準下水道条例が改定されます。これを受けまして、下水道使用料等の不正未払いに対する規定の整備を行うため、国の基準、標準下水道条例に参酌しまして、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

第11条につきましては、延滞金でございまして、2項に、100円未満の端数は切り捨て、1,000円に満たないものについては徴収しない、それから3項に、基礎となる負担金に1,000円未満の端数、または2,000円未満は全額を切り捨てるものを加えるものでございます。

次に、12条につきましては、罰則規定を追加するもの、13条につきましては、偽り不正に係る過料の追加、14条については、法人、個人の行為者の罰則について追加するものでございます。

附則につきましては、1条は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

2条は対象区域の特例、3条は延滞金の割合の特例、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第220号 鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第221号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第221号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

[上下水道課長 圓谷信行君 登壇]

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第221号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、消費税率の変更、下水道使用料に係る規定の整備を行うため、国の基準、標準下水道条例が改正されます。これを受けまして、排水施設使用料の表示の整備、それから農業集落排水施設関係につきましては、鏡石町下水道条例に準拠するところから、このたびの町下水道条例の改正に伴いまして、鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正するものでございます。

第15条4項につきましては、使用料の徴収でございまして、「消費税率を乗じて得た額」を削るものでございまして、文言の整理でございまして、

次に、20条は、罰則規定にかかわるものでございまして、「詐欺」から「偽り」に文言を整理するものでございます。

別表第2につきましては、消費税改正に伴う使用料の改定の表示でございまして、一般住宅が1世帯当たり1,785円から1,836円にするもの、それから人員割になりますが、世帯員1人当たり315円から324円にするもの、以下、それぞれ改定するものでございます。

この条例につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

2項、3項、4項につきましては、経過措置でございまして、

以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第221号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第222号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第222号 鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第222号 鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、消費税等の変更並びに水道水以外の使用に関する水道水使用料未払いの適正な制度の整備ということで、国の基準、標準下水道条例が改正されます。これを受けまして、鏡石町上水道に準拠する農業集落排水施設関係につきましては、町の下水道条例の改正に合わせまして、鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改めるものでございます。

第4条につきましては、分担金の額でございますが、「公共ます1か所につき」を加えるものでございます。

第5条につきましては、分担金の徴収方法でございまして、2項として「前項の分担金は、第3条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以降においては、賦課することができない」というものを加えるものでございます。

次に、第7条を10条としまして、6条から次に3条を加え、不正に係る罰則規定を追加するものでございまして、7条は、違反した者に対して5万円以下の過料をするもの、8条は、偽り不正の者に対する過料を追加するもの、9条は、法人、個人等の行為に対する過料を科すものでございます。

附則につきましては、この条例につきましては、26年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの改正案に対して質問をしたいと思います。改正前の条例では「分担金の額は、当該事業の経費に充てるため、受益者から分担金として、10万6,000円を徴収する」となっていますね。今度は「公共ます1か所につき10万6,000円を徴収」となっているんですけれども、例えばますがなくで加わる場合は要らないということなんですか、その辺ちょっとお尋ねします。

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） ここで皆さんにお諮りいたします。

時間延長して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認め、時間を延長して行います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 1番議員の質問にお答えいたします。

ますをつけなければいけないのかという質問でございまして、下水道処理するにはますを

つけないと処理できないように……

〔「私道のますがある所に流し込めば、要らないのかと」の声あり〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 大変失礼しました。それは必要でございません。変更になりませんので、それは従来どおり使っていただくというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第222号 鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時01分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第223号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第223号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第223号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明をいたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、消費税の改正に伴うものでございまして、これに伴いまして上水道使用料の総額表示を整備するものでございます。このため、鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

25条第1号表中になりますが、専用給水装置の家庭から臨時用までの料金改定の総額表示を整備するものでございまして、基本料金では、5立米当たり735円から756円に、以下、団体から臨時までそれぞれに改定するものでございます。それから超過料金の階層別では、家庭用6立米から10立米ですが、157円50銭が162円に改定しまして、以下、団体から臨時までそれぞれ改定をいたします。

同条3号では、メーターの使用料一月では、口径13ミリでは70円から72円に、以下、20ミリから100ミリまでについてはそれぞれ改定、32条の2第1項では、給水装置の新設または改定に伴う水道加入金でございしますが、口径13ミリでは8万4,000円から8万6,400円に、以下、20ミリから75ミリまでそれぞれ改定するものでございます。

附則としましては、この条例は26年4月1日から施行するものでございまして、以下、2項、3項については経過措置でございします。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第223号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第224号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第224号 鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第224号 鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明をいたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、運営審議会における委任関係及び委員の招集におきまして、実情に合わせて文言の整理をするものでございまして、鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正するものでございます。

まず、第8条につきましては、審議会の運営につきましての委任でございますが、「町長が」を「会長が審議会に諮って」というふうに変更するものでございます。

附則につきましては、1項を加えるものでございまして、審議会の会議の開催における委員の招集の特例でございますが、「第4条第1項に定める会長及び副会長の互選前における審議会の会議の開催について委員を招集するときは、第6条第1項の定めにかかわらず町長が委員を招集することができる」ということとございまして、加えるものでございます。

附則としまして、この条例につきましては、26年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第224号 鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第225号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第225号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第225号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由をご説明いたします。

このたびの一部改正条例の制定につきましては、現在施工中の鳥見山公園多目的広場の人工芝化に伴います使用料の改正であります。

改正内容につきましては、別表第1中、鏡石町営鳥見山多目的広場の使用料を全面使用と2分の1面使用に区分し、全面使用の場合の1時間当たりの使用料を2,000円に、2分の1面使用の場合の1時間当たりの使用料を1,000円に改めるものであります。

附則におきましては、施行日を平成26年4月1日から施行するものがございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第225号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第226号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第226号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第226号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が平成26年4月に全面施行されることに伴いまして、障害程度区分が障害支援区分に名称変更されるため、審査会の名称の変更及び文言の整理を行う改正でございます。地方自治法第252条の7第2項の規定により、規約を変更するものでございます。

岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の一部を次のように改正いたします。

まず、題名及び第2条中「岩瀬地方町村障害程度区分等審査会」を「岩瀬地方町村障害支援区分等審査会」に改めます。

次に、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第226号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第226号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第227号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第227号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第227号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの変更請負契約の締結につきましては、消費税の改正に伴う増額の変更請負契約の締結であり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、鏡石町耐震性貯水槽設置工事。

契約の金額、変更前が6,447万円、変更後は6,631万2,000円。

契約の相手方が、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店、支店

長、角田真美でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまは議案第227号ということで貯水槽の設置の説明があったところなんです、ここでプラス180万ほどですか、増加しております。それで、消費税増に伴うということでございますが、この消費税増は何で増というんですか、これは4月から3%増加して8%になるからというふうなことに理解してよろしいんですか。

あと、それからこの後、議案第233号まで7件、契約変更の議案が連続で出されております。といいますのは、消費税がもしかして3%アップするがための契約の締結についての議案であるのであれば、これを入札したときに、工事がいつ終わるというふうなことで完了まで入札時にやっておりますよね。それに基づいて、この業者の方に落札しております。

ところが、これが年度内で完了するというでなっているのか、それとも26年度に繰り越すような完了月日になっているのか、もしかして25年度中に完了契約をしておいて、それが繰り越すために消費税がプラスになるということになりますと、ちょっとほかの入札した業者の方々の整合性というんですか、がなくなってくるんです。わかりますか、言っていること。

結局、3月末で終わるものがその業者の都合で終わらなかった、4月、5月になった、消費税が3%プラスになりますということになりますと、入札したときのほかの業者は3月末で終わる予定でこの価格入札していますから、終わらなかったら消費税がプラスになって、それを町が負担するというのはちょっと、工事完了月日が3月31日で終わらなくちゃならないのが次年度に繰り越すということはいかかなものかなと。町がその消費税を新たに追加契約でプラスするということはすべきことでないだろうというふうに思いますので、その辺を説明いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず初めのご質問では、私の説明がちょっと不十分だった点もあるかと思います。当然、

今5%の消費税が4月1日から8%になるということで、3%上乗せした金額での今回の変更増額というふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、あと入札に際してから完了までというふうな形で、そのときの説明という形では、町の会計上、単年度会計ということでもありますので、4月1日から3月31日までに事業末というが一般的な内容になっております。

それから、あと今回ここに載ってございます各種事業については、補助事業というふうな趣旨から、いろいろな手続については県・国を通して手続をするという、そういう手続の仕組みができていて関係で、今、国のほうでも25年度に予算化してあるものについては当然25年度に発注をする、さらには25年度中の工期内で工事をするような事務処理をしなければいけないということになります。それが何らかの形で工期が年度内に終わらないということになれば、工期の延長に基づく国の様式にあります変更の工期の手続をとって、国のほうから初めてその内容の精査を受けて、そういう変更の契約手続をしていいというふうな手続が済んだ後に工期の延長をします。

さらには、町の会計ですと、議会のほうの繰越明許関係の手続の議決をいただいて初めて繰り越しができて、工期も伸ばせるというふうな手続になるということから、現在、単年度会計なので、年度内の工期の中で入札をしているというような状況がございます。ただ、明らかに工事金額が多いものについては、工事の標準工期の期間がございます。

そういった関係から、その辺の内容の説明と、それから工事が行われる前に議会のほうにも工期の延長、繰り越しなども資材の高騰とか、いろいろな調達の関係から見込まれるというようなお話もしてきているという経過もございますが、まとめますと、各種事業については単年度会計の意味合いから工期については年度内の設定をしていると。ただ、標準工期については多くかかるものについては所定の手続をして、その後に繰り越しというふうな形で事業を遂行させるというふうなことでやっております。さらに、町の一般財源の事業ではない関係から、県・国の所要の手続、繰り越し関係の手続後でないとい工期を伸ばすような形の事務処理ができないという、その辺の事業の仕組みをご理解いただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の再質問を許します。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま総務課長からの答弁を聞いておりますと、これは通例というんですか、例年であれば消費税の増ということがないから、工事延長とか、あるいはこの41ページに記載されておりますように繰越明許という形で処理がされて、契約金、入札金額が変わらないでいくのが普通だと思うんですが、今回は課長が答弁されたような形で、事業も

3月年度末までには終わらないのをわかっていて契約して、それを今度は国の事務上の関係で繰り越していくんだというふうなことの説明でございますが、ここで何というんですか、ことしのような場合には、消費税が4月から3%アップするというふうになる場合、あるいは10月からまたアップするとかというふうなことがわかる場合は、入札して契約価格を議会にかけるときには、延期になる可能性もありますと、その場合には消費税がプラスになりますというふうな説明をやっぱりしておかないと、我々は入札でおりました金額が契約金額だというふうに捉えておりますので、その辺の説明を今後ちょっと求めるというんですか、というふうに私は思います。

あと、それから今回、各事業契約締結については、減額も中にはあるわけですが、増額になるものについての消費税3%の増額というのは、これは全部町持ち出しなんですか。何かこれは国との事務とかそういうことということになると、国のほうがそういう事務事務上の関係でそのようなことを求めているのであれば、消費税の増額になった分は国から幾らか補填になるのか、あるいは別な交付税か何かの形で来るのか、全部自主財源持ち出しではなかなか金額的にも大変な部分が出てくるんじゃないかなと、事業量、繰越明許がふえればふえるほど危険性が大きいと思いますので、その辺をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず初めの、入札時に工期が長くかかるものについては当然4月以降の3%アップも見込んで説明をするべきであったというふうなことで、その点については確かに丁寧にご説明をしていたほうが理解も早かったでしょうし、今回もこのような場面での質疑ではなくて理解が得られたというふうなことも考えれば、今後もこういったものについては、もう少し早目に丁寧にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、あともう一つ、国の動向の中で消費税のアップが4月から確実なものになった時期、それから、あといろいろと各種国の補助事業をやる中では、国の決定がないといろいろ設計から事務手続に入れないという期間的な制約もあったということもご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、あと2番目について、この消費税分の増税になる財源というふうなご質問でございます。私が今ご説明を申し上げました耐震性貯水槽の関係では、前の全員協議会でもご説明をしましたが、3%分を国のほうに、国で改正する消費税分ですので、その消費税分についても増額をお願いしたいということでお願いをしてきました。決定にはなってございませんが、今の国からの事務方の説明ですと、当初に配分をした事業費に対する消費税アップ

についてだけはプラスしましょうと。ただ、この耐震性もそうですが、この以降にありますいろいろな工事についても、人件費、それから資材等が高騰してございます。その分については国のほうでは当初に決めていたものではないので、消費税のアップについては自己負担というふうな説明の状況になってございます。正式には今月の中旬ぐらいに回答が来るかと思えます。

そういった関係で、今回の耐震性貯水槽ですと、184万2,000円ほど消費税でアップをいたします。このうち、今の試算ですと、54万6,000円は当初に配分された事業費ベースの3%アップの中で増額が見込まれるということで、54万6,000円は国のほうから来るお金と。ただ、残の129万6,000円については一般財源からの財源手当てというような状況になります。

こういった関係から、後ろのほうにもありますけれども、最初の事業費を超えないものについては当然国のほうからの手当てがあるかと思えますが、それぞれ資材高騰、人件費高騰で事業費が膨らんでいる事業がほとんどですので、それらについては一般財源のほうでの消費税アップ対応というふうなことになりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第227号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第228号及び議案第229号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第20、議案第228号 鏡石町ふれあいの森公園アスレチック遊具更新工事変更請負契約の締結について及び日程第21、議案第229号 鏡石町ふれあいの森公

園人工芝滑り台人工芝更新工事変更請負契約の締結についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第20、議案第228号及び日程第21、議案第229号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第228号 鏡石町ふれあいの森公園アスレチック遊具更新工事変更請負契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの遊具更新工事につきましては、遊具本体が受注生産の内容でありましたが、各自治体からの同時期の発注により生産が遅れている状況にあります。このため、この工事を6月末までの工期延長をして、繰り越しをお願いするものであります。それに伴いまして、消費税増税分を増額するために変更契約を行うものであります。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的としまして、鏡石町ふれあいの森公園アスレチック遊具更新工事でございます。

2の契約の金額でございますが、変更前が5,082万円、変更後につきましては5,227万2,000円でございます。145万2,000円が増額となります。この増額分につきましては、当初子ども元気復活交付金の交付決定額の内輪でありますので、国の交付額で賄えるものと考えております。

契約の相手方ですが、福島県郡山市長者一丁目4番7号、三立土建株式会社郡山支店、支店長、塩田貴志でございます。

続きまして、議案第229号 鏡石町ふれあいの森公園人工芝滑り台人工芝更新工事変更請負契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この人工芝更新工事につきましても、人工芝の受注生産によりまして生産が遅れているという状況にあります。同じく6月末まで工期を延長し、繰り越しをお願いするものであり、それに伴いまして、消費税の増税分3%分の変更を行うものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的につきましては、鏡石町ふれあいの森公園人工芝滑り台人工芝更新工事。

2、契約の金額であります。変更前4,935万円、変更後5,076万円であります。141万円の増額となります。これにつきましても、同じく子ども元気復活交付金100%の交付金事業であります。当初の交付決定額の内輪で処理できるものと考えております。

契約の相手方、福島県郡山市長者一丁目4番7号、三立土建株式会社郡山支店、支店長、塩田貴志。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第228号 鏡石町ふれあいの森公園アスレチック遊具更新工事変更請負契約の締結についての件の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第229号 鏡石町ふれあいの森公園人工芝滑り台人工芝更新工事変更請負契約の締結についての件の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第230号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議案第230号 鳥見山公園多目的広場改修工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第230号 鳥見山公園多目的広場改修工事変更請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

平成25年12月9日に契約しました鳥見山公園多目的広場改修工事につきましては、資材不足による路盤材の変更と電源設備の追加による増額と資材調達に時間を要するための工期の変更に伴う消費税の増額により、請負額を増額し変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的でございますが、鳥見山公園多目的広場改修工事。

2、契約の金額、変更前1億6,695万円、変更後1億7,810万6,040円、1,115万6,040円の増となります。なお、工期につきましても、平成26年3月31日を平成26年6月16日に変更することになります。この事業につきましても、子ども元気復活交付金であります。増額分については交付決定額内でありますので、それで処分できるものと思っております。

3、契約の相手方、福島県郡山市開成6丁目196番地1、日本道路株式会社福島営業所、所長、岡田弘。

以上、議案第230号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第230号 鳥見山公園多目的広場改修工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第231号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第231号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第231号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 変更請負契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの変更請負契約の締結につきましては、平成23年12月7日に契約した災害復旧工事の工事確定に伴います精算を行うものでございます。

主な内容につきましては、被災程度が少なかった管渠274メートルにつきまして工事を取りやめにいたしました。このことによりまして2,168万8,800円の減額をするものでございます。なお、消費税につきましては、3月までなので消費税は変更ございません。これに伴いまして請負契約の締結をするために、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としまして、公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1でございます。

契約の金額でございますが、変更前が1億2,371万9,400円でございます。変更後が1億203万600円でございます。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町池ノ原139番地、有限会社鈴木工業、代表取締役、鈴木隆夫でございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第231号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第232号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第232号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）

変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第232号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）変更請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

このたびの変更請負契約の締結につきましては、平成23年12月7日に契約いたしました災害復旧工事の工事精査に伴うものでございます。

主な内容につきましては、中学校通りの土どめ工事におきまして、地上電線の防護など計画していた作業仕様の範囲の施工が困難だということから作業仕様範囲を広げることになりました。これによりまして、ガードレールの撤去、再設置並びに路面復旧などの増嵩となりました。このことによりまして、1,358万8,050円を増額するものでございます。なお、消費税等については3月31日までなので変更はございません。そのため、請負契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）でございます。

契約の金額でございますが、変更前が2億10万3,750円、変更後が2億1,369万1,800円でございます。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町旭町289番地、有限会社安藤建設工業、代表取締役、安藤利吉でございます。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第232号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第233号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第233号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第233号 公共下水道災害復旧

工事（雨水）変更請負契約の締結について提案理由のご説明をいたします。

このたびの変更契約の締結につきましては、24年3月5日に契約した災害復旧工事でございます。工事の確定による精算をするものでございます。

内容につきましては、既設コンクリート管渠、巻き立て管渠におきまして、再利用が困難なため、管渠入れかえ及び撤去処分費の増額でございます。193万9,350円の増額でございます。請負契約の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、公共下水道災害復旧工事（雨水）でございます。

契約金額でございますが、3,988万7,400円が変更前、変更後になります。4,182万6,750円でございます。

契約の相手方でございますが、福島県岩瀬郡鏡石町中央211番地、弘陽建設株式会社、代表取締役、今駒春子でございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第233号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第234号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第26、議案第234号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） ただいま上程されました議案第234号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

37ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、年度末を控えた事業費の確定による予算の整理、震災復興事業に係る補助金かさ上げ等に伴う財源更正及び繰越明許に係る経費等が主なものでございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,140万2,000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億156万5,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、41ページの第2表といたしまして、3款民生費、2項児童福祉費の子ども・子育て支援事業ほか、記載の14事業を翌年度に予算を繰り越して執行するものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、42ページの第3表、1、追加といたしまして、震災対策等資金利子補給事業（平成25年度貸付金）に係る期間、限度額を記載のとおり定めるとともに、2、変更といたしまして、第一小学校仮設校舎設置事業（その2）の限度額を5,106万7,000円に増額するものでございます。

詳細につきましては、43ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 1点だけお伺いいたします。

41ページの繰越明許費なんですけれども、8款の土木費、3項都市計画費の鳥見山公園多目的広場改修事業1億8,865万円になっておりますけれども、先ほどの32ページでございま

すが、改修工事の変更をしましたがけれども、約1億7,800万ということで、ここに差額が約1,000万ほどございます。それで、その差額の内容ですか、事業はどういうものか、それから繰り越し前の進捗率はどのくらいなのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

繰越額の1億8,865万円と工事契約請負額の変更差額分1,000万円の差についてでございますが、これにつきましては、繰越額につきましては予算に余裕を持った繰り越しをすること、今後の変更あるいは不慮の事態に対応するための1,000万円でございます。

進捗率につきましては、2月末日で約24%の進捗率になっております。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第234号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第235号及び議案第236号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第27、議案第235号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第28、議案第236号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第27、議案第235号及び日程第28、議案第236号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、柳沼英夫君。

〔税務町民課長 柳沼英夫君 登壇〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいま一括上程されました議案第235号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第236号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

81ページをお願いいたします。

初めに、議案第235号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正予算につきましては、負担金、交付金等の額の確定と療養給付費等の増に伴う所要の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,349万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,472万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、86、87ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） 次のページをお願いいたします。

次に、議案第236号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

このたびの補正予算につきましては、保険基盤安定負担金の確定によります補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,949万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、102、103ページをごらんいただきたいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） 以上、一括上程されました議案第235号並びに議案第236号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第235号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第236号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第237号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第29、議案第237号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第237号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、過年度分の震災減免に対する財政調整交付金等の交付額の確定によるもの及び消費税率改定に伴います介護保険事務処理支援システム改修のための補正予算でございまして、既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ1,069万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,377万4,000円とするものでござ

います。

詳細につきましては、110ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、議案第237号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第237号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第238号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第30、議案第238号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第238号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、土地開発基金への積み立てをする繰出金の補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,000万8,000円とするものでございます。

122ページの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第238号 平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第239号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第31、議案第239号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第239号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算の主な内容につきましては、東部工業団地において工業用地の売買契

約を締結しておりました有限会社東北資源からの契約に基づく土地売り払い収入を計上するとともに、工業団地事業基金に積み立てるものであります。

第1条では、歳入歳出予算の補正額につきまして、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6,323万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,226万7,000円とするものであります。

第2条では、地方自治法の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

127ページをお開きください。

債務負担行為であります。鏡石町南部第1工業団地開発事業及び郡山土地開発公社に対する債務保証につきまして、期間を平成27年度までとし、限度額を4億8,300万円と利子に相当する額とするものであります。

補正の詳細につきましては、130ページからご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫正信君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第239号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第240号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第32、議案第240号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第240号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、国庫補助金が確定したことに伴い事業費を減額するもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,501万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,189万円とするものでございます。

詳細につきましては、142ページからの事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（関根邦夫君） 以上、議案第240号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第240号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第241号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第33、議案第241号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第241号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明いたします。

このたびの補正につきましては、年度末によりまして貸し付け者の確定及び育英資金への寄附によります増額でございまして、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を971万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細、152、153ページからになりますが、ご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもちまして提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第241号 平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第242号及び議案第243号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第34、議案第242号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第35、議案第243号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました議案第242号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から議案第243号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2議案につきまして提案理由のご説明をいたします。

最初に、157ページになります。

平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、このたびの補正につきましては、社会資本整備交付金事業費の確定に伴う予算の整理、また24年度流域下水道維持管理負担金の精算に係る予算の整理をするものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ866万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,117万1,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許でございますが、159ページをお願いいたします。

繰越明許費になりますが、2款事業費、1項事業費、公共下水道事業でございますが、2,200万円でございます。これにつきましては、国道4号拡幅関連の境内内の管渠築造工事の繰り越しをするものでございます。

次に、2款事業費、災害復旧関係でございますが、5,500万円の繰り越しとなりますが、これは国道4号の拡幅関連でございますが、新たな被害の確認された鏡沼地内の污水管布設工事、それから図書館周辺の污水管布設工事の繰り越しをするものでございます。

内容につきましては、162ページの事項別明細より説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 次に、168ページになります。

続きまして、議案第243号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につき

まして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、県道バイパス関連の配水管布設工事の補償金の確定に係る精算をするものでございまして、第2条関係で、資本的収入および支出につきましては、第4条本文括弧中がございますが、「過年度分損益勘定留保資金6,595万4,000円」を「5,381万2,000円」に改めまして、資本的収入に1,214万2,000円を追加しまして3億5,279万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、次のページになります、170ページの事項別明細により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上、2議案につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議を賜りまして、議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第242号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第243号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第244号～議案第254号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第36、議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算から日程第46、議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第244号から議案第254号までの11件を一括議題とすることに決しました。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） ただいま上程をされました議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算ほか平成26年度町特別会計予算9件並びに平成26年度鏡石町上水道事業会計予算の11件につきまして提案内容のご説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計についてご説明を申し上げます。

厚い冊子1ページ目をお開き願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,000万円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページの第2表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業（平成26年度貸付）ほか2事業に係る債務負担行為の期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、同じく6ページの第3表といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費ほか7件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第4条の一時借入金につきましては、借入最高額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算」によりまして、第1条の歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款町税といたしまして14億7,666万6,000円、2款地方譲与税と

いたしまして6,950万円、3款利子割交付金としまして260万円、4款配当割交付金としまして150万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして36万円、6款地方消費税交付金としまして1億4,300万円、7款自動車取得税交付金といたしまして780万円、8款地方特例交付金としまして700万円、9款地方交付税としまして14億647万9,000円、10款交通安全対策特別交付金としまして200万円、11款分担金及び負担金としまして3,047万8,000円、12款使用料及び手数料としまして6,118万6,000円、13款国庫支出金としまして5億1,997万2,000円、14款県支出金としまして14億1,069万円、15款財産収入としまして213万3,000円、16款寄附金としまして5万1,000円、17款繰入金としまして7億3,070万3,000円、18款繰越金としまして3,000万円、19款諸収入としまして7,798万2,000円、20款町債としまして5億2,990万円、合わせまして歳入合計が65億1,000万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

4ページをお願いします。

1款議会費としまして8,715万3,000円、2款総務費としまして7億1,806万9,000円、3款民生費としまして13億5,396万8,000円、4款衛生費としまして12億3,075万7,000円、5款労働費としまして543万9,000円、6款農林水産業費としまして3億8,312万円、7款商工費としまして9,957万4,000円、8款土木費としまして8億7,199万2,000円、9款消防費としまして2億6,785万円、10款教育費としまして6億4,553万1,000円、11款災害復旧費としまして1億9,121万7,000円、12款公債費としまして6億2,586万5,000円、14款予備費としまして2,946万5,000円、合わせまして歳出合計が65億1,000万円。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊特別会計予算書の1ページをお開き願います。

まず初めに、議案第245号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,086万5,000円とするものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページの第1表によりまして歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款国民健康保険税から10款諸収入まで記載のとおりでございます。その主な内容といたしましては、1款国民健康保険税としまして4億2,708万5,000円、2

款国庫支出金としまして3億8,679万9,000円、4款前期高齢者交付金としまして1億9,855万6,000円、合わせまして歳入合計が14億3,086万5,000円となっております。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1款総務費から11款予備費まで記載されているとおりでございます。その中で主な内容といたしましては、3款後期高齢者支援金といたしまして2億494万1,000円でございます。これらを合わせますと歳出合計が14億3,086万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

29ページをお開き願います。

議案第246号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,347万円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、30ページからご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで記載のとおりでございます。その主な内容といたしましては、1款後期高齢者医療保険料としまして6,488万1,000円、3款繰入金としまして2,768万6,000円、これらを合わせますと歳入合計が9,347万円でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりでございます。主な内容といたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,046万8,000円、歳出合計は合わせまして9,347万円でございます。

以上、計上させていただきました。

43ページをお開き願います。

議案第247号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,945万5,000円と定めるものでございます。

第2条におきましては、一時借入金といたしまして、一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

44ページ、第1表によりまして概要についてご説明を申し上げます。

44ページ、歳入の部でございます。

歳入の部につきましては、1款保険料から9款繰越金まで記載のとおりでございます。そ

の主な内容といたしましては、1 款保険料としまして1 億3,961万9,000円、3 款国庫支出金としまして1 億6,438万6,000円、4 款支払基金交付金としまして2 億110万5,000円、これら歳入合計合わせまして7 億1,945万5,000円でございます。

歳出につきましては、1 款総務費から9 款予備費まで記載のとおりとなっております。主な内容といたしましては、2 款保険給付費としまして6 億8,986万9,000円でございます。歳入合計は合わせまして7 億1,945万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

69ページをお開き願います。

議案第248号 平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,901万3,000円と定めるものがございます。

70ページからの第1表によりましてその概要についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1 款財産収入から3 款繰越金まで記載のとおりとなっております。主な内容といたしましては、2 款繰入金としまして3,900万円の計上でございます。歳入合計は合わせまして3,901万3,000円でございます。

歳出の部でございます。

こちらにつきましては、1 款総務費から4 款予備費まで記載の内容となっております。主な内容といたしましては、3 款諸支出金としまして3,900万1,000円の計上でございます。歳出の合計は3,901万3,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

81ページをお開き願います。

議案第249号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,206万5,000円と定めるものがございます。

82ページの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

歳入の部です。

1 款財産収入から5 款使用料及び手数料の内容となっております。その主な内容としましては、2 款繰入金としまして4,506万円、5 款使用料及び手数料としまして4,699万8,000円、これら歳入の合計が9,206万5,000円となっております。

歳出の部でございます。

歳出の部につきましては、1 款総務費から4 款予備費まで記載の内容でございます。主な

内容としましては、2款事業費としまして8,986万4,000円でございます。歳出合計は合わせまして9,206万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

97ページをお開き願います。

議案第250号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億370万円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、100ページの「第2表 地方債」といたしまして、区画整理事業の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

98ページの第1表によりましてその概要をご説明申し上げます。

歳入の部でございます。

1款繰入金から6款財産収入の内容となっております。その主な内容といたしましては、1款繰入金としまして1億344万8,000円、3款国庫支出金としまして5,775万円、5款町債といたしまして4,250万円、これら合わせまして歳入合計が2億370万円でございます。

歳出合計につきましては、99ページ記載のとおりでございます。主な内容といたしましては、1款事業費としまして1億8,836万4,000円、2款公債費としまして1,446万円、これら歳出の合計合わせまして2億370万円でございます。

以上、計上させていただきました。

113ページをお開き願います。

議案第251号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,075万2,000円と定めるものでございます。

114ページ、第1表によりまして概要についてご説明を申し上げます。

歳入の部につきましては、1款繰入金から5款繰越金、記載の内容となっております。その主な内容としましては、1款繰入金としまして376万5,000円、3款諸収入としまして697万5,000円、これら歳入を合わせますと合計1,075万2,000円でございます。

歳出の部につきましては、115ページ記載のとおりでございます。主な内容といたしましては、1款育英資金貸付金としまして1,074万円でございます。歳出の合計は1,075万2,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

125ページをお開き願います。

議案第252号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,580万円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、128ページの「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給金（平成26年度貸付）ほか1件の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、128ページ「第3表 地方債」といたしまして、公共下水道事業債ほか3件の起債限度額、方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、126ページ、第1表によりご説明を申し上げます。

歳入の部につきましては、126ページ記載のとおりでございます。その主な内容といたしましては、2款使用料及び手数料としまして1億3,128万5,000円、5款繰入金としまして1億4,878万4,000円、8款町債といたしまして1億6,880万円、これら歳入を合計しますと4億9,580万円でございます。

歳出の部につきましては、127ページ記載のとおりでございます。主な内容といたしましては、2款事業費としまして1億1,853万7,000円、3款公債費としまして2億8,691万1,000円でございます。これら歳出を合わせますと合計が4億9,580万円でございます。

以上、計上させていただきました。

145ページをお願いいたします。

議案第253号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,600万円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、148ページの「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成26年度貸付）ほか1件の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、148ページ「第3表 地方債」といたしまして、資本費平準化債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、146ページ、第1表でお願いいたします。

歳入につきましては、146ページ記載のとおりでございます。その主な内容といたしましては、2款使用料及び手数料843万8,000円、4款繰入金としまして4,145万9,000円、7款町債としまして1,610万円、これら歳入を合計しますと6,600万円でございます。

歳出のうち、主な内容といたしましては、1款総務費としまして2,429万6,000円、3款公債費としまして4,115万1,000円でございます。歳出合計全て合わせますと、合計は6,600万円でございます。

以上、計上させていただきました。

163ページをお開き願います。

議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数4,399戸、年間総給水量126万9,805立方メートル、1日の平均給水量を3,479立方メートルと定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の部は、第1項営業収益2億3,463万2,000円、第2項営業外収益1,104万9,000円、第3項特別利益1,000円の合計としまして、水道事業収益が2億4,568万2,000円でございます。

支出の部は、第1項営業費用が2億398万4,000円、第2項営業外費用が2,976万5,000円、第3項特別損失が228万1,000円、第4項予備費としまして965万2,000円、合計しまして2億4,568万2,000円と定めるものであります。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の合計を2億4,423万6,000円、資本的支出の合計を3億4,264万4,000円と定め、その不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をするものでございます。

164ページをお願いします。

第5条の企業債につきましては、石綿セメント管更新事業費、第5次拡張事業費について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条の一時借入金につきましては、限度額を8,000万円とし、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる場合を定めるものでございます。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第9条におきましては、たな卸資産の購入限度額を718万5,000円と定めるものでございます。

以上、平成26年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算についてその概要をご説明申し上げます。審議をいただきまして、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成26年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

平成26年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 3時03分

開議 午後 3時24分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成26年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に小林政次君、同副委員長に長田守弘君が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第47、請願・陳情についてを議題といたします。

陳情第17号及び陳情第18号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分

第 2 号

平成26年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年3月5日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	小貫忠男君	税務町民課長	柳沼英夫君
健康福祉課長	小貫秀明君	産業課長	小貫正信君
都市建設課長	関根邦夫君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	参事兼 教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼 会室長	高原芳昭君	農業委員 兼 農事 局長	関根学君
原 子 力 災 害 対 策 室 長	吉田竹雄君	選挙 管理 委員 兼 農 業 委 員 会 長	西牧英二君
教育委員 兼 委員 長	塩田重男君		菊地栄助君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。

3月定例議会一般質問、9番、今泉文克でございます。

早くも東日本大震災から丸3年になろうとしております。町の中でも復旧、そして復興の跡が、この隣の第一小学校を見ると立派にできてきております。また、道路等もきれいに整備されつつあり、この3年間の大変なこと、そしてこれからの新しい町づくりに向けた方向が見えてきているのかなというふうにも思っております。

駅東56ヘクタールの大きな問題を抱えていたところでございますが、災害公営住宅として建設が今始まろうとしております。また、学校に併設されます児童ふれあい交流施設の新しい放課後児童クラブも建設、移転される予定でございます。ただ、児童クラブの跡地の児童館の利用も、これから多くの意味で議論しなくちゃならないことも感じるところでございます。

このように新しい町づくりに今歩もうとしているときに、先日、残念ながら、町が販売した住宅地の土地が地震で崩落したことによる訴訟も発生しております。そうしますと、これから我々議会も一つ一つ勉強して、その対応策をしっかりと町民のためにつないでいかなくちゃならないなというふうに改めて今、感じているところでございます。

また、遠藤町長も2期目に向けた抱負を語られ、今後の新しい町づくりを目指しているというふうにも昨日の町長説明の中でも感じました。これからの町づくりにはたくさんのご

があるのかとは思いますが、一般質問でその一部をお伺いするところでございます。

今回、4点ほどの質問を通告させていただきました。

その第1点目は、鳥見山公園駐車場の確保についてでございます。

町にも数多くの公園、児童遊具施設がございますが、その中心的な位置づけであり、すばらしい緑地、ビオトープのある自然の林、そしてまた、ほかの市町村に誇れる陸上競技場を中心としたテニスコート、野球場、体育館、それから今、新たに芝生の人工芝に張りかえをしております多目的広場など、すばらしいほかの市町村に我々は誇れる、そして模範的な運動公園であります鳥見山公園は、近年、多くの大会が開催されていることは執行部も十分認識されていると思います。

また、昨年からはサッカーのJ3ですか、福島ユナイテッドがその試合の会場として使うなど、非常に市町村駅伝や町の駅伝ロードレース大会、そのようなことで大きな大会が開催されております。ことしは、特にまた、白河地方の学生の、あるいは小・中学校の大会も開催されているというふうにも聞いております。非常に自慢の施設であります。

しかし、大きな大会がありますと、いつも参加者、あるいは関係者から言われておりますのが、駐車場が足りない。来たけれども駐車場、車を入れるのに大変苦労しているというふうな声が大変聞かれます。この施設の運営、あるいはそれらをよくするためには、第一条件として安全に、そして来たならば安心してとめられる駐車場というものが大切だろうと思います。

現在は瓦れきの山があつたりして不自由な点多々あつたところでございますが、大きな大会をこれからも我が町に誘致して活性化を図ろうとするのであれば、新たな駐車場の増設ということが必要であろうというふうに私は思うところでございます。町当局の考えをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 9番議員の1のご質問に答弁申し上げます。

鳥見山公園は、昭和50年に一般公園として都市計画が決定され、以後、各種運動施設等が整備され、今では町内外から多くの方が訪れる町の誇れる総合公園であります。

このような施設整備状況や地理的条件などから近年では大きな大会が開催され、その都度多くの来場者が訪れ、駐車場対策が必要になっていることは認識しております。

しかし、公園内には555台の駐車場があり、状況に応じて野球場を開放した場合、合わせて約800台の駐車が可能であります。また、震災後、仮置き場のため使用不能となり駐車場不足の一つの要因となっておりました野球場北側駐車場及び多目的広場の北側駐車場の一部を残し、来年度から開放する予定であります。

駐車場の増設については、今後の検討が必要かと思いますが、まずは主催者側の大会運営方法として警備員の適切な配置による駐車場への誘導などをお願いすることも重要かと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 今までは震災の瓦れきがあつたりして、ここ二、三年は大変不自由な思いをしておりました。今、伺いますと、555台プラス300で800台以上確保だというふうなお話なんです、やっぱりセントラルパークというんですか、中心的な公園として位置づけたときには、町長さんも言うておられますが、たくさんの大会、あるいは多くの方を我が町に呼び込んで、歩いてみたい、あるいは行ってみたい町というふうなことを話されております。

まず、大きい大会なんかに、我々もそうなんです、その会場に行きますと800台ですから、ロードレースになりますと1,000名以上の方が参加しますよね、選手が。それに伴って、今度はそれに附帯して関係者、あるいは応援する家族の方々、それから町の関係者、そういう方々が行きますと、当然800台では足りなくてグリーンロードとか、あるいはその周辺の道路に路上駐車するというふうなことが多々目の当たりに見えています。

我々ここに参画している方々は、駐車場という大きいA4版の券をもらえますから、あれを貼っていくと心配なくすーっと駐車場がありますから、そういう苦勞はしていないんですよ。ところが、我々以外の参加する方々とか、あるいは今言った応援の方々は、そういうことで大変な苦勞をしているんです。それを私は目の当たりに見たり、あるいは伺ったりしておりますと、今一番言われているおもてなしの大会ではなくなっちゃうんです。やっぱり駐車場がなくていらいらしている。そのいらいらした気持ちのまま大会に臨むということは、選手のベストコンディションでそのゲームをやるというふうな位置づけにはならないんじゃないかと思うんです。

現在の駐車場が足りない、ましてや県でも有数の陸上競技場を抱える我が鏡石町としては、そして、鉄道からも1キロメートルくらい歩かなくちゃならない、バス停もないとなると、おいでになる方々の駐車場を確保することは、その施設を所有している鏡石町の責任であろうというふうにも思いますので、これは財政的なこともあるかと思うんですが、早くおいでになる方に喜んで、笑顔で大会に出ただけのような体制、幸いにとっては失礼なんです、またこれは相手の方もあることとございますが、牧場通りから野球場に入っていく道があります。その両サイドが田んぼなんです。あの土地もありますから、財政的に許されるのであれば、あの鳥見山公園の道に囲まれた一角を町が所有するなり何らかの形にして、町

自慢の鳥見山公園です、あるいは最高の設備の整っている総合運動公園です、緑地のある公園です、そして利用者が安心して安全で大会に臨めるような環境なんですという位置づけが私は大変重要であろうと思うんですが、そういうふうな近隣地の件も含めて、どんなふうに思われるか改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいまのご質問、再質問ということでございますけれども、今、担当課長のほうから答弁したように、今後いろんな面で検討が必要だという答弁をさせていただきました。そういう中で、今、議員さんが申されるように町の財政、そういったこともございます。当面、いわゆる岩瀬牧場なり第二小学校、こういったグラウンドを使いながら、その必要性、そういうことも含めて今後、財政も含めていろんな面で、角度から検討していきたいというふうに答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 自慢できる施設ですから、自慢できる大会、安全に開催されるような努力をまた強く求めるものでございます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

これは、北部エリアの総合的な開発の件についてなんですが、この国道4号線が、今、4車線化に向けて段々と姿が見えてきております。大変すばらしい道路になるなと思っております。

また、空港道路と一直線になります国道118号線、松塚バイパスと言われる蒲之沢から深内、そして稲村に抜けていく道が、今、高速道路の下が、隧道が完成に向けて歩んでおります。あれらが立派に整備されて、深内のうちの前を通る道路から一步離れたところが通るようになれば、またすばらしい地域になってくるのかなともいうように思っております。

そして、高久田一貫線も499号と一緒に連動して立派な道が鳥見山公園から須賀川につながってくと、このように、この北部エリアが一つ一つ姿が大きく変わってくるのかなというふうにも思います。特に、須賀川とか郡山にお勤めになる方々にとってみると、それらの動線の整備は非常にありがたいことであるし、これからはますます望まれていくことだろうと思っております。

その第1点としまして、町は工業団地を幾つか過去に造成してきました。それで、須賀川の横山工業団地と隣接しております町の北部工業団地というのがありまして、非常に多くの

企業が、大手の企業が誘致されて操業され、我が町の方々の勤労の場としても大変すばらしいところになっております。あその場所は、釈迦堂川が通り、そして須賀川インターチェンジからほんの二、三分のところであり、非常に好条件な工業団地であるというふうに皆さんが言っております。ましてや企業の方々もここに来てよかったということで、多くの企業が今、操業しているところでございます。

我が町は、南部工業団地を開発して以来、正式な工業団地の開発はしておりません。そのようなときでございますが、やはり町としては働く場がないと、ここで生まれ育って学校を出た子供さんたちが東京とか、仙台とか、県外へ出ていってしまうと。そのことによって、鏡石町の人口確保も難しくなる。働く場がない。そうしますと人口減になるということが、これは計画の中にもありますが、このようなことを考えたときに、工業団地を造成して新たな工場を誘致して働く場を接する場所には北部工業団地に隣接した場所、ここが私はいいい場所だろうというふうに思いますので、新たな増設というものは考えられないかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問に答弁を申し上げます。

町の第5次総合計画では、現在推進をしております鏡石駅東第1土地区画整理事業地内の人口地域であります工業用地へ企業の誘致を進める計画等しており、北部工業団地の増設については具体的な計画はございません。

しかしながら、町の北部地区は、ご質問にもあるように、国・県などによります幹線道路整備が進められていることから、第5次総合計画の見直し時期や次期計画の策定にあわせ、事業の実施の必要性や経済性、さらには企業の設備投資への環境や社会情勢を的確に把握しながら検討する必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 町は、今のところ計画は確かに入っていませんから、持っていないと思っております。

我が町の工業団地としては、準工業団地として駅東に26町歩持っているというふうなことでございますね。しかし、この駅東の26町歩というのは、皆さんも御存じのように住宅地として開発予定だった。しかし、これが住宅地として56町歩を開発して売却するのは無理だというふうな点に基づいて、この26ヘクタールについては準工業に切りかえたんですよね。そこらなんです、苦し紛れの用途変更なんです、我が町としては。それは皆さん十分わかっている部分だと思うんですが。

それから、もう一つ問題になるのは、開発型 I C として桜岡の、今、イオンのあるところの、あの周辺の南部工業団地、あそこはたかが13町歩くらいの、今、工業団地なんです、あそこの計画は、112ヘクタールの工業団地開発計画がまだ生きていますよね。そして、今後100ヘクタールがまだあそこでは工業団地をつくるような計画にはなっているんです、町の計画は。こういうふうな事業の一人歩きが、今しているというふうに思います。

しかし、町が工業団地をつくる時、私は今考えたんですが、注意しなくちゃならないのは、今言ったように、住宅地で計画したけれども売れないから工業団地に転化しますというふうな、その土地が工業団地としてベストなのかどうかということなんです。

問題は、町が言う工業団地というのは、経済成長がよくてどんどん工場が進出するときには、それでもよかったと思うんです。しかし、今は、企業が自分たちの経営メリットでもってスケールで考えて工業団地はどこか場所に行くかということを決めますから、そういうふうなことを考えたときに、町の工業団地づくりのコンセプトというものがやっぱりどこかにはないとまずいと思うんです。

それが、今、我が町にはないですから、そういうふうなコンセプトづくり、どのような工業団地にするのか、町が設置したい業種とか企業とかどういうものなのかと、そこまで言うとなかなか来る人はいないかもしれないんですが、ただ、どこの企業もが来たくなるような工業団地、土地の場所とか環境とか、そういうことを含めて、やっぱりもう少し検討してやっていく必要がある。そのためには、私は北部はマッチしているんじゃないかというふうに思ったんですが、今後、町づくりの見直しの必要性があるかどうか、また、そういうこともちょっと重ねて再質問させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 再質問に答弁申し上げます。

この工業団地、1つは駅東の第1土地区画整理の中に準工がございます。これは、私が就任する前の中で変更したと。そういう中で、その状況が今も存在するということでもあります。

あと、今ご質問にありました北部工業団地、さらには118号沿線ということもございますけれども、確かにそういった道路が完備されれば当然そういったことが考えられると、私もそういうふうには思っております。ただ、町のほうの中、特に今の経済状況、さらには町の財政といいますか、今までの南部工業団地、さらには駅東の先行の先買いした土地、それについて、今、土地開発公社に約5億円の借金があると。今回2年延長するというところで、今回議会の中で議決をいただいたということでもあります。そういう中で、借金を返さなければならぬのが1つ。

もう一つは、そういう中で、さらに新たな工業団地ということになると当然また財政が伴

うという、そういう状況にあるということで、なかなか踏ん切れないというんですか、そういう状況にあるのかなど。

そういう中で、この経済も含めて、さらには町の財政も含め何とか突破口を開けるような環境になってくることが大事なのかというふうに感じているところであります。そういう中で、ご了承をいただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 計画にないところをやれと言ったって、計画にないのはやりようがありませんし、議会も議決していませんから。ただ、考えられるのは、あそこだったら1番町の外れですけれども、工業団地としては、立地条件は町内でインターチェンジも含めると現状では一番ベターな場所じゃないかな、ベストな場所じゃないかなというふうにも思いますから、なお今後の計画の中では頭の一端に入れておいて、ご検討進めるように求めるものでございます。

それでは、大きな質問の第2点目。3つ目の質問に入らせていただきます。

駅東56ヘクタールというのが我が町の大変な、ここ20年近くの大きな問題になっております。事業費67億から41億円まで圧縮した事業でございますが、超大規模開発は計画から20数年を経過して、やっと災害公営住宅等の名前が見える事業に着手しました。

しかし、この56ヘクタールの事業完了の予測は、大変困難な状況に今あると思います。その中で、まだほかの地域のことは大変だと思うんですが、今回の鏡石町都市計画マスタープランの新拠点ゾーンで北部地区の高久田地区土地利用調整計画というものが出てきました。これは須賀川市に隣接した場所であり、国道115号線沿いでもありまして、前から商業、サービス業の機会として我が町が開発をしようとして進めてきていたところでございます。この56ヘクタールから見れば面積的にはわずかかと思うんですが、この事業費の確保も案外無理がなくいくんじゃないか、あるいは町がやらなくても進出する方々の環境さえ整えてやれば開発なり、あるいは設置は進出者がみずから歩むことができるんじゃないかというふうに思います。このようなことであり、この118号線というのはもう20年も前から言われておりますので、早急に進めるべきであろうというふうに思いますが、どうでしょうか。

また、本計画に記載されております田園地帯にふさわしい住宅地の形成というふうな文言が入っております。これは、田園地帯にふさわしい住宅地というのは、どのようなことを考えておられるのでしょうか。そして、これらが前に進むためには、具体的な推進方策がなければ不可能であります。これは法的ないろんな問題もクリアしなくちゃならないし、町がそれに伴って関係機関にプッシュしなくちゃならない。あるいは、町のそれに伴うところに進行計画ができていなければ前に進めないと思いますので、それらについてはどのようになっ

ているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問に答弁を申し上げます。

昨年の12月に改定されました鏡石町都市計画マスタープランは、町民にとって安全で快適な都市環境をつくり出すためのさまざまな都市計画、いわゆる町づくりに関する基本的、総合的、長期的な計画でございます。

また、高久田地区土地利用調整計画は、平成12年3月に、須賀川市に隣接する高久田地区について須賀川市の土地利用調整計画の策定に即応するため、民間開発の適正な誘導、それから隣接市街地、さらには周辺の自然環境との融合した総合的かつ計画的な土地利用の調整をするための計画として策定をされました。これらの計画につきましては、長期的な視点に立ったものでございまして、第5次総合計画におけます駅東総合計画や南部総合整備計画の位置づけや推進方策としてあわせて明記をしておるところでございまして、今後の社会情勢などを勘案しつつ民間開発の適正な誘導を図っていくこととしております。

また、田園地帯にふさわしい住宅地の形成として、ゆとりの住生活拠点というふうな形での位置づけがございまして。これらについては、地域コミュニティーの中心としての交流や生活の利便性の充実、それから、あわせて営農環境、それから自然環境との両立についても留意をしていく必要があるということで考えております。

町総合計画におけます基本計画に基づいて実施計画の策定や計画の進捗状況を的確に把握をしながら、都市計画マスタープランとか、さらには各種計画との整合性を図りながら、今後、各種計画の検証、検討をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 実は、私、この質問を通告しまして、それで変な質問ばかりもできませんので、いろいろ調べてみました。

そうしましたところ、ここに高久田地区土地利用調整計画、平成11年調査報告書なる言葉が出てきたんです。それで、これは初めて聞く言葉であって、報告書というものが見たことも私どもないんです。ということは、高久田地区の報告書というのがあるんですから、これをコピーでもしていただきたいというふうに思います。また、高久田があるということは、ほかの地区もあるというふうに思われますので、それらについては後日で結構ですから、見させていただきたいと思っております。

それから、私ら昔から、この高久田地区の開発というのは、118号沿線の土地利用と開発

計画というふうなことで伺っております。これは、どうなったのかということなんです。どうもここで見ていくと、ちょっとそれらがぼやけてきて全然表に出ていないんです。あと、それから、それと同時にこの計画の中では、鏡田・高久田地区計画18.3ヘクタールの土地利用と開発計画という文言があるんですが、これは4号線沿いの面積、あるいはそのこの開発ということだと思っておりますが、それらが何か全然前進しないで、118号線、4号線沿線の鏡田・高久田地区計画、これが全然見えていないんです。

あと、もう一つは、25年3月に国土利用計画というのが出ました。ここの20ページ。それから、その1年前の24年1月に、総合計画、118ページなんですが、地区計画高久田という文言が出てきました。それで、25年7月の都市計画マスタープラン改訂計画案の中では、4ページに、北部新拠点ゾーンという新しい名称が出てきております。これらについては、初めて何う言葉であって、この計画にもなかった、数字にはなかったというものが、ここでぽんと出てきたんですが、これらはどういうものなのか改めて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問に答弁を申し上げます。

ただいま、いろいろと計画の名称等のご質問にございました。

初めの、高久田地区土地利用調整計画につきましては、11年に国の補助事業を受けて須賀川市の南部地域、国道118号沿線の大型商業施設関係の導入のために、あの周辺地域が開発されるということでの計画がございましたので、それに合わせる形で118号線を挟んだ南側の鏡石町地区についても土地利用の調整計画が必要だろうということで策定をしたということでもあります。さらに、その118の北側にも町の一部の土地がございますので、須賀川地区のほうからも、須賀川地区がこのような計画をするので鏡石町のほうではというふうなお話があったというふうにお聞きしております。それに合わせる形で計画をつくっております。その計画ができたものを調査報告書という形で、今持っております、この緑色のものがその調査報告書でございます。

その後、ただいまの地区計画、高久田地区地区計画というふうな名称が出ております。これは、都市計画法の中で調整区域をいろいろと市街地などに整備するための計画を立てるものでございます。現在のところ、高久田地区にその地区計画がございます。さらには、国土利用計画、それから町の総合計画の中にも高久田地区についても、これらの計画に合わせる形で事業の推進を図るような表現がされていると思います。

それから、最後の都市計画マスタープランの4ページにあったということで、北部の新拠点ということでありまして、今回、都市マスについては、20年後の都市計画を見据えての計画づくりでございました。こういった関係から北部、それから南部、東部というふうなエリ

ア分けをした。さらには、行政区別の地域別計画も今回新たに入れる形でわかりやすく、いろいろと今後の事業計画、さらには住民の方も理解できるような形で新たに部分的にも新たな計画づくりをしたということで、その中の一つが北部の新拠点ゾーンというような形での名称というようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただ、私がこれを調べていったら、北部新拠点ゾーンとして新しくつくられたのが、今まで一度も議題に上がっていないんですよ。我々にも24年1月31日に渡されました。局長ちょっと時間とめて。はい、いいです。

町の計画にかかわる書類、全部とってあります、私は。それを全部読んでみたんです。そうしましたら、24年1月13日の第5次総合計画素案の基本計画という書類が我々の手元にあります。ここに来て初めて、118ページ、地区計画を高久田地区で指定するというふうに文言が出てきたんですよ。鏡田・高久田の地区計画がその前にあるんですが、それはまるっきり消えちゃったんです、この辺りから。それで、高久田地区の指定ということで、今まで1回も議論されなかった文言がここで指定で決定しているんですよ。指定するというふうに。それ私ら初めて聞いたところなんです。

それでずっとやっていくと、先ほども言いましたが、高久田地区開発の検討ということで、初めて、今、町長がお持ちになっていると思うんですが、図面で高久田一貫線の両サイドに黄色い地区が誕生したんです。155町歩というふうな面積で。住宅にここはするんですよ、長期的なというふうな言葉を使いましたが、155町歩の住宅があそこにできるんです、この計画は。

そうすると、町長さん、境地区の住宅組合のことで町は大変苦勞して、やっと今、境が終わろうとしております。まだ組合は残っております。そして、駅東の56町歩というふうな住宅を今、着手して、これから、これもまたどうなるかわからない状態の中で駅東をやっている。そして、今度は新たに高久田地区に155町歩の、文言はなんですか、これは……。

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

○9番（今泉文克君） 緑住調和型ミレニアムタウンというんですか、という文言がここでも出てきました。これは、25年10月16日付、全協で配付になりました鏡石町都市計画マスタープラン改訂原案の中に、35ページ、高久田地区土地利用調整計画とは、1999年、平成11年に高久田地区土地利用調整計画調査報告書をまとめ、約155.7ヘクタールの区域と緑住調和型ミレニアムタウンとして整備というふうな文言が出ています。出ていますよね。

これは、ただいま総務課長の答弁だと、須賀川のメガステージですか、ベニマルを中心とした。あそこのエリアに隣接した場所を118号線かいわいの開発と一連の計画、遠藤さんという方もおいでになりますが、須賀川のほうに。その方も含めた中での開発というふうに、今、答弁されました。しかし、この新北部ですか、北部新拠点ゾーンというのは、それとはかけ離れたずっと南側に155町歩の色分けを見てみますと、議長さんのところのりんご畑と桃畑も含まれた中で、こんな計画が出てきたんですよ。

私は、この時系列を調べてみたら、全然出ていない文言が24年1月31日から出ているんですよ。これを我々が見過ぐすと、都市計画とかそういうのが23年4月28日付の5月2日公布で、第5次総合計画については自治法の第2条4項で議会の議決要件から除外された。議員必携にも自治法の一番最初の行に書いてあるんですが、議員必携、皆さんも見るとわかるんですが、一番最初の行にそれが書いてあります。しかし、それが23年から除外されて我々議会がそれを議決しなくてもいいということになると、町がそれを勝手にやっということになる、この計画は。そうした場合に、境で苦勞して町が交換金やら補助金で2億2,000万ほどですか、つぎ込んだ。今度は、駅東にはこれから幾らかかるかわからない。そして、南部工業団地も高速インターチェンジ開発ということを経済条件にした112町歩の計画がある。そしたら、今度新たに高久田に155ヘクタールの緑住調和型ミレニアムタウンというものをつくられると、北部新拠点という。

これ、私、つくってもいいと思うんです。町長さん、つくってもいいんですよ。だけど、あそこに新たなインフラ整備どのくらいかかるくらいになるとお考えですか。新たな道路を設置して、上下水道を整備して、それから今度問題なのは、あそこに住宅をつくった、155町歩ということになるとかなりの戸数、1,000戸以上の住宅が設置されるんだと思うんですよ。若い方々が須賀川に近いから喜んでうちをつくらうと思います。その子供さんの通学はどうするんですか。第一小学校、二小とあるけれども、あの遠隔地から子供たちを中学校まで自転車で通いなさいと、自分は車ですと行くからいいかもしれないけれども、私は、そういうふうな住んだ方が苦勞するような場所へ新たな住宅ゾーンをつくることは、一議員としては非常に疑問を抱くものであります。

だから、これらの計画につきましては、時系列全部ここにありますから。そうするとなぜこのような計画が出てきたのか。これが議決要件ではないから、どんどんと町は進めていっていいのか。これは、やっぱりもう一度原点に戻ってやらないと、2期目、町長さん、やっぱり町民の方々から信頼は得られなくなっちゃいますよ。もうちょっと内容については精査して、十分検討するようにしていかないと。町と、それから議会、あるいは議員のあり方まで問われることが生じないとも、私は言い切れないと思います。長期的な展望ですから、今すぐのことではないんですけども、ただ、計画に組み込めばひとり歩きして進んでしまい

ますから、よく熟知されて執行していただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

今、議員さんが言われたように、この北部については、当初、多分このマスタープランの中でも議員さんの、いわゆる全協の中で説明した中では、多分入っていなかったはずですが、入っていなかったです。これは、今、議員さんがおっしゃられるように、この議会の中で、いろんな地域の中を考慮した中で、北部についても、118号線においても、やはり一つの計画があったほうがよいのではないかとということで、いろんなことの皆さんのご意見を入れながら、このマスタープランに反映をしたということですから、これは当然、以前はなかったかもしれませんが、今回のマスタープランの中では議員の皆さんの中のご意見をいただきながら、この北部についてしたと。いずれにしても、これは20年を目指した計画でございます。ですから、今すぐやるとか、そういうことではございません。ただ、こういった計画がなければ、いざ20年後にそこを開発しようとしたときに全く前に進まないということなので、これは議員の皆さんと了承の中で計画をしたということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 長い期間だから、夢も書いてあってもいいのかもしれないんですが、それが議決要件でもなくなり、あるいは議会にも説明しました、議会の承認ももらいました、だから計画で進んでいきますというふうなことじゃなくて、大変な事業ですから、これらについては、自治法の中では議決要件でなくなったというふうに副町長もお話しされたんですけども、やっぱり議会に説明をきちんとして議員の人たちもそれを理解した中で、こういうふうな総合計画、あるいは住宅マスタープラン、それから国土利用計画とかというものが形になっていくようにしていかないと、本当の町づくりにはならないというふうに私は感じますので、そういうことを十分、我々議会のほうにも伝えながら進めていただきたいというふうにも強く今、思っております。

それでは、4点目の質問に入ります。

4番目には、ちょっと今、力を入れちゃったからやさしくいきたいと思いますけれども、町道の並木通りプロジェクトなんて、ちょっと横文字を使ってみました、格好よく。ミレニアムタウンなんていう言葉が出てきたから、俺も負けてられないから。プロジェクトと記載させていただきました。

この1,000年に一度の東日本大震災、今、3年前を思い起こせば、役場から我が家まで帰

る間の道路沿い、考えたくもありません。小学校の子供たちが泣いて危ないところを歩いて行く、やすこくやさんの壁は崩れて道路に散乱している、それから、東洋鋳工さんの塀は倒れて道路まで出ている、あるいは、もとの農協の選果場の近くに行きましたら道路は隆起してマンホールのあれは上がっている、隣の家は傾いている、道路沿いの家の瓦が落ちて道路に瓦かけが散乱している、そして、隆起して腹をこすりながらやっと我が家に着いたあの道筋を今思い出すと、本当にすごかったなというふうに思います。そういうふうに非常に一つ一つ見てみますと、この3年の間には、皆さんがたくさんの思いや苦労があったんだろうというふうに感じております。

震災前の生活回復までには、まだまだ時間を要すると思いますが、今回、26年度の予算で、駅前に1,100万ほどの予算で東日本大震災復興シンボルモニュメントが設置計画されております。大体の姿図は先日拝見いたしました。

しかし、駅前に行って、そこに行って初めてモニュメントがあるんだなということじゃなくて、第一小学校も震災を思い起こして新たに歩もうというふうな思いになります。でも、そこに行かないと思い出が出てこないということじゃなくて、この震災があったことを我々は認識して、そして、そういうことに対する注意を常に自分に喚起しながら、あるいは、そういうふうなことが起きたときにどう対処すればいいのかということが、これから大事だと思います。

その瓦れきで散らばった道路や道すがらに、私は新しい並木道をつくって、町道でいろんな並木をつくったらいいだろうというふうに感じました。各民家の庭を借りるわけですが、わかるように鏡田に行きますとサルスベリがきれいに咲いています。あるいは、駅前から役場に来るこの通りはハナミズキの花が咲いております。このように、ここに行くとこういう花があるんだというふうな道筋に並木があればモニュメントでなくても花を見られ、それから震災に対する、自分に対する心の引き締め、あるいは、新しい町づくりというふうなことを考えたときに、そして町民の方の庭を借りることによって、町民みずからの町づくりに参加することもあるし、あるいは、その区によっては並木があれば、この区はイチョウだ、ここはケヤキだとかとあれば、地域づくりもそれにもとづいて一步美しい町づくり、そして、復興参加というふうなことも踏まえてできるんじゃないかというふうに思いますので、その辺をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

町内の道路等の復旧事業もおおむね完了ということでもあります。そういう中で、災害からの復興事業として児童ふれあい施設建設などを、今進めているところでございます。さらに、

今ご質問の中にありましたように、復興のシンボルとなります一校の校舎、さらには新年度におきましては、復興シンボルのモニュメントの設置計画を予定しているということであり
ます。

また、第5次の総合計画におけます基本計画の中の一つとしまして、緑と水の町づくりを
掲げてもございます。そういう中で、道路沿いの生け垣や敷地内の緑化、そして、さらに花
いっぱい運動などについても町民の皆さんの力をおかりしながら、今後とも緑あふれる美し
い町づくりを進めていきたいというように考えております。

また、私の町づくりの考え方ということで、前にも申し上げましたけれども、駅に降りて
みたい、そして歩いてみたい、そして住んでみたい、そういった町づくりをしていきたい
ということでもあります。そういう中で、新年度においては、復興のシンボルと言われるモニュ
メントもその一つだということもございます。第5次総合計画の基本目標もご承知のように、
快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、そして、訪ねてみたくなる鏡石をつくりますと、そ
ういった基本目標を持って進めていくということでもあります。

そういう中で、これは議員さんとも前にちょっとお話をした中で、私も鏡田地区のサルス
ベリ、これはすばらしいことだなと一度申し上げたこともございます。そういったことも含
めて、ご提案の街路樹等の並木づくりということも十分参考にしながら、これからの町づく
りに生かしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） やはり花いっぱいというのは気持ちも安らぎますから、私はこれか
らも町長さんにはそれらについてご努力いただきたいというふうに思っております。町民み
ずからが復興に参加して、自分たちも一緒につくった町づくりだという意識の向上、そし
て、木というのは一度植えれば毎年成長いたしますから、長年にわたり鑑賞もできると思
います。

それで、それに伴って、私はこの鏡石町というのが、実はオランダのロッテルダムとい
う町があるんですが、あそこは飛行場に、飛行機に乗りますと、飛行機から外を見ますと、
3,000町歩のガラスハウス、温室があるんです。そこはガラスシティと呼ばれております。
我が町も今、太陽光発電がどんどん入っています。それから、いろんな野菜のビニールハウ
スもありますから、福島空港から飛行機に乗ったら光る町がガラスタウンだ、鏡石だ、ある
いは通り沿いに花が咲いているとそれがきれいに見えますから、そういう意味では並木通
りというのは、ある意味では大事なんじゃないかというふうに、日本一の町づくりは無理と
しましても、日本に誇れる町づくりとなることを願っているところでございます。

遠藤町長は、かわる並木通りをつくる、それから、かがやく太陽光とビニールハウスがあ

るんだ、そして、牧場の朝のまち、岩瀬牧場があるんだというかがみいしというふうなことでやっていますから、そういうふうな住民に喜ばれる地域づくりに一つ一つ施策を展開して歩むことをここで願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

ここで、5分間休議いたします。

休議 午前10時57分

開議 午前11時02分

○議長（渡辺定己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小林政次君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 皆さん、おはようございます。

一般質問をさせていただきます、5番、小林政次でございます。今年度2回目の質問をさせていただきます。

25年度も早いもので、今月が最後の月となりました。災害復旧事業も第一小学校の改築事業の完成を初めとしまして、駅前周辺や笠石、鏡田、高久田地内の上下水道工事、舗装工事等が完了し、実感として復興をかみしめている昨今であります。職員の皆様を初めとしまして、関係者の皆様方のご労苦に対し、深く感謝申し上げるところでございます。

それで、私の質問に関しましては、実情に即したものとしたいと思います。

さて、鏡石町農村婦人の家は、昭和57年4月に設置され、約31年が経過しようとしています。設置及び管理に関する条例には、農村婦人等が生活の改善についての知識及び技術を習得するため行う共同学習、農産加工、健康管理推進等の多面的な活動の用に供するためと目的が掲げられております。現在まで多くの方々が利用し、手づくりの味、それから自然のうまさに満足しているとお聞きします。とてもありがたく有用な施設であるため、長期間にわたり活用されているところであります。つきましては、備品等で実際使用できるものについてお聞きしますが、次のことについてお尋ねいたします。

1、鏡石町農村婦人の家（農産加工室）の備品等の管理と運営について。

（1）農産加工室の備品等（消耗品を含む）の管理について。

①使用者が利用する備品等の種類と数量は、現在どのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 5番議員のご質問に答弁を申し上げます。

農村婦人の家の加工室の備品及び消耗品など配備品の種類と数量ということですが、申し上げます。羽釜が3個、羽釜用のふたが3個、せいろ6個、せいろ敷き6個、せいろ用の布が10枚、ひしゃくが3個、へら大小合わせて5個、バケツ大小合わせて6個、金ざる4個、大だる4個、圧力釜4個、こうじ室用ケースが29個、ケース用布が35枚、たらい4個、大豆潰し器が古いものと合わせて2台、キャビネットホイロー式、アルマイト鍋2個、業務用ガスコンロが3台、ガス漏れ警報器が一式、消火器2機、清掃用具が一式ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほどですが、使える備品等ということでもございました。

それで、一昨日、私が確認しました。その結果、数量に若干違いがあるようでございます。まず、せいろにつきましては、ゆがみ等がありまして蒸気が漏れてしまい使用できるのは、私が確認したところ2個くらいかなと思っております。先ほどは6個ということでもございました。それから、大たるでございますが、これは大豆等を冷やすわけでもございますが、これが4個ということでもございましたが、私が確認したところは3個しかありませんでした。また、細かくなりますけれども、また、へらの大は欠けているものがあり、小は2枚くらいは先端が四角いものでございます。それで、もち米ですね。これを確認するには先端が四角いので米に刺さりにくいということで、実際は使用されていないのが実情でございます。さらに、古い圧力釜です。これも現在大切に使用している方がおります。それで、それもふたが2個しか使えないということで、実際は6個くらいは使えない状態でもございます。

それから、後の③の質問にも関連しますが、現状把握が、ただいまの答弁でありますと、現状把握がしっかりなされているのか大変疑問に思ったところでございます。

次に、施設を効率的に活用するためには適切な管理をすることが大切であります。施設の使用が多い11月から3月にかけては、少なくとも月に1度くらいの頻度で現状把握が必要かと思われまます。つきましては、現在の管理方法についてお尋ねいたします。

②どのような基準で備品等を補充し、管理しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

農産物の加工室につきましては、近年の利用状況は、自家用消費のみを共同で製造す

るというような利用者が大変多いというような状況でありますので、みそづくりの作業に必要な備品を中心に備えつけておるところでございます。

備品の補充、更新につきましては、利用者からの要望などに基づきまして、予算の範囲内で順次対応を行っているところでございます。利用者の皆様方には、使用の後に利用料金をお支払いいただいているという状況でございますので、その折に備品などの要望、ふぐあい等をお聞きしながら進めているという状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁にありますように、現在は結ですね、共同作業によりまして数件、主に3件以上で一緒に作業をすることが多い現状であります。一般的にはこうじ室を有効活用するためには米60キログラム、大豆60キログラム以上を原料としまして、こうじみそ、それから三五八等をつくる場合が多く、作業をするのに最低限必要な備品等がないと作業に支障が出て時間ばかりかかります。先ほどの答弁の補充の仕方では、作業に支障が出るものと思われれます。もっと補充等に配慮をしなければ、効率的な作業は難しくなります。

つきましては、執行として、現実に不足していると思われる備品等の種類と、その不足数はどの程度あると考えているのか、また、把握しているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

利用者の皆様方から、その都度お話を聞きながら備品の数について検討しておりますが、複数の皆様方にお聞きした中では、自宅からお持ちいただきながら使っていただいているという状況もあります。多くつくられる方及びそうでない方、いろんな方がいらっしゃいまして、最大限の備品を備えることが費用対効果につながるかどうか、今後予算確保など等の中で検討しながら、利用者の皆さんとともに意見を聞きながら、備品の数の適正設置について検討させていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁でございますが、ちょっと具体的には数字が出てこなかったんですけども、使用している町民は、かなりの備品が不足していると言っております。作業当日、婦人の家に来て、初めて不足していることがわかり、うちに戻り準備してきた。また、役場に購入等のお願いをしても、安価なものは購入してくれるが、本当に必要な

ものの購入等は何もしてくれないとの声が聞かれます。特に、消耗品でありますケース用の布、白布でございますが、それらとせいろの不足に大変困っている状態であります。備品等が足りないので、農家と同じく道具をそろえていないと一般の方は使えないとの声も聞かれます。

前の質問とも関連しますが、次の点についてお尋ねいたします。

③利用者から使用料を徴収し運営していますが、備品等の現状把握はどのようにしているのか。また、行政の責務として、町民から要望あったもの、そういうものをやれるものはすぐにやる姿勢が大切ではないのか。

それと、先ほどでございますが、利用者に予算がないからということ、それから財政面で困難であるという説明をしておりますが、利用者は使用料を支払っておりますので、当然、備品等は充足していると思っているわけでございます。また、利用申し込みの際に備品が不足している等の説明が全くなされていないのが現状であります。

人にやさしい、そして、そういう行政を推進するためにも、年次計画等で補充すべきではないか、あわせてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

利用者からの要望があった場合、速やかな対応を行うため現場に確認に行くというようなことで対応しておりますが、修繕の内容により時間のかかるものや予算措置が必要なものなどがあります。大変ご不便をかけることもあるかと思いますが、多くの皆様方に快くご利用いただけるよう日常の点検に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） さらに、新しいものを購入した後のことでございますが、古いものがそのままにされたり、それから、今では使用不能の備品、例えば洗濯機、それから乾燥機等、それらがそのまま残されております。これらの処分方法についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

議員のおっしゃりますとおり、過去の古いものにつきまして一部保存の状態のままのものがあります。内容を確認した上で、処分の方法について検討してまいります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、農産加工室にあつては、既に目的は達成され、多くの町民が知識や技術を習得し、指導的役割を担っている人もいるとお聞きします。26年度産業課当初予算見積基本方針にあるように、これからは地域産業6次化推進が重要であると考えます。つきましては、今後の運営についてお尋ねいたします。

（2）農産加工室の運営について。

①農産加工、特にこうじ、みそづくりの技術を生かし、農産加工室を活用し、販売まで結びつける方策は考えられないか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

こうじやみそづくりの技術を持った団体や町民の皆様方が、その技術を生かし販売までできることは、食文化の継承やそこに携わる方々の復興上等に大変有益であると思われま

す。町としましても、新年度予算の中では、この加工室を修理するための予算計上をさせていただいております。

この加工室を有効に活用していくためには、農産物加工室を利用した製造から販売を実施するには、食品衛生法に基づいた施設の整備、品目ごとの許可や食品衛生責任者の設置、JAS法や計量法などのあらゆる法律の要件を満たすことが必要となってまいります。このような条件を満たした団体にご活用いただき、町内産の大豆、米でつくったみそなどを販売できることは、町の農業の活性化にもつながることであるというふうに考えております。関係者の皆様方と意見交換をしながら、こういった問題をクリアできるかどうか一緒に研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま答弁ありましたように、よろしく願いしたいと思

います。今後は利用者の観点に立ち、現状把握を適切に行うことが大切であると思われま

す。本

当に必要なのは町民のニーズに合わせまして予算化する等、町民の目線に立った管理運営に当たりますよう心より望むものであります。

次に、2月8日、9日、翌週の2月14、15日の2週連続で降った大雪、特に、14日からの大雪は湿った雪であり、冬型の気圧配置のため気温が上がらず、交通寸断やバス、鉄道の運休や遅れ、さらにはコンビニが品薄状態になるなど物流が滞り、さながら震災の再来を思わせるものでございました。

また、雪の重みで、鏡石町でも農業用ハウスが20件、43棟が倒壊等の被害を受けるなど、中通りを中心に麻痺状態が続き、17日まで大きな影響を及ぼしました。町も除雪が追いつかず、交通に支障が出ていました。

このような状況の中、県を初めとして、町でも防災行政無線により車での外出自粛を呼びかけるなど、異例の事態となりました。つきましては、今回の大雪に対する学校の登校等の対応についてお尋ねいたします。

2、記録的大雪に対する小・中学校の対応と児童・生徒、保護者に対する周知について。

(1) 2月17日(月曜日)の県内学校の休校は、小学校224校(25市町村)、中学校85校(24市町村)、高校55校、特別支援学校11校と、中通りを中心に23市町村で全ての小・中学校が休校になったとの報道がなされました。鏡石町の状況はどうだったのか、また、その理由は何か、お尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) 5番議員の2の(1)のご質問に答弁申し上げます。

教育委員会では、2月16日の日曜日に、まず近隣の市町村の状況把握に努め、各学校と連絡を取り合い、教職員の通勤のための道路状況や児童・生徒の通学路の状況、また、16日からは降雪がなかったことなどを総合的に判断いたしまして、町内の小・中学校につきましては通常どおり授業を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番(小林政次君) 基幹道路を含め生活道路、それから歩道等の除雪が全部は終了していない状況での判断と思われませんが、適切な判断だったと思われるか。

また、農家等では木戸口の長い自宅等の雪かきや人家のないところの歩道の雪かきをする方もあり、勤務等の関係で時間的に定時での車等での送迎がかなり難しい方もいた状況であります。そのような中で、保護者等の負担を軽減すべく登校時間を1時間程度遅らせる等、授業短縮の措置はとれなかったものかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) 15日、16日当時の学校の動きなんですが、それぞれの日に管理職を中心に学校の様子を見にきてございました。そういった中で、日曜日の中で、月曜日に向けての天候の状況判断、さらには通学路確保の見通しの判断、そして学校間での情報交換、町内の学校同士、それから須賀川市の旧市内の学校と情報交換を通し、総合的に判断して月

曜日は通常どおり授業を実施しようと学校間で確認し、あのような形での授業というふうになったところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、まれに見る大雪に万全を期するため近隣市町村では、先ほどの答弁にありましたように、前日16日に対応策を検討し、授業短縮や登校時の注意呼びかけ等を、当日中に児童・生徒や保護者に周知したと聞いております。そこでお尋ねいたします。

（2）児童・生徒や保護者に対する周知は、どのような内容、方法で行ったのか。また、適正であったのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 答弁申し上げます。

教育委員会では、学校と保護者間で、らくらく連絡網というメールで携帯電話やパソコンを通して学校側からの連絡を受信するシステムを構築しています。

第二小学校では、今回その連絡網を利用して保護者に周知したところであります。内容につきましては、通常どおり授業を行いますので、十分気をつけて登校するという内容でございました。一方、第一小学校と中学校では、通常どおりだったため周知をしなかったということがありました。基本的には、臨時休校等の決定をした場合には、児童・生徒やその保護者にできるだけ早く確実に連絡を行うこととしております。

学校側の判断で、周知している学校としていない学校があるという状況になってしまいましたので、今後は統一した形で周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 再度質問するようになりますけれども、今答弁ありましたけれども、テレビ、ラジオ等で他市町村での休校や1時間遅れての登校との報道がなされている中、児童・生徒や保護者は小・中学校の動向、どのように決定するのかに注視していたと思われま

す。
東日本大震災後、学校緊急連絡システムの構築が、先ほどの答弁のとおりでございますが、電話連絡網等の強化をしたとのことですが、一小と中学校でございますが、2校の保護者等に確認したところ、今回メールや電話等による連絡は一切されなかったとのことでありま

可否ではなく、人に優しい町づくりを掲げている中、周知を徹底し、保護者等の心配を解消する意味でも二重、三重の方法で周知をすることが大切であると考えられます。

防災行政無線で外出を控えてください等の広報をする中、通常授業を実施する旨をそれらを利用して周知する、さらには、メール登録していない方への配慮としまして、電話連絡網等による連絡をする等の措置は可能であったと思われます。今回、通常どおりということで、児童・生徒、保護者等への連絡は何もありませんでしたが、今回のような数年に一度の大雪の場合、もっときめ細やかな周知をする等の配慮があるべきでなかったのか。

また、今回の記録的大雪の災害であっても周知に使用しなかった学校緊急連絡システムや電話連絡網、さらには防災行政無線とは、どのような場面で利用するのか。再度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 答弁申し上げます。

緊急連絡網につきましては、あるいは緊急のメールにつきましては、基本的には3つの形で行っています。児童・生徒の生命、身体の安全に関する場合。それから、これは教職員が中心になるかと思うんですが、校舎、校具の保全を必要とする場合。それから、重要書類の防護を必要とする場合がございます。こういったところで緊急連絡網、あるいは一斉メールを使っていくわけですが、今回、今、議員さんがご指摘のように、保護者の皆様方に大変ご心配といいますか、それをおかけしたのは、早い通知がなかったというのが一番だろうというふうに思っています。

運動会を例にとってお話しさせていただきますと、運動会は、朝6時に花火が上がる、上がらないで、その日の天気がどうであれ、皆さんはそれを確認してその先を考え、行動されるわけです。ですが、通常どおりのために今回連絡をしなかったということは、保護者の皆様に大変ご心配をおかけしたんだろうというふうに思いますし、心労も大変だったのかなというふうに理解しています。そういった意味で、今回のを教訓とし、しっかりと各学校で、こういう場合には早めの連絡を、特に安心していただけるためにもというようにを中心にして、教育委員会も学校も一つとなって、その対応を考え、十分にそれを生かすようにしていきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁のように、今後は、このような災害時にはもっときめ細やかな対応をしていただくことを強く要望するとともに、2月18日に図書館を訪れた際、体育施

設管理事務所長さんが、駐車場等を小型除雪機で除雪を行っていました。後日確認したところ、機械を今年度購入したばかりとのことでありました。24、25年度とも降雪が多くなってきている昨今、公共施設等の人力による除雪には限度があり、雪かきが追いつかない現状であります。

かなり前から個人宅には除雪機が導入されていましたし、私も職員時代、除雪機があったらいいなと思っていましたので、精神論だけではどうしようもないときがあります。このたびの除雪機の導入は、時代にマッチし町民のニーズを満たすものであります。備えあれば憂いなしの言葉がありますが、今後は役場等にもっと除雪機の台数を確保し、雪害対策等の防災体制の強化を図っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） こんにちは。

2番議員、古川文雄です。

早いもので、あの地震から3年がたとうしておりますが、つい先日も試験操業中の魚から基準値を大幅に上回る放射性物質が検出されたり、汚染水タンクからの水漏れ等があるなど、事故前の姿への完全復活はまだまだ遠く果てしなさを感じざるを得ません。

そうした状況下にあっても、町の復興は着実な歩みを見せており、象徴的なものとしまして、先月10日から新しい校舎での授業が開始された第一小学校であります。児童の中には、カーテンがなくてまぶしいとか、暖か過ぎるとかぜいたくな不満を言いつつも、うれしそうに話しており、登校する子供たちの姿を見ておりますと、本当にほほ笑ましく、着実な復興の一步を実感できております。

以前の一般質問の際にも述べさせていただきましたが、福島県で、鏡石町で生活する私たちにとって、この問題は20年、30年と長い期間にわたって向き合っていかなければいけないというふうな問題でございます。正直、子供たちの将来のことを考えますと不安ばかりが募ってしまいがちでございますが、先月開催されましたソチオリンピックに出場していた日本選手団の勇姿から、勇気や希望、あるいは大きな教訓を与えていただきました。

金メダル1個、銀メダル4個、銅メダル3個、合計8個のメダルを獲得し、我々に大きな感動と興奮を与えてくれたのは言うまでもありません。メダル候補が次々と散っていく中、

何といっても心を打たれましたのは、不屈のレジェンド、葛西選手であります。私と同年でもあります41歳で、7度目のオリンピック出場で初の個人メダル獲得の偉業達成であります。出場選手たちの姿に勇気もらい、希望を感じ、諦めずに努力し続けることや、今できることに全力で取り組むことの大切さを感じました。

この先、我々町民一丸となってこの問題に向き合い、一步一步着実に前進し、復興をなし遂げたいとの思いを新たに一般質問に臨みたいと思います。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

1番の大規模災害時における役場の体制についてであります。

(1)番、2月8日、15日の大雪の際、役場職員の出勤状況はどうなっていたかについてです。2週続けての降雪に対し、どういった勤務体制がとられていたかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問に答弁を申し上げます。

災害発生予測及び災害の応急対策活動を実施するための職員体制につきましては、町の地域防災計画の動員、計画配備基準に基づく形での対応となっております。

2月8日から9日の大雪の際の職員の出勤状況につきましては、まず初めが8日、土曜日の16時39分に大雪警報が発令されました。このことから、それに対応しまして職員が出勤をしまして、情報収集、さらには連絡活動とか応急措置に当たったところでございます。同じく2月15日、16日の大雪の際にも、15日、土曜日の6時48分に大雪警報が発令されたことから職員が出勤をしまして、情報収集、それから連絡活動、それから倒木や除雪等の応急措置に当たったところでございます。そのほかにも公共施設等について、それぞれ所管課のほうでは職員が出勤をし、除雪作業を行っております。

なお、それぞれの作業の出勤状況についてでございますが、8日が21名、9日については38名、15日が47名、16日については43名ということで、これについては道路の除雪以外に、各所管の公共施設の除雪も行った人数も入っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） それでは、(2)番の大雪が予想された中での体制として十分だったと考えているのかについてです。

全庁的な職員招集はなかったというような答弁でありましたが、いざ全職員に招集の連絡をしてもスムーズに集合できなかったのではないかというふうに思います。そういった有事の際、集合完了までにどの程度の時間を想定しているのか。

また、事前の気象情報から大雪になることが確実視された中で、2週続けての大雪に対する役場としての機能や対応、例えば、緊急的に避難所を開設するとか、高齢、単身世帯を訪問し避難させる等の行動が即時可能となる出勤だったのか、重ねてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

この大雪が予想された中で、職員の体制が十分だったのかということでもありますけれども、それと時間招集、こういったことですが、この町は、ご承知のようにコンパクトな町ということで、多少時間は雪という場合にはありますけれども、おおむね招集すれば短時間の中で来られるという状況であるというふうに考えてございます。

そういう中で、今回の除雪体制については、従来から県の除雪作業基準等を踏まえて、そして、町内の土木業者に委託をして行っております。そういう中で、今回の大雪に関しましては、通常の委託に加え、町内の土木業者へ緊急に要請をしたと、やはり職員だけでは当然できないということで、通常に加えて土木業者に緊急要請を行ったということでもあります。

そういったことでの最大限の重機、作業員によりまして除雪を行ったわけでもありますけれども、今回の雪、ご承知のように積雪が50センチメートルという今までにない大雪となりました。除雪が追いつかず、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたということで、町民の皆様には改めておわびを申し上げたいと思います。

その職員体制の、題にありますように、十分だったかということでもありますけれども、職員体制の中では担当課、特に総務、さらに都市建設課ということでもありますけれども、担当課としては町内業者の協力を得ながら最大限にやってきたというふうには思っております。思っておりますけれども、今回の雪を、教訓を生かしまして、現在検討中でありまして、策定中でありまして町の地域防災計画の見直しの中、次の雪シーズンに備えまして大雪対策の具体的な対策、計画づくりをしっかりとしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 15日についてなんですが、玉川村等では停電が起きました。まして、県内の国道4号線でも車が動かなくなるなど、まさに大災害と言える状況だったというふうに思っております。そういった災害発生時には、災害対策本部会議を開き対応しているというふうには思いますが、まずは、今回はどうだったのか。

また、災害は突然やってきます。今回の降雪は、それでも事前に予測ができ、金曜日の段階で最悪の事態を想定し、最低限の意志の決定や疎通を行っていくことが適正なりスクマネ

ジメントだったというふうには思いますが、どうお考えでしょうか。再度お伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 再質問に答弁申し上げます。

まさに、今回の雪、議員さんがおっしゃられるとおり、多少甘かったなというふうには思っています。ただ、何せ私も町職員40年近く勤めておりました。そういう中で、いろいろ雪もあったわけでありましてけれども、雪に対する考え方については、いわゆる大雨とか台風とか、そういったものちょっと今までは違がかったのかなというふうに反省をしております。40年間の中では、そういった招集はかかったことはございません。

今回、2週にわたる中では、私も出てきまして指示をしたところもでございます。そういう中で、今回、この教訓を生かしながら、防災計画、さらには細かい計画について、大雪対策というものについてしっかりと対策を講じる必要があるというふうに考えております。

先ほど小林議員さんからもいろいろご質問あったように、役場の職員、人がいれば云々ということではございませんので、やはり機械も必要だと。町内にも業者さんが以前よりはかなり少なくなっているという、そういったことも踏まえて、いろんな対策を、できる限りの対策を講じていきたいなということで、今回、担当課等も含めてお話ししてございます。そういうことで、次期のシーズンの中では、この教訓を生かしながら、できる限りの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 今回、土曜日、日曜日と連続で出勤となった職員は、自宅の雪かきは家族に任せっきりという状況になったというふうに思います。そして、家族に大きな負担がかかったのは、それも容易に想像がつかます。突発的な対応が必要な場合は、これはいたし方ないでしょうが、今回のように事前に予測ができた事案については、職員の家族の方々の負担も考慮し、勤務シフトを組むことが必要ではないかというふうに思います。これは提案です。

続いて、大きな2番、公共工事における安全対策についてです。

震災以降の町発注工事で労災事故は発生しているのかについてです。震災以降、公共工事の発注件数が増え、工期に迫られる工事もあり、一般的には労働時間の増加に伴い事故の件数も増加傾向というふうに示しておりますが、町の公共事業でどうなっているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問に答弁を申し上げます。

震災以降の24、25年度の中では、1件発生してございます。1件につきましては、平成25年2月に大池地内の公共下水道災害復旧工事の中で発生しておりまして、作業員が重機とガードレールに挟まれるというような事故でございました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ただ今答弁いただいた事故の内容についてですが、いわゆる4日以上
の休業災害かというふうに思われます。事故発生から職場復帰に至るまで、どの程度の期間
を要したのか、わかればお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問に答弁を申し上げます。

この方については、6週間ほどの期間を要したという状況でございました。

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 次に、（2）番の労災事故に対する発注者としての責任をどう考えて
いるのかについてです。

労災事故の原因の大部分は業者側にあると言えますが、労災事故を未然に防止する責任は
発注者にも求められているのではないのでしょうか。発注者としての、その責任についてどう
お考えかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問に答弁を申し上げます。

町の発注工事の中で事故が発生したということは、まことに遺憾であると考えております。

工事に対する安全対策につきましては、工事の着手前の施工計画の確認や工事着手後の担
当職員の現場のパトロールの際、さらにはいろいろな場面で指導は行っているところで
ございますけれども、事故が起こってしまったということに対して、今後はいろいろとそれ
らに対する対応も改めて見直しながらやっていかなければいけないというふうに考えており
ます。

そういった中では、工事の業者さんに対しましては、定期的なヒアリングの中で安全対策についての指導、さらには文書による安全対策の周知などを行っている状況であります。今後はより一層安全対策に努め、工事の現場で事故などが起こらないように工事現場の安全管理の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔「あんたの仕事はそんなのでいいのかい」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

部外者の発言は許しません。

2番、古川文雄君。

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 1番議員に申し上げます。

あなたの一般質問じゃありません。

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。警告します。

これ以上発言すれば退席を命じます。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 町発注の公共工事でも労災事故が発生していることで、その1件1件が、いわゆるハインリッヒの法則、1対29対300と言われる300件の小さな事故のうちの1件であり、その積み上げの中で最終的に重大な事故につながっていくというふうに言われております。大小の規模にかかわらず労災事故そのものをなくすため、事故発生の際のペナルティの強化を検討するよう要望いたします。

次に、大きな3番、道路行政についてです。

（1）番の、町内の事故多発地点や見通しの悪い交差点等を何箇所把握しているのかについてです。

例えば、雪が降った際の熊野神社の交差点や、小貫産業課長の自宅の前、最近交通事故等が発生した交差点を含むグリーンロードの交差点3カ所。危険な交差点がいろいろと思いつきますが、町ではそういった交差点等を何箇所把握しているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問に答弁申し上げます。

町内の事故多発地点等につきましては、須賀川警察署等からの交通事故情報や学校等の通学路の合同点検等により把握に努めているところでございまして、現時点で危険と思われる箇所については23カ所を把握しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） それでは、（2）番のそれらの危険箇所に対し具体的な対策はとられているのかについてです。

危険だと把握している交差点に対し何らかの策を講じ、町民の安全確保を図っているとは思いますが、具体的にはどういった対策を講じているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問に答弁申し上げます。

危険箇所23カ所の対策については、道路交通規制が伴う場合がございます。公安委員会と協議して進めているところでございます。

具体的な対策としましては、交差点の改良工事や注意喚起するための交差点のカラー舗装、注意喚起表示板等の設置、視線誘導標の設置、区画線表示等を、これまで13カ所について実施してきたところでございます。

また、特に危険で信号機が必要と思われる5カ所については、鏡石町交通安全対策協議会を通じまして、公安委員会に設置を要望しているところでございます。残り5カ所についても、今後、公安委員会と協議により対策を進め、危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 協業ガスの交差点をよく使用し、よく目にいたします。あそこの交差点は、通学路として中学生が大勢利用しております。そういった状況も考慮の上、安全確保の策を検討、実施くださるよう強く要望いたします。

最後に、大きな4番、農業政策についてです。

（1）番の減反政策の廃止等農業政策の大転換に伴い、町独自の代替策、助成策は考えているのかについてです。

農業経営の大規模化を進める中で、国策としての各種政策に合わせ町独自の新たな代替策、助成策は用意されておられるのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 2番議員のご質問に答弁申し上げます。

今般の国の農林水産業・地域の活力創造プランを国はとりまとめをしております。農業を

足腰の強い産業としての政策と、農業、農村の有する多面的機能維持、発展を図るための政策の、この2つを車の両輪として推進するということでもあります。

その中で、4つの改革が行われます。

1つとして、農地中間管理機構の創設、2つ目に、経営所得安定対策の見直し、3つ目に、水田フル活用と米政策の見直し、4つ目に、日本型直接支払制度の創設ということで、国はこの政策に取り組むとしたところでもあります。

稲作経営につきましては、米の直接支払交付金の減額及び平成30年度からの廃止が決定されました。また、米価の低落などと相まって経営が厳しくなっていくということは予想されます。

しかし、一方では、主食用米以外の米づくりには助成金の増額が図られているところでもあります。農家の皆さんが、これらの制度を有効に活用し、稲作の生産コストの低減や食米の有利販売のできる流通の確立など、これらのことを進めながら営農を続けていけるような支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） ここで議事の都合上、昼食をはさみ、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 次に、（2）の10町歩以上の水稲作付を行っているような大規模農家の戸数と割合はどうなっているのかについてです。

今後の農政は大規模化を推し進める方向にかじを取っていくというか、切っていくことがうかがえますが、現状でどのくらいの、いわゆる大規模農家がいるのかをお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 答弁を申し上げます。

我が町では水稲作付農家は608戸あります。このうち10ha以上を作付している農家は現在4戸となっております。全体で0.7%ということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） それらの農家を中心として今後大規模農家を増やしていくことになる

のでしょうか、戸数作付面積に対する具体的な目標数値などがもし設定してあれば、重ねてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

稲作経営が非常に苦しくなっていく段階では議員のおっしゃるとおりに経営を効率化して、大規模化していくことが大変生産コストを下げる上でも非常に重要だというふうに考えております。

ただ、一方では、海外の米の値段と競争するためには福島県及び日本の規模で大規模を幾ら図っても海外と米の競争を図ることはかなわないということも現実だというふうに認識しております。

町では、町のスタイルに合った規模の拡大、集約化が必要かと思えます。10町歩が適切なのか、20町歩が適切なのかを含め、これらの集約が1人の農家及び農業生産法人でいいのかどうか、米づくりについてご存じかと思えますが、1台の機械で多くの農地は処理できますが、草刈りとか農地の管理については1人の経営者だけでは到底地域の農地を守れるものでないということでもありますので、今後大規模化や機械の共同化などのコスト低減は図っていくことはもちろんであります。その農地を維持していくためのシステムづくりのためには、集落営農やら地域の共同の農業生産法人とか、あらゆる形態を模索しながら大規模化、コストの削減化が必要だというふうに認識しております。

質問にありますように、どれくらいの数の農家ということでは現段階ではそこまでの計画は持っておりませんので、今後それらの内容についても具体的に協議模索してまいりたいと、研究してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 要望となりますが、大規模農家を増やすということは、極端に言えば中小規模の農家を減らすことにつながるかと思えます。その方々の所得を確保するためには十分な小作料が必要不可欠となります。一方、小作料を払う側とすれば十分な小作料を支払うためには米の価格の安定、または高いことが最低条件だろうというふうに思っております。そういったことを踏まえ、農家の方々の所得に直結する即効性、または実効性のある町独自の助成策を検討くださるようお願いしておきたいと思えます。

最後の質問となります。（3）農家の方々の所得向上策として町の産品を使って町の代名詞となるようなスイーツ開発に取り組む考えはあるのかについてです。

鏡石町には、特産品を含めおいしい果物がたくさんあります。そうした果物の中でも出荷

できずに処分してしまうような、いわゆる格別品などがあるかと思いますが、それらの格別品を活用し、今大変ブームでもありますご当地スイーツなどの開発を手がけ、または販売することにより農家の方々の所得向上や町のアピールなどにもつながるというふうに思っております。

今後そういった考えはあるのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

町の産品として代表的なものにキュウリやイチゴ、リンゴ、モモ、ナシなどすぐれた素材があるということを十分に認識しております。このような素材はスイーツと呼ばれる菓子など加工品に活用できるものと考えております。

現在でも一部の産品につきましてはスイーツなどに活用されておりますので、このような取り組みがスイーツだけではなく、数多くの商品に、商品化が広まるような取り組みを進めたいと考えております。

農家や加工を行っている事業者と消費動向や成功事例について研究を行い、情報交換を行ってまいりたいと考えております。これらの支援を通じて町内に、町内の素材と、町内のブランドの産品ができるように研究してまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） まずは、町に商品の開発のきっかけづくりをしていただき、スイーツに限定ではありませんが、主婦の方々や子供たちと一緒に共同開発のできるような環境づくりをしていただくよう要望いたします。

これから今後5年で農業を取り巻く情勢は大きく変化していくことが確実視されております。そうした中で、農家に一番近い存在であります役場に対する期待感は非常に大きいものがあると思われれます。微力ではございますが、行政にかかわる一人として最大限協力していきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導等よろしくお願い申し上げます。一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 6番、畑幸一です。一般質問をさせていただきます。

午後一番の質問ですが、後ろのほうを振り返ってみますと、先ほどいました傍聴の方々も少なくなりまして、女子会と呼ばれるような女性群もいなくなりましたので、ちょっとさびしい思いはするのですが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

想像を超える大震災の発生から3年が経過しようとしています。当町も大規模な被害を受け、活路も見出せない不安の中、町として復旧、復興に向けてインフラ整備、行政、農地、農業施設などあらゆる規模の被災に再生を図り、迅速な取り組みの結果、この3年間において目に見える、あるべき姿に変わり始め、町の復興への見通しと実効性を実感いたしますが、その一方では原発事故による放射能汚染除染、風評被害、健康への不安など課題は山積と思われませんがさまざまなリスクを払拭し、被害者の再建にもあらゆる角度から支援をお願いする所存でございます。

さて、第10回の定例会の席上、本年6月で任期満了する町長への質問に対して、任期満了後も復興実現のため全力で陣頭指揮、リーダーシップを取っていきたいとの強い決意を示されましたが、今後とも町政を担う責任と認識を踏まえ、町民に応えるべく基本に沿った意欲的な町政運営を要望しておきます。

(1)の26年度予算編成方針については、町の重点事業と行政運営分野別事業予算、一般会計予算65億円、特別会計予算37億円、総額102億円の当初予算案が発表されましたが、重点事業である災害復興、被害者の支援公営住宅建設、除染など優先事業集中年度と銘打って中身のある効果、効果的な事業展開を図り、復興、町づくりに欠かせない予算編成に期待をいたします。

質問に移ります。

(1)活性化事業についての予算の配分はどうか。特に位置づける主要事業の選定はあるのか。町民の参加、要望を取りこみ、状況を把握することが不可欠と思われませんが、施策の概況、見解を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 6番議員のご質問に答弁を申し上げます。

初めに、平成26年度の予算編成につきましては、厳しい財政状況を認識した上で限られた財源の最大の事業効果を発揮するように、そういう工夫を凝らし、第5次総合計画の基本構想であります「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、5つの柱を基軸に各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところでございます。

また、東日本大震災からの復旧、復興に係る取り組みを最優先に予算編成に配慮したところであり、平成26年度に主要事業として継続的に取り組む事業や、新たに取り組んでいく事

業をできるだけ実感、成果につなげることとして工夫を凝らしたところでございます。

具体的には、活性化につながる事業としては主要事業のブランドイメージアップ事業や進化する鏡石実行プロジェクト事業などが挙げられるかと思えます。

さらに、町政の基本方針となる第5次総合計画については、策定の過程において町民の意識調査や町民の代表者によります町づくり委員会を組織して、町民の意見を反映させながら策定したこともありますが、今後とも引き続き町民の要望などを的確に捉えるとともに、議員の皆様のご意見を参考にしながら予算に反映できるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 活性化の施策には夢と希望を与え、持たせる事業と私なりに勝手に解釈していますが、ぜひこの町の2つの事業、ブランドイメージアップ事業、進化する鏡石実行プロジェクト事業についての今後の展開を期待いたします。

期待するというのは私にも、ちょっとわけがありまして、イメージ作戦、町おこしのこの魅力、ネーミングにすばらしくこの魅力を感じてあることが1つであります。また、隣の天栄村、これに対するライバル意識を常に私は持っているんですが、なかなかこの前に、メディアというか使い方が、何というんですかね、情報発信、これが非常にうまい。とにかくよさこいのソーラン天栄、これもまた早かったし、今、村長さん、添田村長さんが実行委員長というようなことで、鏡石よりも非常に早かった。

それと、あとこの前はテレビ放映、米づくり、それに対して知名度のあるタレントを使った1時間くらいの番組、あれもお金に換算したらすごいお金がかかると思うんですが、それをすばらしい、何というんですかね、イメージとして誰かキーマンがいると思うんですが、まずうまい。

また、その特産品、農産物のヤーコン、ネギ、いろいろこれあるんですよ。何ですか、6次化の商品づくりももう始まって販売している。これはかりんとう、これは3種類の味を出した、そういったものもいち早く始めているんですよ。ですから、この天栄村に負けないように鏡石も頑張って、オール鏡石で対抗していかなければ、ちょっとやはり差をつけられそうな感じもするんですよ。

キャラクターに関しても、キタキツネとかフタマタキツネ、これがまた人気がある。鏡石はこれから。ちょっと遅いような気がするんですよ。キツネに対抗してタヌキでもつくればいいのかなと思ったんですけども、やっぱりこれ久来石から高久田、成田、東西南北、仁井田までタヌキの産地でいっぱいいますので、大ダヌキでもつくったほうがかえって魅力が

あるんじゃないかと、このような感じもいたします。

とりあえず、このブランドイメージアップというネーミング、あと、進化する鏡石実行プロジェクト、こんなものはすんなりと来ます。これが進化する鏡石実行プランだと、実行のGをつけて鏡石のKとればGKプロジェクトなんて言うとサッカーの委員会みたいな名前ですばらしいと思うんですけども、これに対して本当にPR、メディア活用をしてもらいたいと思います。

町長の、事業としては駅に降りてみたい、歩いてみたい、そして住んでみたい、この3つになります、このキャッチフレーズこれもまた、私もすばらしいと思うんです。これにイコールをつければ、降りてみたいということは最終的には何かを見てみたい、田んぼアートもあるし、それに対して今度来たらば何かを食べてみたい、食べてみたいし遊んでみたい、買い物して帰ってみたいと、この三拍子なんですよ。

とにかくアートを見に来た、車ですつと来てすつと帰る。そうすると一切効果がないと、町に。そうするともう何か、今年はこれまた3年目でやるんですが、後は尻すぼみになるのではないかと、何か1つのその行事、イベント、取り合わせて、やっぱり何ですか、オランダの祭りとかああいうものにきちんとした枠を決めて、せつかく商工会が苦勞してつくった、グルメの、飲食店の、ああいうものも製本を多くしたり、PRする価値というのは相当あると思いますので、一応活性化事業についてはオール鏡石で活性化に向け、さまざまな視点から取り組みを要望いたします。

次の質問に入ります。

財政健全の質問に入らせていただきます。

第5次計画の基本理念の「やさしさとふれあい」を持った、何ていうんですか、ふれあいにつながる、この建設的な質問をさせていただきます。

財政健全に努める町として実態に合うような改善策、見直しはあるのか、具体的にどう対処し適性を図るのか概要を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 6番議員のご質問に答弁を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める健全化判断比率について当町の状況は、早期健全化基準となる実質公債費比率の25%、それから将来負担比率の350%となっておりますが、これをいづれも下回っておりますけれども、平成24年度決算におけます実質公債費比率が17.3%と県内ではワースト2位というような状況でございます。実質公債費比率については当該年度に支出いたします元利償還金の額で算定されることとなりますが、普通交付税の算定となる基準財政需要額に算入される元利償還金については実質公債費比率の算定

から除外というふうなことになりますので、基準財政需要額に算入をされない地方債の借入れの抑制、それから繰上償還の実施、それから国の公的補償金免除繰上償還制度などを活用して高利率なものについては借りかえをすると、そういうようなことを実施いたしまして早期な財政健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

今年度につきましては補正第4号で議決をいただきました、平成9年度に借り入れをした地方債の未償還元金の一部となります1億円の繰上償還などを実施したところでございまして、今後とも引き続き繰上償還可能な民間資金の地方債の繰上償還、それから地方債の発行に当たっては普通交付税として措置をされます割合の高いメニューの選択などを行いながら、財政健全化の早期改善に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 執行部の答弁は全くそのとおりだと思いますが、備えあれば憂いなし、貯金あれば、もう本当に裕福というか、心にゆとりもあるんですよ。借金は財産の一つでもあるんですよ、先行投資というのはどうしても必要不可、例えば図書館、鳥見山公園、これはためてからやるといってもできない、これは先行投資、そうすると、当然これは起債がだということになります、借金があるからこうだということではなくて、借金があってもそれに対して、将来に対しての維持管理とか、そういった経費の節減、そういったものをきちんとすればもう全然怖くないです。

これは家計簿に持ってきますと、早く言えば借金が、起債事実は101億円かな、あと貯金、剰余金、これが30億円ということになると、家に置きかえますと30万円の給料をもらってきて、101万円の借金があるということになると対して怖くないです、これ。金額にすれば。例えば大変だ大変だと言えば家内をパートに出して何とか月5万円くらい稼いでもらって35万円にすると、そういった形に取っていけば何とかやっていける。

ぜひそういうふうな形でこの起債率を下げて、単独事業をやれば完全にこれ起債率というのは上がりますから、今これ復興交付金で賄ってそこそこ何とか実質公債費比率、そういうものが下がって、何%ですか、1.何%ですか、これ素晴らしいことですよ。ただこれを油断するとまた上がってくる。今度復興交付金が打ち切られたということは、あと2年くらいで多分そうなると思いますので、その辺をきちんと踏まえて運営、財政運営をやってもらいたいと思っております。

あとは、泉崎村は、隣の隣なんですけれど、これは1月30日ですか、大きな見出しで民友新聞だと思ったんですが、借金の村脱却、38億5,000万円、財政再建団体転落を賭けた立て

直し、村の、村民の貧血が、心血と貧血と間違っただんですかね、心というのは心の血、心の血なんて言うときっとしますよね、これは目について、心の血は何なのだ、そうするとやはりこういうふうになってくると出せる限りの精神力、職員さんまで0.5%の賃金カット、そういうものをしているわけですよ。それでもう執行部、当然これ0.8から0.10くらいまでの賃金カットということで非常に努力しているというようなことが記事に載っていたんですが、これらを踏まえて、当然県の市町村振興基金の返済は、借入金はまだ全部返済したと、そうすると実質公債費比率は2005年で30.1%、2012年で12.3%まで落ちているんですよ。この辺の努力、もう絶対これ鏡石町も、本当にそういった面ではもう怖くない。もうどんどん、やはり活性化に向けて行ってもらいたいと思います。

あとは、財政状況に合った無駄のない財政運営を図るよう、長期的な展望で対応することを要望しておきます。

最後の質問になりますが、岡ノ内の住宅団地用地の係争事件について、1月28日の見出しですが、震災で住宅が全壊したのは宅地の安定性が欠けていた、造成販売、これ昭和55年、町に対して2億7,000万円の損害を求める提訴をしたことについて、以上ちゃんとここに載っていましたんですけど、町としての取り組みはどういうことか、地権者との対応、経過についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 6番議員のご質問に答弁を申し上げます。

震災後の岡ノ内地区の地権者との対応経過につきましては、まず初めに平成23年4月に第1回目の災害復旧工事、被災者支援についての説明会を実施いたしました。その後、6月、それから10月にも関係者説明会を実施し、ご理解を求めたところでございます。

さらに、24年7月には被災宅地の復旧工事計画について説明会を開催してございます。そのあとは、岡ノ内地区の住宅地の復旧工事、支援工事について25年2月に工事内容について具体的に説明会を実施いたしまして、工事内容についてもその安全率を高めるための抑止杭の施工、それからL型擁壁の実施、それから宅地の整地などについての支援工事を施工したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） どういう説明をしたというのがちょっと納得いかない何かがあったんでしょうけれども、解決策はなかったのか、また、説明会の席、代替地、買い上げなども説明があったと聞いているんですが、そういった説明はあったのか明確な回答をひとつお願い

します。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 町では具体的にどういうふうな形で支援していくかということで要望をお聞きしながら、その対応を考えてきたという経過がございます。そういった中で、対応策には多分いろいろ出たということでのお話がありまして、代替地という話も出たのかもしれませんが、町のほうでその代替地を提供するというようなことでの説明はしてございません。

そういった関係で、現在ある土地についてはできる限りの支援というふうな形で、こちらについては顧問弁護士のほうにも相談をさせていただきながら、どこまで町として支援できるのかというふうなことの相談をしながら、今回町で分譲したということなので、先ほど説明したように測量して境界を確定して、高低差があったところについては擁壁、それから整地、さらには安全率を高めるというふうなことで、道路の復旧のときにも災害復旧工事にプラスして安全率を高める工事をやりましたが、さらに地権者は不安だというふうな声も聞かれまして、そういった関係から13mとか長い抑止杭を打って安全率を高めるような工事を実施してきたというふうな経過でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 代替地とか、買上げの問題ですけれども、ちょっと聞いたことでは説明があったというふうなことも聞いていますが、内容は言ったの言わないの、ちょっとわからないですが、（2）の提訴の内容についても、争点というのは何ですか。今、課長の、執行の答弁を言ったとおりの受けとめ方でいいですか。結局最終的には掘削とか、いろいろ土壌の改良、廃棄物の確認とか、そういうのを実際に執行のほうでは、町としては確認しているわけですか。お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 廃棄物については地権者の要望もあって2カ所で、一部宅地のところを地権者の方立ち会いのもとで調査をしたというふうな経過がございます。その中で1区画については金属的なものが3個ほど出てきているという区画と、もう一つについては当時の木、立ち木関係が燃えたようなものとコンクリート管とかというような残材があったというふうな、掘削したときの記録がございます。

あと、地質については災害復旧工事の際の地質調査と、それから擁壁をやる際に、擁壁が実際に安定した形で施工ができるのかということで、擁壁に整地に伴うサウンディング方式

の土壌調査は実施しております。そういった関係で、その結果に基づいて施工できるという
ことで、土どめ等は実施したというような経過でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 地権者とすれば、想定外は想定まで考えての訴訟だと思うんですよ。
本当に実際、二度とそういうものが起きないかということは言えませんから、その辺は納得
できない点も地権者にはあると思うんですが、町の対策として、提訴になったのでどうしよ
うもないんですが、何とかこれ解決するといいと思うんですが、（3）訴訟の推移と調停に
ついてちょっとだけ。判決の前に調停、和解の判断というところは町では考えていますか。
1つお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 畑議員、確認します。

2番目はやらないで三番目に行ったらいいですか。どうしますか。

○6番（畑 幸一君） 2番目は結構です。

○議長（渡辺定己君） 2番めはカットする。

○6番（畑 幸一君） 2番目はカットします。

○議長（渡辺定己君） 通告しておきますので、そこは自分で削除願いますということで申し
出て、それからやるように。

○6番（畑 幸一君） 質問は、提訴の内容は争点ということでやったつもりだったんですが、
わかりました。一応この3番でやらせていただきます。

〔「こっちは回答していないんです、まだ提訴の内容。だから（2）に
ついて提訴の内容は今のよろしいですか」の声あり〕

○6番（畑 幸一君） 今のいいです。争点の内容ということで、結構です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 6番議員のご質問に答弁を申し上げます。

今回の訴訟につきましては、第1回口頭弁論が2月20日に福島地方裁判所の郡山支部で開
催されました。町としては請求棄却ということでございまして、今回の事件につきましては
地震によるもので、造成等に問題はなかったというふうな町の考えから請求棄却というよう
な形での答弁書を提出したというような状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 判決の、納得ができない場合は上告するというような形になると思う
んですが、訴訟が長期的になった場合、弁護士などの費用というのはどういうふうな形にな

っているんですか。1つ、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 以前の、別な住宅地のときも2年くらいの期間がかかっているというようなことですから、ある程度の期間は多分かかるのかなと思われま。そういった中で、弁護士費用とかということでのご質問ということになります。

今後、次の開催日までいろいろな相手方のほうの資料提出を求めましたので、そういう資料提出があって、今後具体的にこの案件について双方で主張をするというような形になるかと思。費用については、前回、きのうですか、専決処分の議決をいただいて委託をさせていただきました。それで315万円の委託料ということで、着手金となります。このあと期間がかかりまして、最終的には、途中で弁護士以外に何か調査費用が発生すれば、そういう費用負担も発生する可能性もありますけれども、それ以外については基準的な弁護士の報酬としてはこの金額の6%プラス138万円、そういった金額になるということになります。6%そのものが、掛けますと1,900万円くらい多分なるかと思。普通いろいろなどところ出る基準の報酬ということになると、そういうような数字になってござ。い。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） この問題はなるべく地権者との話し合いの中で解決等できるようなことを、執行に要望しておきます。

以上でございます。

質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 最後の一般質問をさせていただきます、1番議員の円谷寛でございます。

まず、あと6日であの忌まわしい東日本大震災と、それに引き続いて起こった福島原発事故から3年がたとうとしております。マスコミもこの3年目を期していろんな特集記事を組んでいるようでございます。

しかし、一番この点で思い出すのは、事故直後に飯舘村の菅野村長の言葉が非常に思い出

されるわけでございます。津波の被害というのも大変甚大で悲惨であると。しかし、そこではゼロから復興が始まるんだと。しかし、私たちの村はゼロまで何年かかるかわからないんですということを、悲鳴に近い談話を発表しておりましたが、そのとおり飯舘村はまだ一人として住めない、そういう状態になったままでございます。

本当に、この言葉の背後に、非常にこの時間のたつ、気の遠くなるような時間への絶望感、そういうものを示している言葉であって、我々はこの思いをやはり忘れてはならないだろうというふうに思います。現在も第一原発事故の周辺では、2億4,000万ベクレルなんていう汚染水が漏れたり、大量の水をどうするのか、海に流そうなんていう話も出ておまして、まだまだ深刻な事態は収まっていない、解決していないのに、世間のほうは2020年のオリンピックに向けて何か福島事故というものを、遠くに忘れ去らせるようなマスコミの動きなども見えるわけでございます。

そういうことを演じているのが、やはり私は今の政府ではないかというふうに思います。原発再稼働とか原発の輸出、こういうのまで進めようとするにはいつまでも福島などは構っておれないと、こういう思いが見え見えでございます。私ども周囲はしかし、そういうことにはならない。

つい最近、私のすぐ隣の農家がキュウリのポット苗のために腐葉土をつくったと、その放射能を検査したら途方もない、高い放射能が検出されたということで、全く、せっかくつくったその腐葉土が使えないという状況が起きておりますし、そういう背景のあるにもかかわらず、どんどん政府は原発再稼働に向けていろいろ突っ走っているようでございます。

昨日発売のある写真週刊誌では、原発13人衆なんていう特集記事がありまして、安倍首相の実弟や今のTPP大臣である甘利元通産大臣、これらの方々が載っておりまして、特に甘利大臣などは電力会社とのつながりで表に出ないようにしながら電力会社は彼に1,000万円を超えるパーティー券を今まで買っていたというふうな記事も書いております。まさに、同じ自民党の代議士である河野太郎さんがいつも言っているように、自民党はお金で、民主党は票で電力資本にからめとられて原発を推進してきたんだということを語っておりますけれども、そういうことを証明している記事が今週刊誌に暴露されているということでございます。

原発再稼働とか原発の輸出と並んで、今、国の命運を左右するような国政の方向転換、かじ取りが安倍政権によって次々に行われようとしております。先般の国会では特定秘密保護法というものが通りました、そして自分たちに都合の悪い情報は隠蔽しようとする、露骨な法律を今作成したわけでございますが、戦後68年余り日本が戦争をせずに来られたこの憲法9条体制に対して何とか風穴を開けようとする安倍政権の動きは日増しに激しさを増しておまして、国会などでも昨日もさまざまな激論がなされましたけれども、全く誠意を持って

その議論に応じようとせず、開き直りのような答弁を安倍首相は繰り返しております。

日本が戦後68年間戦争をしなかったのはなぜなのか、このことをもっと我々は考えなければなりませんし、誰が何と言おうとそれには今の憲法、特にその9条というものがあつたからということ、何人も否定できない事実であると思うんです。第2次世界大戦後に戦争をやらなかった国というのはアジアではこの日本とブータンという、たったこの2つの国だけなんです。これだけ戦争をやらないで来られて、経済もやはり進んでこられたんだろーと思ひます。それを今、安倍政権によって例えば集团的自衛権で、日本が自動的に戦争、アメリカは大変戦争が好きで、年中戦争をやっている国ですね。このアメリカの戦争に、集团的自衛権ということでもし介入していったらば、日本は戦争当事国になるわけなんです。これはまさに憲法9条が死ぬことを意味しているんです。

ですから、この憲法9条と集团的自衛権は両立しないというのは、自民政権も長い間国会で答弁をしてきて主張してきたことなんです。それを今、安倍政権はやろうということを作らんでる。それを露骨に今展開しているのが安倍政権の集团的自衛権の問題ではないかというふうに思ひます。このことを我々は認識をしておかなければならないだろうと思うんです。

さらに、国際情勢を見ても大変雲行きがあやしくなつてきておまして、特にウクライナを巡る情勢というのはまさに一触即発のような状態にあります。

マスコミはヤヌコビッチ政権の、いわゆるロシア、EU寄りをおきながらロシア寄りでお国民を裏切つた、こういうことが国民の怒りを買つて、政権を追いやられたということになつておるわけでおまして、テレビなどでも紹介されておるあのヤヌコビッチの、国の財政が今破綻寸前の中で、あのようなぜいたくをしておるヤヌコビッチ政権というのは、やはり権力は腐敗する、文字どおり腐敗した政権だ、というように思ひますけれども、ただ、もう一歩中身を辿つていけば、ヤヌコビッチはEUに近づくために、崩壊寸前の財政を何とかEUに借金を、金を貸してくれないか、という申し入れをして、EU陣営からはそういう余裕はない、自分でつくつた借金は自分で返しなさい、という言われておいたし、さらに、ロシアは時価の8分の1くらいな値段でガスを、このウクライナに供給をしておきた。これはもちろんEU寄りになれば打ち切りますよ、世界の市場価格で売りますよ、ということをおかれておいて、財政が崩壊しようとするようなウクライナにそういう力はない。やむにやまらず彼はロシア寄りの方策を打ち出した、ということもやはり考えておかなければならない。

さらには、今問題になつておるクリミアというのは元々ロシアの領土だつたんですね。だから、今でもロシア人がたくさん住んでおますし、さらに、それはソ連時代にフルシチョフという権力者がこの領土をウクライナに編入をさせた、ということでおまして。同じソビ

エト連邦であるからそれはいいだろうということでやったんだろうと思いますが、ここにはたくさんのロシア人が住んでいる。これを私たちは守らなければならないというプーチンの主張についても、やはり地域では厚く支持をされていることをごさいます。

そういう点もいろいろ考えながら、我々はどういうふうにすればいいのか、特にこのヤヌコビッチ政権を倒したその運動の中に、大変過激な極右勢力というものが存在している、これはこれからも、もし政権移譲したとしても大変な波乱の芽であるということも考えていかななくてはならないだろうと思います。

いずれにせよ、この国には15基もの原発があるということです。もし戦争になれば、これは負けそうになった、追いつめられた側が原発の爆破ということになれば、世界中に死の灰が飛ぶことになるわけをごさいますから、我々も決して人ごととは言っていないということになりまして、やはりこれは日本としても絶対戦争はだめだというふうなそういう態勢で臨まなければならないだろうと思います。国連安保理事会が5大国の、大国にのみ拒否権というものを与えておりまして、そのために大国が利害が関係することには全く安保理事会は何もできない、拒否権によって何もできないという仕組みも、これからやはり皆で考えていかななくてはならない問題だろうと思います。

では、前置き長くなりましたけれども、通告書に従って具体的質問に入ります。

手前みそになりますけれども、私の通告書は簡単明瞭に書いておりまして、私が今ここで説明をしなくても答弁をしていただけるものだというふうに思っています。ぜひ答弁のほうも質問書に負けないくらい簡潔明瞭に答弁をしていただくことをお願いして、質問に入らせていただきます。

まず、第1点は、大雪の降雪時の除雪対策についてということで通告をしております。これは今までも小林議員や古川議員から出されておりますけれども、若干ニュアンスの違いもあると思いますので、私はお二人の質問にもかかわらず、改めて質問をさせていただきます。

まず、第1点は、今回の降雪時の除雪が遅れて大変混乱をしたという点がいっぱい町民から上がってきております。なぜそのようなことになったのか、その反省点とか今後の対策をどう考えているのかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問に答弁を申し上げます。

除雪体制につきましては、県の除雪対応基準などを踏まえ、町内の土木業者に委託を行うなど最大限の重機や作業員により除雪を行ったところをごさいます。積雪量が50センチメートルという今までにない大雪となりましたことから、除雪が追いつかず、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところをごさいます。この教訓を生かし、今後マニュアル化をしな

から除雪対策に生かしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 50センチメートルの予想外の大雪だったということは私も存じておりますが、ただ、これからいろいろ気象学者の話などによりますと、これは地球温暖化のせいだと言っていますね。北極海の雪が、氷が解けてこれからヨーロッパに行くのにも船が北極海を通過してヨーロッパに行けるように近いうちになるのではないかとされるほど温暖化が進んでおまして、しかしその温暖化というものは、北極点の周辺に今まで集中していた寒気団というものが難儀をしている。だから、アメリカでもニューヨークなどが大雪に見舞われる。ここ数年、大雪に見舞われる、寒波に見舞われるという状況が出ているわけです。ですから、これからもこの大雪はあるんだと、こういうことに立った対処が必要なんです。

これから、またこれは予想外だったということで、今後この問題を逃げることは、やはり私は許されないだろうと思います。ですから、町民の安全、そういう場合によっては命の危機すら、例えば救急車が行かなくなったりしたらば生じるわけですから、やはり町は真剣になってこの問題に取り組んでいかなければならない。

2番目になるわけですがけれども、重機も労力も今まで全くその民間に移動して、町は前はフリーダなんか持っていったんですけれども、そういうものもなくしてしまっただけで、やはり、最初期の、完璧なまでに重機を備える等ではできませんが、最小限度の、いざとなった場合は民間には例えば駄目だ、自分の現場を守らなくてはならないとかと言って断る権利があるんです。ですから、町としては最小限度、そういう生命線を、例えば救急車が通れないような状態をなくすような施策は最小限度町でやっぱり備えなければならぬだろうと思います。最小限度の重機とオペレーター、そういうものを備えるべきではないかと。民間にばかり依存するのは危険ではないかということを考えているわけですがけれども、これに対して町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員の（2）に答弁申し上げます。

ご存じのとおり、現在町の除雪は鏡石建設業共同組合との委託契約によりグレーダー2台を常時確保しております。基本的には幹線道路を実施することになっております。なお、15、16日の除雪体制についてはグレーダー3台、バックホー13台、ローダ1台となっております。除雪を迅速かつ効果的に行うには、機械やオペレーターを多く必要と考えますが、現状ではその確保に困難な状況もあることから、民間が保有しています機械を活用した体制にな

らざるを得ない状況になっております。しかしながら、この度の大雪において現状の体制では対応し切れなかった状況にあったことから、この事実を今後の体制に必要な研究課題ということで対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） やはり町が1台もこれを所有しないということの危険性、業者には契約があったって何もやらなくてはならないということは一応文書ではなっているけれども、どうしてもできないという状態が発生すれば、これは拒否をされるということだって十分考えられるわけですから、町として最小限度前に持っていたようにやはり1台とか、あるいは職員の要請を、免許とかいろいろあるだろうと思いますから、そういうもので備えるような考えをすべきではないかということを行っているのであって、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 現在の体制を繰り返すようになりますが、グレーダー2台につきましては12月から3月まで町が確保するというところで契約を交わしております。その出動体制につきましては、うちのほうで出動、15センチメートル以上の積雪があった場合には連絡をして常時出動できるような体制づくりは、2台についてはしております。なお、議員さんおっしゃるとおり、そのオペレーターの確保というのが大変厳しいような状況でございます。これらのほうも確保につきましても、職員みずからということでございますので、それらに対しましても今後どういう形がいいのか研究させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 自前の最小限度の備えというものは、やはり町民の命やそういう生活を守るためにぜひ備えるべきであると、こういうことを再度申し上げておきたいと思っております。

(3) 通学路になっている歩道ははまだ通行できないところがたくさんあると書いたんですが、これは通告書が先月の25日までにだしたということだったので、25日時点では私の前の道路なども含めて通学路になっているところが雪で、特に日陰の部分などは山ほど積もっていて、しかもかたくなっていて、これは本当に除雪もできないくらいかたくなっちゃっていて、みんな車道を歩いている。車道を歩いている、郡山などでは車にひかれた老人とか、婦人もおります。だから、やはりこれは非常に危険であるということで、歩道の除雪を、特に通学路になっているようなところは、町としてこれからこういうことも十分考えられま

すので、例えば2台あるらしいんですけども、そういうものでなくて各行政区単位で、消防なら消防に加入してもらって1台くらいずつ大事な地域のところに絞っても結構だと思います。たとえば成田とか、高久田というふうにして、久来石とか、両側から通学路を除雪していくようなそういう小型の除雪機のようなものを町で備えておくべきではないかというふうに思うんですけども、これに対していかがお考えでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員、1の（3）のご質問に答弁申し上げます。

教育委員会では今年度小型除雪機1台を購入いたしました。2週連続の大雪では旧県道の中学校前から県道成田・鏡田線までの歩道を、小型除雪機で除雪を実施いたしました。地区ごとに配置するには財政面やオペレーターのことなど課題があるかとは思いますが、除雪機があればより効率的な除雪作業ができるものと考えてございます。財政当局や行政区長さんなどと今後協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひこれは前向きの回答をしていただいて、やはり教育というのは大事だというふうに聞いた、こういう物理的な面での町の対応というのか、今教育というと安倍さんを初め何か精神論みたいなばかりになっていますけれども、教育というのはやはり物理的、物質的に子供の安全とか、通学できる環境とかそういうことを、我々は準備をするのが一番大事なことであって、精神論なんかは二の次だというふうに思うんです。ですから、これからやはり雪が降って子供が学校に行けなくなるなんていうのを放置しながら教育を論ずるなんていうのは、甚だそれは僭越な話だろうというふうに思うんです。

ですから、これからもこの問題はぜひ考えていただいて、町も、財政が大変なのはわかっていますけれども、しかしそれ以上に子供の通学の権利を保障するということのほうも同時に考えていただいて、これからそういう対応をぜひお願いしたいと思います。

（4）は、これは先ほどちょっと出た経過もあるんですけども、2回とも偶然にも週末でございまして、そういう面では17日の月曜日には学校へ行けたということは、まだ不幸中の幸いだったというふうに思うんですけども、ただ、これがもし平時だった場合は、例えばあのような豪雪があつて、子供が学校へ行けないときにはどうするのか。これは大雪が降ってからでは間に合わないと思います。だから、降る前に、何センチメートル以上だったら朝何時現在で何センチメートルだったら、これは学校は休みますと、そういうことをあらかじめ決めておいたほうが、家族も知っていたほうが、今日はこれだけの雪が降ったと、

じゃ今日は学校は休校だなというふうなことがあらかじめわかっていたら混乱は少なく済むのではないかと思います、今後に備えてやはり平時からこれはきちんと計画をつくっておくべきではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1の（4）のご質問に答弁申し上げます。

各学校におきましては大雪に限定せず災害が発生した場合、速やかに児童・生徒の安全確保を図る目的に学校安全計画を作成しており、全般的には生活安全、交通安全、災害安全の3つについてでございます。

内容といたしましては、学校防災委員会などの組織関係や役割分担、各種事故災害等における対応マニュアル、あるいは情報連絡体制についてなどでございます。情報連絡体制の中では、円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど情報連絡体制を整備してございます。

今後は今回のような特別な大雪の場合には早目に緊急連絡を取り合って、できるだけ多くの人数で判断をし、よりよい方向を見出せる、その方向で進めていって、そして決まったことにつきましては早く各家庭に連絡をしていく。その方向で今回の大雪のことを教訓として生かしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひそういうものがあるということは私も勉強不足でわかりませんでしたので、ただもっと具体的に雪だったら朝、例えば7時なら7時現在に何センチメートル以上のときには学校は休みですよというふうなことをあらかじめわかるように。そういうのがあっても町民がわからなくては何にもなりませんので、ぜひそういう具体的なものを整備していただいて、例えば朝7時現在15センチメートル以上積雪あったら、これは学校は休みなんだというふうなそういう基準があれば父兄も判断をして、きょうは学校は休みだぞというふうなことになれば無理して危険を冒してまで、さっき言ったように歩道は雪がいっぱいあって、車道を歩く、車道は車があって危ない、こういうことでございますので、ぜひやはりそういうものをきちんと整備をしていただいて、そしてそれを父兄に周知徹底を進めていただくように要望しておきたいと思っております。

大きな2番めに入りたいと思っております。

町における少子化対策についてでございます。これからの国のあり方を考える上で、この少子化というものは大変な影響を我々の上に与えていくだろうというふうに言われておりま

す。例えば社会保障などは維持できなくなります。これは、これからどんどん受給者ばかり増えて、積む人がどんどん減っていつているわけです。しかも非正規雇用などで社会保険も入れないような雇用がいっぱい今、国も財界もそういう雇用を崩して非正規雇用を増やしている状況の中では、ますます年金や医療保険などがピンチになっていくということが言われておりまして、やはりこれは余りにも激甚な影響をこれから与えていくので、これをある程度は先進国になると子供を出生するのが減っていくという傾向があるようでございますが、余りにも深刻な影響を一度に、一遍に来るのは何としても防いでいかななくてはならないというのが常識だろうと思います。

そのために国も当然、国が取り組まなくちゃならないものがうんと大きいんですけれども、例えば、下に書いてありますからこれは後でいいです、上のほうはやはり町としてどのようにこの問題に対処するのか。これはやはり基本的に重要なことである。基本的な町の考えというものを明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問に答弁を申し上げます。

国においても昨年の6月に少子化危機突破のための緊急対策を少子化社会対策会議で決定をし、緊急対策の3つの柱といたしまして、子育て支援と働き方改革の一層の強化、それから結婚、妊娠、出産支援を3本の矢として推進することとしております。

町におきましても現在平成22年3月に策定いたしました「すこやか子育てプラン」の改正を平成26年度に行うことと予定してございます。本年度はアンケート調査を実施しておりますので、これを踏まえまして国・県の施策を取り入れながら、鏡石町の実情に即した計画を策定していきたいというふうに考えております。策定に当たりましては、町民の皆さんの意見を十分反映できるようにするとともに、特に結婚、妊娠、出産に係る方について重点化しまして、総合的な少子化対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 国の政策はいいんです、町としての対策を私は聞いているのであって、具体的にもっと、細かな点について町の取り組みをお聞きしているんですが、2つ目としてここに書いてありますけれども、抜本的対策はやはり今国が一番中心的に担わなくちゃならない。総務課長が言ったような施策も当然これは具体化させて中身のあるものにしていかなくちゃならないんですけれども、特に雇用が、非正規雇用でとても結婚なんかできないとい

うような若い者をいっぱい今社会がつくり出しているんです。こういうものも問題だし、結婚できなければ子供もできないですね。育てる前に産めないです。こういう環境はやはり国の施策に待つものが多いんですけれども、町としてもできる限りの努力をすべきものではないかというふうに思うんです。

その1つの例として私今回、いわきの市議会議員が議会に条例案を提出、今出したんです。出して、出産祝い金制度というものを設けて、いろいろ市長も批判を受けているようすけれども、市長は選挙のときは100万円くらい出すんだなんて言ったけれども、出産費用等の保険でおける差額程度に予算上大分減らしたということで市長は批判を受けているようすけれども、一応そういう金額を出して、第2子、第3子と、第3子以降ですか、そういう3本に分けた子細の金額的を出してきたんです。

やはり町も少なくとも出産費と、出産するためのいわゆる医療費等病院に払うお金と、さらにその後の健康保険や何かでおける差額ぐらいはやはり今すぐにも出すべきではないかというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問に答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、少子化対策は直近の重要な問題として考えております。町としましては、出生時の各種の助成等も大切ではございますけれども、出産後の子育てについての環境整備も重要と考えております。具体的には、ご存じのとおり本年4月には本町2つ目の民間認可保育所であります岡ノ内幼稚園での保育所事業が開始される予定でございます。本町保育所も含めまして3カ所の保育所が設置されることにより、保護者の方の選択肢が増えると同時に、分散することにより各保育所でのきめ細かい保育ができると町としても期待してございます。

また、保育料につきましても、近隣市町村と比較して低い金額で保育を実施しており、働きやすい環境づくりなど子育て環境は比較的整備されているものと考えております。

なお、出産関係の祝い金につきましては、今後の出生数の動向を見ながら随時検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） この問題ではやはり町長の考え方が聞きたい。町長も選挙を間近に控えているわけだから、この辺の政策をひとつ打ち出してみたらいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

正に、議員さんが提案することも一つの方法というふうには考えておりますけれども、今のその財政も含めてさらに今担当課長が申し上げたとおり、いわゆる子育て環境の整備というものをしっかりと図って、そして働きやすい、そういったいわゆる子育てをしやすい、そういった環境づくりも大切ではないかというふうに思っております。

そういう中で、我が町においては認定こども園については民間、これについても県内では早い取り組みであったと、さらに今回2つ目の認定こども園が、民間の認定こども園ができるということで、そういった環境づくりを他の町村にはない、そういったことも含めてやるのが大切であるというふうに認識をしております。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 何かやはり官僚的答弁ですね。認定こども園はわかっているんです。

でも、実際皆生活が苦しい中で出産に伴う保険などの給付よりも出産費用がかかるという状況を、これは町も少子化対策をやるのであれば、やはり考えていくべきではないのか。これは決してこれから私もいろいろ発言をしていきたいと思っておりますので、ぜひもう少し中身のある回答をしていただきたいものだというふうに思うんです。財政も大きいんでしょうけれども、人口が県内最大と言われるいわき市で実施をするわけですから、金額が違うんですよ。

そういうことをやって、いわき市、参考までに言うと町長も考えてほしいんですけども、そういう施策をやりながら、新聞の広告などに自治体の名前を、私何であんなの出さなくちゃならないのかといつも思うんです。いわき市は絶対出していないです、いわき市というのは。鏡石になると、鏡石議会など出していますけれども、あんなのこそ無駄使いです。ああいうのはマスコミにこびを売っているんです。何か悪いことをやっても書いてもらわないようにするのだから、そういう意図が働くんじゃないかと私はうがって思うんですけども、そういうものに使う金あれば、いわき市のようにそんなものはやらないで、こういう施策をやる、こういうほうがやはり町民思いの政治ではないかと思うので、これは、これからは私は問題にして、提起をしていきたいと思っております。

少子化対策の3つ目は、少子化の大きな原因にはやはり未婚化、晩婚化の問題があるんです。これは前にも言っていますように、やはり非正規雇用で年収が生活保護基準にも合わないような、劣悪な労働条件が一方にあるということも、これは未婚化を大きくしているというふうに思うんですけども、しかし、結婚ができないというのはそればかりではなくて、いろいろ、結構収入があっても独身でいる人なんかもあるわけですね。なかなかチャンスに

恵まれないということ。

ですから、これはやはり町で以前にこの後継者結婚相談員、最初は農業後継者の結婚相談員制度だったんです、農業委員会を中心としてやってきた。しかし、斎藤元議員の、我が町議員だった、今は県議会議員をやっていますけれども、後継者の結婚が難しいというのは農業者ばかりではないんだと。これは自営業は皆大変だというふうなこともあって、それは後継者結婚相談員制度に変更してきて取り組んできた経過があります。私も相談員になった経過もございます。しかし、その後これはなくなった。なくなってしまったんです。しかし、これは非常に残念だ。

確かに、成果は上がらなかったんです。なかなか上がらない、これは難しい問題だから、簡単ではないですね。ですからもう少し内容を改善するのならばいいんだけど、元々これをなくしてしまったんです。これはやはり前町長の時代だと思うんですけども、これは大変残念なことだと。これはやはり真剣に町も考えていかななくてはならない。成果が上がらなかったからといってなくすのではなくて、成果が上がるような方法に改善をすべきではないかというふうに考えるんです。その辺いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 1番議員の2の（3）のご質問に答弁申し上げます。

議員がおっしゃりますとおり、我が町におきましても平成16年度まで後継者結婚相談所を開設いたしまして、触れ合いの場を提供するなどのイベントを実施してまいりました。相談の窓口を設置したりということで、議員さんもお苦勞されたところでありますが、費用対効果というような議論の中で16年度をもって相談所を閉鎖したというような状況だと思います。

現在では、未婚、晩婚の解消は当時の後継者だけの問題ではなく、日本全体、社会の全体的問題ということで認識をしております。平成16年以降、他の自治体や民間団体の活動など、さまざまな婚活と言われる取り組みが別な形で進んでいる面もありますので、町といたしても他の先進的な取り組みを参考にしまして、研究、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 確かに、目に見えるような効果は上がらなくても、やはりやるべきことはやって、少しでもそういうような困難に面している人たちに暖かい手を差し伸べるというのがいい町政ではないのかと思うんです。これからぜひこの問題も私は引き続き取り上げていきたいと思いますが、やはり町長の考えが大事だと思うので。

費用対効果、これはこういうところを出していいものかどうか非常に疑問に思うんです。費用対効果というのは一体何があれば、どういうふうにその評価をするのか。これは難しい

問題なんですよ。だから、そんなに幾らかけたから何件の結婚ができるなんて、そういう単純なものではないんです。しかし、やはりみんな、町もそういう困難を抱えている、結婚が難しい状態になっているのを町も一生懸命考えているんだというような姿勢を見せることが私は大事だと思うんですけども、町長、この辺の考えについてどうですか、ひとつ答弁してください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

今、議員さんがおっしゃられたとおり、以前の結婚相談の制度、これについては議員も認めているとおり、その効果は上がらなかったという、今質問にもございました。そういう中で、町としても16年までということでもありますけれども、今回、昨年ですか、こういったものにかわるべきものということでスポーツクラブが中心になって、いわゆるスポーツ婚活というそういったものも実際新たな取り組みということでもございます。ですから、こういった今までと違った取り組みをしていきたいなというふうには考えてございます。

また、この担当課長からも申しあげましたように現在では未婚、さらには晩婚ということは、これは言うまでもなくそのような状況になっていると。我が町職員の中でも、そういう中では、まだ結婚されていない方も我々が若いときからすると多いというこういった現象です。正にその晩婚化というのが現在あるというこういったことも認識しながら、いずれにしてもこれはいいわけではないわけでありますので、こういったものについて町全体として取り組むということについてはしっかりとやっていきたいなというふうには考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 厳しいですね。答弁だけではなくて、中身のほうもぜひ立派な肉づけをしていただきたいものだと思います。

大きな項目の3点目は、地域産業6次化政策についてでございます。

まず、第1点は6次化の中心に何を据えるのか。先ほどの質問でもスイーツとか何とかということが出ていたんですが、やはり食が一番私は大事だと思うんですけども、町としては何を中心にしているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 6次化の中心に何を据えるのかということでもございますけれども、農業の6次化につきましては、ご承知のように農家による直売や加工といった取り組みにとど

まらず、生産、そして加工、販売、観光などが一体化したアグリビジネスの展開や、さらには先進、先端を活用した新しい産業の育成、そして付加価値を向上させ、雇用とそして所得を生み出し、農業のさらなる成長産業化を目指す取り組みというのがこの6次産業化であります。

そういう中で、町としましても農業の振興、さらには成長産業として取り組むことが以前からこれは求められていたはずであります。そういう中で、今回新年度の予算の中で具体的に取り組んでいこうということでの今回の予算であります。

さらに、ご質問のいわゆる何を中心に据えるのかということでもありますけれども、この新年度においてはどのようなアプローチで6次化産業に取り組んでいけばいいのか、そして、2つ目には何を6次産業化して成長産業とすべきかなど、これを具体的、そして積極的に取り組むため新年度に予算計上させていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 農業が大変厳しい状況ですね、TPPなどがあって前途が大変だと、いろいろ当然行政が考えるということ、これは当然必要であって、中身をもっともっと充実するような方策をみんなで考えていかなくちゃならないと思うんです。

(2)はやはりこの担い手があるかどうかですね。これがないと、町が担い手のいないところに行って、何かをやらせたってこれは受け手がないんですから力にならないし、成果も上がらない。だから、どうやってこの担い手を見つけていく、また、育成していくのか、こういう点でどのように今考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

現在、町内には販路の拡大や農産加工等の取り組みを行い、販売されるという方も現におります。また、販売には至らないけれども、自家商品にとどまっているのも数多くあると思われれます。新年度におきましては、これらの発掘と6次化を促進するための調査研究、そういった支援に取り組んでまいるということであります。

それで、6次化産業を推進するためには、その取り組みにつながる案件の発掘、さらには新商品の開発、そして販路拡大のアドバイスといったフォローアップが、こういったことも必要であります。そういうことで、そのためのスタッフ、こういったものを配置していきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1 番。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） ぜひ今のような中身を具現化していただきたいと思うんです。

3 目ですけれども、6 次化の最大の課題はこの 3 次産業ですね。売ることとか観光とかいろいろあると思うんです、3 次というのは。しかし、中心は売ることが一番大事ではないか。物をつくっても売れなければ何にもならないわけですね。だから、売するためにどうするのかということで、3 目の質問はあるわけですが、売ること、東京の市場に出してキュウリなんかは長い歴史の中でですけれども、大変、鏡石のキュウリ、岩瀬のキュウリというのはブランドになっているわけですが、そういうものはさておくとして、これから何か手を加えて加工して、1×2×3 ですか、1+2+3 でもどっちも 6 次化になるんですけれども、そういう 3 次化の売の戦略というものをどのように展開しようとしているのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

まさに、今、議員さんがおっしゃられたとおり、私も作物をつくるから始まるのじゃなくて、やはり売ることから始めると、これは以前、円谷議員さんとも何かお話し合いがあったときに、私はそのように申し上げた記憶がございますけれども、そういうことで、この点については私も同感であると。

これからの農業政策は、そういうことで農作物をつくることじゃなくて、まず、売ることなんだと。そして、そこからだんだんと面積を拡大するということであると思います。このことについても、庁内においても、役場の中でもいわゆる担当課長、さらには副課長も対象として、こういうことなんだということをお話しさせていただきました。そういった結果、今回の 6 次化の予算化が図られたということ、まず 1 つご理解をいただきたいと思います。

そして、いずれにしてもこの 6 次化を軌道に乗るまでは、ある程度の年数が必要でもありますし、当然困難も伴います。また、困難だからといって具体的に取組まなければ成功も失敗もないというふうに思っています。そういう中で、26 年度の新年度からこういった意味でチャレンジをするということでの予算化でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1 番。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） 時間も押し迫ってきていますので、これをやはり具現化していただい

て、効果のあるような戦略を展開していただきたいものだというふうに思います。

(4) は、これは私が前々からくどいほど言って、ここでも何回も何回も言ってきているんですけども、売するための拠点としてやはり私は道の駅、最小限でも直売所、天栄村には2つもあるんですけども、こういうものがやはり必要なのではないかと。非常に売するための拠点として道の駅、かなり人気があって、マニアと言われるような人の中にはネットで道の駅を探って、そこを歩くのを趣味にしているような人もいっぱいいるようで、そういう人たちにもぜひ、あるいはネットに載せるだけでも非常に宣伝効果もありますので、これはやはり最小限度売するための拠点として道の駅、そこまでいかないのだったら直売所、必要なのではないかとこのように思うんですけども、これはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 答弁申し上げます。

鏡石町産品の流通、販売促進の拠点としての道の駅など直売所につきましては、農家の所得向上、地域経済にとって有効であるということは十分認識しております。これまでの一般質問でもたびたび質問いただき、お答えしておりますとおり、町としても拠点づくりは必要であると十分考えております。今後はソフト事業を推進しながら実績を積み重ね、道の駅、直売所などの拠点のあり方についても同時に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） もっと掘り下げたいんですけども、時間の関係もありますので、まだ次の議会もありますのでそこに譲って、それまでぜひ内容のある検討をしていただいて、次の議論をまたぜひやっていきたいと思っていますので、よろしくご検討いただきたいと。

大きい項目の4点目は、共同墓地の増設または開設についてということで、町は駅東でたくさん宅地を開発してこれから売るわけですね。当然そこに人口の増加、所帯の増加が見込まれるわけですけども、やはり町の今墓地の状況いろいろ聞いてみますと、私もおじさんが郡山で亡くなって、ぜひ地元で墓が欲しいということで、いろいろあちこち当たってきた結果があるんですけども、なかなかないんです。だから、これはやはり町としては考えていかななくてはならない。これからたくさん宅地をつくるわけですから。

私は昔から何回もここで言ってきたのは公園墓地、須賀川だったら松塚にあるようなものを鏡石もつくるべきではないかということを書いてきたんですけども、なかなか今の財政状況、福島県で2番目に悪いような状況では大変だというならば、各地区に共同墓地、お寺の墓地は別ですけども、共同墓地のようなものは増設をするための手出しを、手助けを町はすべきではないか。

というのは、墓地だけでは勝手に開発許可がおりないそうです。だから、そういうものが地域の共同墓地の管理者、例えば、今、区長とか何かがやっているわけですがけれども、そういう人たちにはちょっと手に余る行為なんです。ですから、それは町も手助けして、町民が今そういうことで困っているわけですから、そういう手助けをして、墓地を増設することを町がちょっと取り組んでいただけないものだろうかということで質問をさせていただきました。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問に答弁申し上げます。

駅東の開発に伴います人口増加による転入者の墓地需要予測につきましては、基礎的な情報といたしまして年齢、家族構成、転入時の住所地など、これらを整理して予測しておくことが重要であると思われまます。また、既に鏡石町へお住まいの方の高齢化などによります墓地需用予測もあわせて必要であると考えております。

しかし、核家族化や少子化などが進みまして、何々家、例えば円谷家という系の、家の考え方の意識の希薄化や、墓地に永代まで墓参りに来るのかなどの無縁墓地化するおそれもございます、将来の予測は非常に困難と思われまます。

お尋ねの墓地の増設や新設でございますけれども、今後は関係法令、墓地埋設等に関する法律や神道も踏まえながら、将来需要を見込み、建設整備に要するコスト、時間等を総合的に整理検討して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 町民が悩んでいて、さらにこれからは新しく住む人も、やはりそういう人がいますよ、今、課長が言ったような。でも、平凡な考えというか、普通の人はやはり家をつくれればその地域、代々家を守っていく、そしてその墓地をその周辺に求めるということになろうと思っておりますので、ぜひこれは町としてこれから、最後に言っているその許認可の手続に対して町は応援するべきではないかということ、ぜひ何とかならないのかと、この辺いかがでしょうか。開発の許認可を得るために町が手助けをするということはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

これは私も職員のとときに、健康福祉課長の時代に牛池墓地の拡張に携わりました。そうい

う中で町が、そういった形で十分可能となりますので、そういったことも含めて考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1 番。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） ぜひそういう町民が今困っている部分に対して町はやはり一生懸命、身に、立場に寄り添ってやっていただきたいと思います。

(2) は、これは前から私が言っているように、公園墓地というようなものも最終的にはやはり今の財政ではちょっとおぼつかないのかもしれませんが、将来の構想として16町歩、一部準工業用地にしちゃったけれども、さっき言った高久田では150町歩ものマスタープランもあるようですので、やはり公園墓地のようなものを将来的に、それは一朝一夕にできないんです、そういうものは、早くから温めていかないとできないわけです。

そういうものを考えることはできないのか。これは前から私は質問してきたんですけども、ここでまた改めてそういうことを考えていくべきではないかということで、ここで質問として出させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

これはこの前の質問に答弁したとおりでありますけれども、とりあえず先ほどの答弁で進めるような、そういった考え方を持ちながらまずしていきたいと。それで、この公園墓地については、これはまだまだ人口の関係とかいろいろ将来のことがございますので、ご意見として賜っておきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1 番。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） あまり時間がなくなってしまったので、具体的にもう少し見てみたいことはあるんですけども、次に譲って、最後に、今、町長が言った考え、公園墓地はそんなに財政に負担にならない。というのは、用地買収は、農地なんかは農家は半分余していますから、だからそんなに高額を出さなくても買える。しかし、墓地というのは坪幾らで売れるものですから、公園の部分については町も当然負担をしなくちゃなりませんけれども、そういう意味でそんなに負担がかかるものではないと思うので、将来これだけの宅地を開発して町は売ろうとしているわけですから。

岩瀬村、今合併しちゃったんですけども、岩瀬村で宅地としては売れなかった。しかし、

佐藤正夫という昔の村長が大地主の息子だったんです。それで山を寄付したと、そしてその中で一部を墓地にして団地を買った人にこれをやりますよと言ったら、これが新聞に取り上げられて話題になって、その団地が、岩瀬村の団地がすぐに売れてしまったという経過があるんです。

ですから、1つは墓地、例えば墓地を郡山の人にはなかなか大変だ、東山霊園なんて鏡石に高速道路を使って来るよりも遠いんです。時間がかかるんです。それよりも鏡石に墓地をつくって売ったということになれば、そこに墓地を買った人が郡山から鏡石に引っ越してくるということも、十分考えられるわけです。だから、ぜひこれは鏡石の駅東開発を成功させるためにも、そういう事業をぜひ考えてしかるべきだということを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月6日から3月13日までの8日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月13日までの8日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時44分

第 3 号

平成26年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成26年3月14日(金)午前10時開議

- 日程第 1 平成26年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 2 請願・陳情について
産業厚生委員長報告
- 日程第 3 議会運営委員会閉会中の継続審査の申出について
- 日程第 4 議案第255号 鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第256号 鏡石町災害公営住宅建設工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第257号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第 7 意見書案第16号 要支援者への予防給付を市町村事業とすること等を取り下げることを求める意見書(案)
- 意見書案第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
-

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲 沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡 辺 定己 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、追加議案3件が提出されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

新たに3件の議案が追加されましたので、ご報告を申し上げます。

日程番号第4、議案第255号 鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事変更請負契約の締結について、日程第5、議案第256号 鏡石町災害公営住宅建設工事請負契約の締結について、日程第6、議案第257号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案3件を本日に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案3件を本日に追加し審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第4号の追加1により運営いたします。

◎予算審査特別委員長報告（平成26年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） これより議事に入ります。

日程第1、平成26年度鏡石町各会計予算審査について、議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算から議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第244号から議案第254号までの議案11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長からの報告を求めます。

5番、小林政次君。

〔予算審査特別委員長 小林政次君 登壇〕

○5番（予算審査特別委員長 小林政次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

平成26年3月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成26年度各会計予算審査特別委員会委員長、小林政次。

平成26年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成26年3月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成26年3月10日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午後4時27分。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

開催月日、平成26年3月11日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午後2時35分。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

開催月日、平成26年3月12日。開議時刻、午前9時55分。閉会時刻、午後1時25分。出席数、午前、委員全員、議長。午後、委員10名、議長。開催場所、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算、議案第245号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第246号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第247号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第248号 平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第249号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第250号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第251号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第252号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第253号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果でございます。議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第245号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第246号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第247号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算

については可決すべきものと決した。議案第248号 平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第249号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第250号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第251号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第252号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第253号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過でございます。町長、副町長、教育長、各課担当課長、各課担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算は、挙手多数により可決すべきものと決した。議案第245号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は、挙手全員により可決すべきものと決した。議案第246号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第247号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第248号 平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第249号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第250号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第251号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第252号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第253号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりであります。

意見なし。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これより、予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算について。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第244号 平成26年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第245号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第245号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第246号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第246号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第247号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第247号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第248号 平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第248号 平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第249号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第249号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第250号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第250号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についての、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第251号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第251号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第252号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第252号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第253号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第253号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する

委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第254号 平成26年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、8番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） おはようございます。

平成26年3月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。本委員会は、平成26年3月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成26年3月7日。会議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時7分。出席者、

委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、太田保健師長、柳沼副課長、橋本副課長、須賀主任主査、佐久間主査、村岡主査。産業課、小貫課長、関根農業委員会事務局長、円谷副課長、緑川副課長。

付託件名。陳情第17号 「要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書」について。陳情第18号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」について。

審査結果。陳情第17号は採択すべきものと決した。陳情第18号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（健康福祉課）の意見・説明を求め審査した結果、陳情第17号について全会一致で採択すべきものと決した。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、陳情18号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより、産業厚生常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、陳情第17号 「要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第18号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」

についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議案第255号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第255号 鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第255号 鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事変更請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事につきましては、先日の補正予算にて増額及び平成26年度へ繰越明許費を議決賜りましたが、平成26年4月より消費税率が5%から8%に上昇することに伴い、請負額を増額し、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事。2、契約の金額。変更前1億

2,957万円、変更後1億3,327万2,000円。370万2,000円の増額をするものでございます。3、契約の相手方。福島県岩瀬郡鏡石町中町25番地、株式会社渡辺建設鏡石支店、支店長、佐久間澄雄でございます。

以上、議案第255号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 320万円というお金を消費税で上乘せをされて、町の負担になるわけですが、この事業は大分早くから議題というか、話題になって、取り組んできたと思うんですが、この間に合わなくなって消費税を余計に取られる。やはりこれはきちっと行政としては反省をしている必要があるのではないかと思う。どこに一番大きな問題があったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまのご質問ということでございまして、遅延の理由ということでございますけれども、当初の考え方としましては、同敷地内、第一小学校の校舎、あの建築工事が終了後であれば、新たな確認申請を取れないという状況でございました。なので、第一小学校校舎が完成後ということでございましたので、それに伴いまして遅延が生じたということでございます。その点ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第255号 鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第256号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第256号 鏡石町災害公営住宅建設工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第256号 鏡石町災害公営住宅建設工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

鏡石町災害公営住宅の建設工事につきましては、東日本大震災の被災者を対象とした公営住宅の建設でありまして、鉄筋コンクリートづくり、2階建て、2棟、24戸、延べ床面積1,868.68平米の共同住宅と、鉄骨づくり、平屋建て、延べ床面積98.4平米の集会所を建設するものであります。去る3月12日に執行しました制限つき一般競争入札により、契約金額及び契約の相手方等が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

1、契約の目的、鏡石町災害公営住宅建設工事。2、契約の方法、制限つき一般競争入札。3、契約の金額、6億9,098万4,000円。なお、交付金につきましては、平成27年3月16日となります。4、契約の相手方、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店、支店長、角田真美。

以上、議案第256号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第256号 鏡石町災害公営住宅建設工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第257号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第257号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第257号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、国において障害者支援関係法律の改正により、町の条例であります岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の改正に伴い、同審査会の名称が変更になったことから、本条例の委員の名称についても変更をするものでございます。

別表中の委員の名称を、「岩瀬地方町村障害程度区分等認定審査会委員」から「岩瀬地方町村障害支援区分等認定審査会委員」へ変更するものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第257号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時36分

開議 午前10時37分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、日程第7として議題とすることに決しました。

◎意見書案第16号及び意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、

採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、意見書案第16号 要支援者への予防給付を市町村事業とすること等を取り下げをを求める意見書（案）、意見書案第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の2件を議題といたします。

意見書案第16号及び意見書案第17号についての提案理由の説明を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 平成26年3月14日。鏡石町議会議長渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

要支援者への予防給付を市町村事業とすること等を取り下げをを求める意見書（案）。上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第16号 要支援者への予防給付を市町村事業とすること等を取り下げをを求める意見書（案）。

現在国においては、介護保険制度の根幹に関わる見直し案が検討され、今通常国会への提出を予定していると聞き及んでいる。中でも「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねる」との案は、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものとする。

厚生労働省は、昨年11月14日開催した社会保障審議会介護保険部会に「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続すること」を提案したが、訪問介護と通所介護は予防給付の89.6%にあたり、要支援外しの本質は変わっていない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記。

1、「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねる」ことを取り下げること。

2、「一定以上の所得がある人の利用料を2割に引き上げる」ことを取り下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月14日。鏡石町議会。

衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣。

平成26年3月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県の最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○8番（大河原正雄君） はい。

1、福島県最低賃金について、「日本再興戦略」並びに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。

2、福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。

3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

4、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月14日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島県労働局長。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第16号 要支援者への予防給付を市町村事業とすること等を取り下げることを求める意見書（案）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会にあたり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は3月4日から本日までの11日間にわたり開催され、平成26年度各会計予算等の重要案件を初め、追加議案3件を含め、45件の提出議案につきまして、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議を賜り、全議案を原案どおり議決いただきました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成26年度各会計予算は、東日本大震災からの復興、原子力災害対策事業、さらに第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の創造に向けての各種事業であり、復興と進化が着実に前進するものと確信しております。

なお、会期中にお寄せいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり、可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

この場をおかりいたしまして、議員の皆様方にご報告をさせていただきます。

助川副町長から今月31日をもって辞任したいとの申し出があり、受理をいたしました。助川副町長は、平成22年10月から3年6カ月の長きにわたりまして県職員としての知識や経

験を生かし、本町行政の進展に尽力していただきました。就任から5カ月で、あの東日本大震災、そして原発事故が発生し、復旧復興や原発事故対応が大きな課題となりましたけれども、見事に震災前の姿、そして元気を取り戻しつつあります。4月からは県に復帰となりますけれども、鏡石町を第二のふるさととして、今後とも本町の発展を見守ってもらうことをお願いするものでございます。

3月も中旬となりまして日増しに暖かくなり、議員各位には今後一層ご多忙の日が続くと存じますけれども、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉でございます。

ただいま遠藤町長のほうから、我が町の副町長であります助川副町長が今月末で退任したいというふうなことを受理したというふうに向っております。実は、12日の一昨日ですか、阿武隈時報の記事に助川町長退任ということで記事が載っておりますので、この記事の発信元と発信した日にち等はいつであったのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 今泉議員の質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいまのご質問というと何かちょっと、わからないんですが、ここで答弁していいのかわかりませんが、はっきり言って。阿武隈に載ったのは私も直接阿武隈からは聞かれていないような気がします。12日ですから、議会ですね、この前今泉議員さんから言われた。その後に阿武隈さんが取材に来たということなんで、そのときは来ない議員さんに、全協でね、お話ししたとおりの中身についてお話をただけであって、ということでもありますので、ここで答弁、答弁というよりも、ご説明ということにさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ただいまの説明でよろしいでしょうか。何か問題ありますか。

○9番（今泉文克君） 別件。

○議長（渡辺定己君） 別件。では、9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 実は、あの発表については、我々議会が知る前に新聞で発表になったということは、その手順というんですか。それをもう少し町のほうとしてはしっかりと

いただきたいということをまず申し上げておきます。

実はですね、ちょっと私はこれよく理解していなかったからまずいんですが、自治法の113、ここに記載されているんですが、町村長の職務を代理する副町村長の法定期日前の退職、承認第165条の1項となっているんですよ。この165条の1項の中身が、私もよくここちょっと持っていないものですからわからないんですが、ここで、法定期日前の退職ということになると、議会の承認が必要になるんですよ。かと思うんです。

そうすると、助川副町長さんの法定期日というのはいつなのか、もしかしてこれがその退職の日がちが3月31日ですから、法定期日前であれば議会の議案として出して、承認をしないとまずいから、これが議会閉会しちゃうと、6月議会までやらないとなると、持っていき方に問題が、不備が出ると思いますから、今開会中ですから、もし承認が必要だということなのであれば、今日のこのまだ閉会しておりませんので、ここで承認をして歩むのが手順じゃないかなというふうに思うんですが、その辺よく説明していただくというか、求めます。

○議長（渡辺定己君） 副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） ただいまの今泉議員さんからのご質問にご説明といたしますか、させていただきますと思います。

ただいまの今泉議員さんのおっしゃられたケースといたしますのは、町長の職務代理をする副町長の場合には議会の同意が必要となると。通常の職務代理といたしますのは町長が例えば長期に病気をして入院したりをして、職務代理として指定をされた場合には議会の同意を得てというようなケースに当たるかと思いますが、そうでない場合には、副町長の場合には、町長への辞任の申し出だけで済むはずでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかにはないですね。

〔発言する者なし〕

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第11回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年3月14日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 古 川 文 雄

参 考 资 料

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	6
報告第 39号 専決処分した事件の承認について	6
諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9
議案第215号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第216号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第217号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第218号 鏡石町ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第219号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第220号 鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第221号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第222号 鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第223号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第224号 鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第225号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第226号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の変更について	31
議案第227号 鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結について	32
議案第228号 鏡石町ふれあいの森公園アスレチック遊具更新工事変更請負契約の締結について	33
議案第229号 鏡石町ふれあいの森公園人工芝滑り台人工芝更新工事変更請負契約の締結について	34

議案第230号	鳥見山公園多目的広場改修工事変更請負契約の締結について……………	35
議案第231号	公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 変更請負契約の締結について……………	36
議案第232号	公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）変更請負契約の締結につ いて……………	37
議案第233号	公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結について……………	38
議案第234号	平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）……………	39
議案第235号	平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………	45
議案第236号	平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	47
議案第237号	平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	49
議案第238号	平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）……………	51
議案第239号	平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）……………	53
議案第240号	平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算（第2号）……………	56
議案第241号	平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）……………	58
議案第242号	平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	60
議案第243号	平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）……………	63
議案第244号	平成26年度鏡石町一般会計予算……………	64
議案第245号	平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計予算……………	70
議案第246号	平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算……………	74
議案第247号	平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算……………	77
議案第248号	平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算……………	80
議案第249号	平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算……………	83
議案第250号	平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算……………	86
議案第251号	平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算……………	90
議案第252号	平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算……………	93
議案第253号	平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算……………	97
議案第254号	平成26年度鏡石町上水道事業会計予算……………	101
議案第255号	鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事変更請負契約の締結について…	105
議案第256号	鏡石町災害公営住宅建設工事請負契約の締結について……………	106

議案第257号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	107
請願・陳情文書付託表……………	108

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第39号	専決処分した事件の承認について	26.3.4	承認
諮問 第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	26.3.4	同意
議案 第215号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第216号	鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第217号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第218号	鏡石町ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第219号	鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第220号	鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第221号	鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第222号	鏡石町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第223号	鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第224号	鏡石町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第225号	鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.4	可決
議案 第226号	岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約の変更について	26.3.4	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第227号	鏡石町耐震性貯水槽設置工事変更請負契約の締結について	26.3.4	可決
議案 第228号	鏡石町ふれあいの森公園アスレチック遊具更新工事変更請負契約の締結について	26.3.4	可決
議案 第229号	鏡石町ふれあいの森公園人工芝滑り台人工芝更新工事変更請負契約の締結について	26.3.4	可決
議案 第230号	鳥見山公園多目的広場改修工事変更請負契約の締結について	26.3.4	可決
議案 第231号	公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 変更請負契約の締結について	26.3.4	可決
議案 第232号	公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）変更請負契約の締結について	26.3.4	可決
議案 第233号	公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結について	26.3.4	可決
議案 第234号	平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）	26.3.4	可決
議案 第235号	平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	26.3.4	可決
議案 第236号	平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	26.3.4	可決
議案 第237号	平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）	26.3.4	可決
議案 第238号	平成25年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	26.3.4	可決
議案 第239号	平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）	26.3.4	可決
議案 第240号	平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	26.3.4	可決
議案 第241号	平成25年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）	26.3.4	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第242号	平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)	26.3.4	可決
議案 第243号	平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3 号)	26.3.4	可決
議案 第244号	平成26年度鏡石町一般会計予算	26.3.14	可決
議案 第245号	平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第246号	平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第247号	平成26年度鏡石町介護保険特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第248号	平成26年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第249号	平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第250号	平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計予算	26.3.14	可決
議案 第251号	平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第252号	平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第253号	平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	26.3.14	可決
議案 第254号	平成26年度鏡石町上水道事業会計予算	26.3.14	可決
議案 第255号	鏡石町児童ふれあい交流施設新築工事変更請負契約の 締結について	26.3.14	可決
議案 第256号	鏡石町災害公営住宅建設工事請負契約の締結について	26.3.14	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第257号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.3.14	可決
意見書案 第16号	要支援者への予防給付を市町村事業とすること等を取り下げることを求める意見書	26.3.14	可決
意見書案 第17号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	26.3.14	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
陳情 第17号	要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書 提出に関する陳情書	採 択
陳情 第18号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情に ついて	採 択

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第17号	要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書		交益社団法人認知症の人と家族の会福島県支部 代表世話人 佐藤 和子	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第18号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について		日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択